

拓殖大学 経営経理研究

第 107 号

2016 年 9 月

論 文

- 産業発展に伴う情報セキュリティの重要性と必要性
— 産業の活性化と ICT 利活用の実態 — ……金 山 茂 雄 (1)
- 高等教育における「社会人基礎力」への取組と課題
— 全国大学・短期大学における実態調査から — ……長 尾 素 子
池ヶ谷 浩二郎 (29)
- B コーポレーション及び
ベネフィット・コーポレーション ……村 山 貞 幸
浮 田 英 彦 (51)
- 会計学はこの惑星を救えるか？
— グリーソン・ホワイトに込めて — ……三代川 正 秀 (73)
- 青色更正処分に係る理由附記の再考 ……村 松 芳 弘 (101)
野 口 浩

調査報告

- TPP 時代の貿易取引実務の展望
— 財務省東京税関 2015 年度 税関職員研修講義録 — ……武 上 幸之助 (121)

書 評

- Andrew Miziniak, *The Unicultural Advantage: The new cultural roadmap for global business relationships* ……鄭 偉 (131)
- 2015 年度 月例研究会報告 …… (137)
- 拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領 …… (139)

前 号 目 次

小原 博教授古稀記念号発刊の辞	中 村 竜 哉 (i)
マーケティング史研究の泰斗；小原 博さん	岡 本 治 雄 (1)
退職のご挨拶	
学ぶこと半世紀	小 原 博 (5)
最終講義	
マーケティング史研究の視座	小 原 博 (23)
論 文	
パナソニック・チャイナの 中国市場参入の歴史とマーケティング戦略	近 藤 文 男 (49)
偶成：福澤諭吉と学問の独立 — 小原 博教授古稀記念号に寄せて —	堀 田 一 善 (85)
わが国におけるマーケティングの生成	光 澤 滋 朗 (115)
わが国小売業における小売機器・什器進化のインパクト — 1960年代における食品小売現場での進化を中心に —	石 川 和 男 (145)
マーケティング史研究における マーケティング概念の多様性について	薄 井 和 夫 (169)
ロバート・バーテルズの研究業績と思想	上 沼 克 徳 (209)
小売事業ブランドの生成・発展 — ユニクロを素材として —	木 下 明 浩 (243)
AMA マーケティング定義の変遷と マーケティング研究の焦点	堀 越 比 呂 志 (273)
インターネット通信販売の成長下での 流通・取引慣行ガイドラインのあり方	丸 山 正 博 (303)
イギリスにおけるヘルシーフードの展開と食料消費構造の変化 — レディミールの消費動向と所得水準別消費傾向の変化を中心に —	金 度 洵 (319)
活路開拓事業の効果的实践に関する事例研究 — 石川県観光物産館を中心に —	今 村 哲 (351)
SEC による会計事務所の懲戒とその監視的役割 — 1970年代における展開 —	岡 嶋 慶 (389)
インターネット時代の新しいマーケティング — 情報技術の進展とデジタルマーケティング —	北 中 英 明 (423)
2025年に向けた店舗小売業の 経営課題に関する検討	根 本 重 之 (453)
移動スーパーの業態特性 — 効率性の観点から —	池 田 真 志 (471)
消費者行動研究の歴史と集計化のパターン	田 嶋 規 雄 (495)
食品スーパー市場の構造変化と 中堅食品スーパーの対応	堂 野 崎 衛 (519)

拓殖大学
經營經理研究

第 107 号

拓殖大学經營經理研究所

〈論文〉

産業発展に伴う情報セキュリティの 重要性と必要性

— 産業の活性化と ICT 利活用の実態 —

金山 茂雄

要 約

高度情報化社会やネットワークは、私たちの人間関係や社会にどのような影響をあたえたのだろうか。総務省が2010年に実現をめざしているビジョンに「ユビキタスネットワーク社会（u-Japan）」というものがあつた。『「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができる社会』（『平成17年度版情報通信白書』）が実現した場合、自分たちはいったいどのような生活を過ごすことになるのだろうか、と当時を振り返る。

情報社会の進展は情報通信技術を土台とした通信インフラと利用端末を生み出すハードウェア技術、そして情報コンテンツを生み出すソフトウェア技術の協調的進化に支えられている。これらの先進的な技術がビジネスの世界にとって受け入れられるためには、これらを支えるビジネスモデルが重要な役割を果たすことは携帯電話の普及の中で実証された。その結果、PHS事業は衰退の一途をたどつた。社会環境の変化に観られる現状維持に利用者が意識しているのならば、それは経済活動が活発にならないのである。つまり、ビジネスへつながらないのである。よつて、新しいビジネスの創出には、今日の社会がどんな社会であるのか、を明確にすることであり、そのためには社会変化の概観が必要となる。平成28（2016）年5月末日、当日から観た未来は、幻想のようにも思える。一步一步進んではいるが、未来社会にはほど遠い。

一方では、様々な技術が高度化して利活用ができるようになると、人々

はメリットやデメリットについて考えはじめる。誰もがビジネスにつなげて考え、それは、他人より多くのモノを得たいからである。つまり、ビジネスの利権の獲得である。しかし、この点に集約されると大きな問題が発生する。人々は、ビジネスで得たモノを守ろうとする。ここに、セキュリティの重要性と必要性が生じるのである。ここでは、情報セキュリティの重要性と必要性について、ICT の利活用の状況から観ることにする。

キーワード：ICT の産業、IoT、未来社会、セキュリティ

1. はじめに

高度情報化社会やネットワークは、私たちの人間関係や社会にどのような影響をあたえたのだろうか。総務省が2010年に実現をめざしているビジョンに「ユビキタスネット社会（u-Japan）」というものがあった。『「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができる社会』（『平成17年度版情報通信白書』）が実現した場合、自分たちはいったいどのような生活を過ごすことになるのだろうか、と当時を振り返る。情報社会の進展は情報通信技術を土台とした通信インフラと利用端末を生み出すハードウェア技術、そして情報コンテンツを生み出すソフトウェア技術の協調的進化に支えられている。これらの先進的な技術がビジネスの世界にとって受け入れられるためには、これらを支えるビジネスモデルが重要な役割を果たすことは携帯電話の普及の中で実証された。その結果、PHS事業は衰退の一途をたどった。このような点から次のことが言える。一つ目は、ビジネスモデルは利用者の意識で大きく変わる。二つ目は、利用者の利用意欲の向上によってビジネスも大きく左右される一面がある。三つ目は、日常生活の中で自分の置かれている様々な環境と条件が次に進むヒントになる。特に、三つ目は、一つ目と二つ目に大きく影響を与える。それは、社会環境の変化に観

られる現状維持に利用者が意識しているのならば、経済活動が活発にならない。つまり、ビジネスへつながらないのである。よって、新しいビジネスの創出には、今日の社会がどんな社会であるのか、を明確にすることであり、そのためにはこれまでの史的展開が不可欠で社会変化の概観が必要となる。平成 28 (2016) 年 5 月末日、当時から観た未来は、幻想のようにも思える。一步一步進んではいるが、未来社会にはほど遠い。

企業及び企業の経営活動の基盤には、やはり高度な技術や繊細な技術および先進的な技術に依存するケースが多くみられる。特に、産業界で一つの用語としてよく使われる「グローバルな社会」「グローバルな企業経営」となると、様々な企業が混在し、日々競争しているのである。

最近では、「環境」がメインテーマとなり、企業は新たな経営活動に取り組んでいる。それは、「環境ビジネス」である。日本の技術が維持され、そして改善してきた結果として、このような新たなビジネスが登場したと考える。このようなビジネスが近隣の諸国にどのような影響を与えているのだろうか、

例えば、中国では、日本企業の進出が中国経済に少なからず影響を与えていると考える。中国にとっては、先進主要国にみられる経済力の大きさが、グローバルな社会の中での中国を刺激している。このことは、中国と日本が、経済力の向上と企業コスト等のお互いの利害関係に一致をみる。日本企業の生産・効率の向上、経費削減という低コストの企業経営では、それぞれの目標を達成しているだろう。この関係は国対国ではなく、国対企業の関係であり、規模が小さくなった企業対個人の「B2C」の関係といえる。今後は「C2C」の関係に拡大すると推察できる。この個人がどのような考えと行動を起こすのか、わからない。つまり、インターネット社会における個人の意識と能力が新たな「B2C」と「C2C」を作り出し、また産業への変化も考えられる。そこで、社会における個人の意識と能力の関係が産業の変移とともに技術教育の重要性を示していると考えられる。

一方では、様々な技術が高度化して利活用ができるようになると、企業や個人がメリットやデメリットについて考えはじめる。これは当然の進むべき道筋と考える。誰もがビジネスにつなげて考え、他人より多くのメリットを得たいからである。つまり、ビジネスの利権の獲得である。しかし、この点に集約されると大きな問題が発生する。企業や個人は、ビジネスで得たモノを守ろうとする。ここに、セキュリティの重要性と必要性が生じるのである。ここでは、情報セキュリティの重要性と必要性について、ICTの利活用の状況から観ることにする。

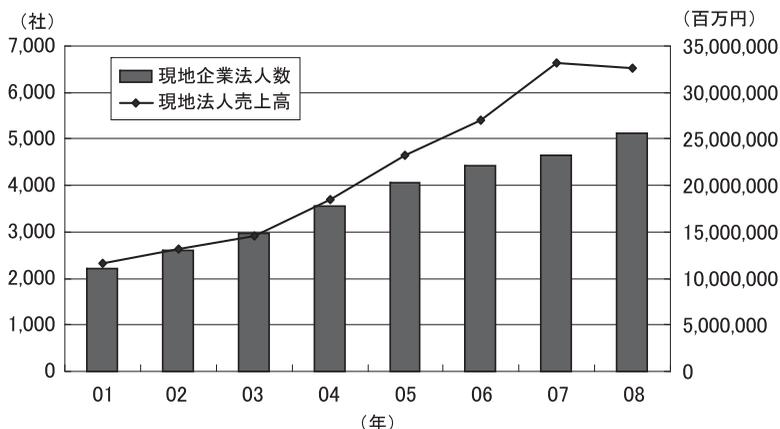
2. 産業変移と社会の環境変化

現在ではSCMやECが主流であるため、CALSを語る者がほとんどいないが、様々なケースで支援システムの効率化を模索し、その後「CALS」が登場した。さらに、プロジェクトへ発展していくことになる。二昔前に話題として登場した情報システムは、ペーパーレスだけではなく戦略的な意味を持つことや情報の電子化によるマニュアルの電子化と保管、さらに情報検索機能の構築や製品開発・製造時のCAD/CAMへの利用など、多くのメリットがあった。また、開発・製造のコストを下げながら品質を向上させることができた。この情報システムの最大の特徴は、ネットワークに接続し電子データ交換を可能にしたことである。このネットワーク接続は、営業と製造、設計と製造、マーケティング部門と製造部門など、業務の緊密化に影響を与え業務遂行が円滑に進むようになった。さらに、情報の共有化のための統合データベースの構築が必要不可欠になった。業務データは各部署で共有しながら業務を遂行するようになり、無駄の排除、意志決定の迅速化などが進み、業務改善に貢献したのである。また、情報システムが一層効率的に利用され、企業活動の機会の増加をもたらした。

急速な成長を見せる中国が日本のように技術革新とともに進んでいくの

か、興味深いものがある。中国に進出している日本企業は、2008年末において多くの企業が進出している（図表1を参照のこと）。価格の低さを武器に「地球規模の工場」として経済成長を遂げている。もちろん人口の多さは、「世界一」であり、米国の人口を圧倒している。この人の多さは、どんな企業にとっても魅力的であり、企業の経営活動にとって利益拡大と考えている。つまり、地球規模の世界の市場へと移り変わるのである。ちなみに巨大なEUの欧州市場では人口約6億人である。また、北米市場では、3億人に達していない。日本は、約1億3千万人レベルであるので、日本からみて約10倍の市場なのだ。市場がここまで、急速に変化したことは、経済学の成長理論に合致している¹⁾。これらは、蓄積論から推察すると、資本蓄積と人口増加の関係や、社会は二分化し2つの階級からなる。また、利用可能な労働力に対する資本ストックの関係、競争による影響、生産の技術などによって利用可能な労働力が制限され、資本が蓄積される。日本の場合は、既に企業自体に消費する経費が大きく、国内においてモノの生産が限界に達していると考えられる。したがって、消費する経費が少

図表1 日本企業の中国事業活動の推移



出所：経済産業省「海外事業活動基本調査——平成20年度実績——」より。

なくなる方策を考えるか、または経費が抑えられる場所を選択肢が限られる。

1990年代のはじめは、海外において各企業の事業展開が北米市場であった。このとき、既に将来はアジア地域、特に中国市場への投資が増えるだろうといわれていた。その後、1995年から現在までの15年間は、日本の戦後50年に相当する勢いで中国経済が成長している。約3倍のスピードである。英国が200年かかった経済成長が、日本は2倍強のスピードであった。中国は1978年の改革開放政策に転じて市場経済の導入から約6倍のスピードとなる。この背景には、人口を基盤に人材の有効活用、世界的にグローバルな時代に入ったことなどがその理由と考えられる。また、資本と技術が海外から多く流入されたことも巨大な市場の形成と中国経済の成長に起因していると思われる。文化大革命当時は、中国国民は人民服を着ていたが最近では、日本と変わらない風景である。また、上海の浦東は、以前は田舎で草原地帯であったが、現在では大都市化され、都会である。しかしその面、経済格差も発生している。また、同時に新たなビジネスも発生しているのである。日本と同様に仕事を求めて田舎から都会へ人々が移動している。経済格差、つまり所得が、田舎より都会のほうが高いからであり、中国も日本と比べて変わらないことがいえる。また、人民のモノへの消費は、低価格商品に多く人が集まり、たくさんの商品を購入している様子も日本人と比べて変わらない。その一方で、低価格商品ではなく高級品も一定の割合で売れているのである。つまり、今では高い所得層が存在していることになる。これらのことは、前回の発表の中でも論じているが、日本の産業は活発に動いているように見えないが、実は海外において活動展開しており、必ずしも産業界が冷えて動きが鈍い状態ではないことを示している。前述したように、日本の約3倍のスピードで発展成長している中国市場では、このスピードの速さの影響が、例えば、製品開発期間の短縮、自然に経費の削減に連動し、さらに商品の販売の時期、販売量、

販売地域など、販売に関する計画の見直し、実施計画・実行も早くなる。

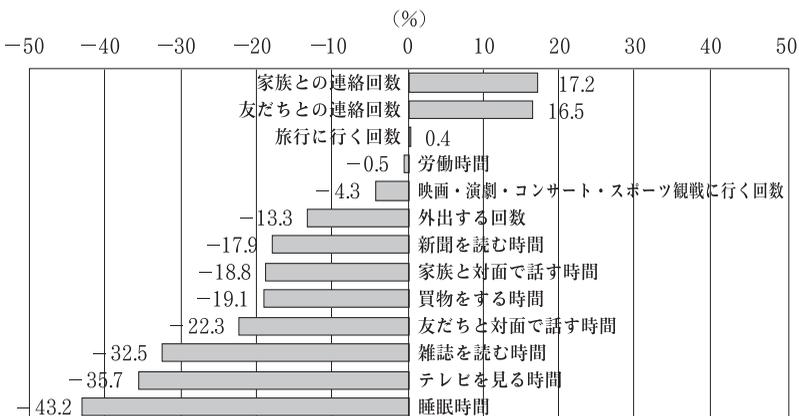
このような低コスト状態は、現在の経済不況下が今後も続く限り近隣諸国にも拡散していくだろうと、推測する。ただし、今後投資が増えることが前提となる。また、格差社会の形成は、競争力があるか、競争力がないか、の判断要因として重要である。その例として、インドが経済成長の著しく中国の後を追っている。インド社会では、経済発展が経済格差を生み出し、従来とは異なった階層となっている。また、インドの隣に位置するバングラデシュが市場原理の導入でインドを追い始めている。このように近隣諸国に少しずつ影響が出ている。このまま進むとアジア圏全域に拡がる と推察する。仕事を求めて田舎から都会へ移動する人々が、国を越えて自国から隣の国へ移動する様子が予想される。近い将来日本人が仕事を求めて中国、インドをはじめとして近隣諸国に移動することも考えられる。事例として、中国では欧州の自動車メーカーが設計段階から上海で行っている。もちろん、自動車メーカーとのつながりがある部品メーカーは、部品の供給のため近くに工場を建設する。それは、低コストと一定の品質を保つためであり、企業はコンセプトを考えて、中国現地で製造するといったある種分業しているのである。そして、中国で製造された自動車は、海を越えて欧州で販売される。もちろん、販売する社員は、英国人やフランス人といった欧州人である。つまり、モノへの製造拠点だけではなく、その後の商品をどのように売りさばくか、までも考えているのである。したがって、新しい市場は、どのように活用することかで、次の効果が得られる。先の先まで思考して行動する戦略を採っている。つまり、CALIS の思考である。また、中国進出のカギはやはり人材である。中国市場への事業展開には、中国ビジネスの実態を把握し、よく知っている現地の人材に期待するのである（図表1を参照のこと）。現地をよく知っている人材と共にマーケティングと新商品の開発を行い、新たな市場を形成することであり、同時に人材の育成が必要となるのである。

産業の成長には、前節で触れた「競争力」がつきものである。そして、競争力と密接に関係するのが「イノベーション」である。米国では、2008年、このイノベーションが起き、単なる技術革新ではなく、イノベーションを起こすことによって社会的な価値が変わっていくことや価値基準への変化も示していた。しかし、従来の考え方からでは、技術革新の評価基準が労働生産性の伸び率、資本生産性、技術進歩率または、全要素の生産性の伸び率から判断されるケースが多かった。

技術革新の中では、やはりインターネットの活用によるものが多い（図表2を参照のこと）。また、インターネットの活用により、社会やその環境も変化している。経済不況下においてもインターネットの利用は、IT企業の他の業界と比べて成長している。“Yahoo”や“Google”といった企業は、社会での存在感を益しているように思われる。

一方、社会環境の変化に関係深いのが、以前から述べている知覚である。古くから社会的背景が少なからず知覚に影響を与えているが、この影響に

図表2 インターネット利用による生活時間・行動頻度の変化（2年前との比較）



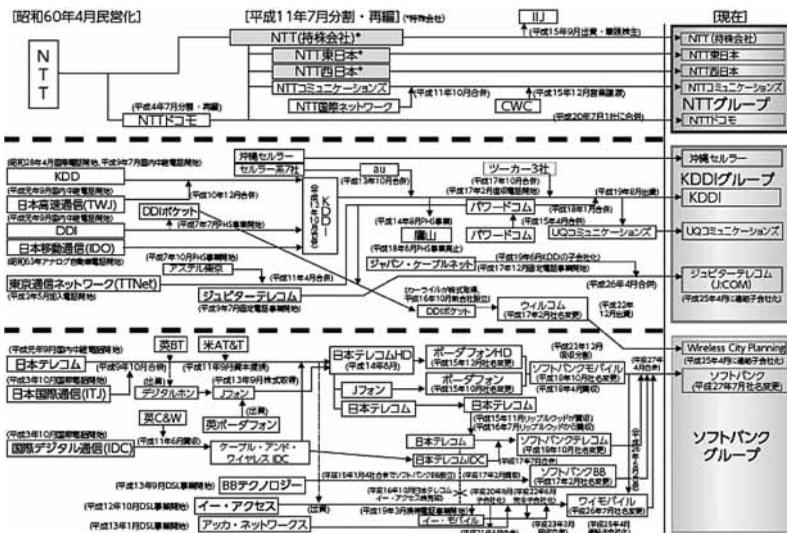
注：各項目に対して「増加した」と回答した利用者の割合から「減少した」と回答した利用者の割合を差し引いたもの

出所：総務省「平成16年度通信利用動向調査」より。

は知覚者の社会的価値、意味が媒介となることもある。高度な技術が普及するにつれ、社会は個や集団、組織体、また多様な文化・習慣・価値観など、複雑な社会背景と社会環境を創り出していると考えられる。教育も例外とは言えないし、教育内容や方法も変わってきている。社会的背景が変わると社会自体も変わっていくと考えられる。つまり、その構造やしくみが変わることである。特に、情報社会といわれている今、構造やしくみの中で生活している人々は、自身自体に影響され、さらに自身の意識も変わると考えられる。もちろん、情報が氾濫している世の中では、突然の出来事や今までに経験・体験したことのない現象に遭遇した場合、自身へのインパクトが大きすぎて変化をもたらす。日常生活の中で洪水のように流れている情報がそれである。そんな状況から推測すると、正確な情報の把握と判断ができないであろう。社会環境の変化は、このように正確な情報の把握と判断ができない状態であるといえる。変化が治まり誰もがその状況を理解したとき、変化を変化として受け取らず日常のことに感じられると思われる。また、このようなことは、歴史の中で絶えず繰り返されていることでもあり、ITの普及の際、同様な現象があったと思われる。インターネットの利用は時間の経過とともに、日常生活の一部になっている現象が示している。グローバルな社会では、今までに無かったことが日常生活の一部になっていくと推測するならば、今以上に変化に耐えうる人材、変化に適用できる人材の確保と育成が重要である。

図表3の通信業界は、産業界でも近年目覚まし発展を遂げた分野である³⁾。1985年の通信の自由化から約30年間で、民間の事業者を中心に積極的なネットワーク投資が行われた結果である。その結果、大都市圏だけではなく日本全国のほぼ全域でブロードバンドが利用可能になった。このように、インフラの整備から高度化により、従来のコミュニケーションツールから情報を生成、蓄積、処理し付加価値を生み出す経営資源としての役割に変化した。その中でも、センター技術などの発達によりモノがネット

図表 3 通信業界の再編の動き



出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 36 より抜粋。

ワークにつながられ、M2M 通信が現実的になってきた。スマートフォン
 の普及は個人をインターネットにつなぎ、M2M でモノがインターネット
 につながる。その結果、ネットワークが社会インフラとして重要性を帯
 びてさらに増している。したがって、産業界の活性化と発展は、その分誰
 に対しても安全性と保護の重要が増していることにつながっていく。また、
 ICT の高度化に伴い、安心と安全な利用環境の整備が必要である。

2020 年代の世界最高水準の ICT 社会の実現のためには、世界最高レベ
 ルの通信インフラの整備が必要である。また、そのためには料金低廉化と
 サービスの多様化のための競争環境の整備、消費者保護ルールの充実した
 内容の検討とその対応、制度化などの課題が山積みである。総務省では、
 2014 年度より「ICT サービス安心・安全研究会」を開催し、次のことを
 検討している。

- ① 消費者保護ルールの見直し・充実
- ② ICT による 2020 年代創造のための青少年保護・育成のあり方
- ③ ICT サービスの進展に応じた課題への対応

これらは、通信業界が3つのグループ体制にほぼ固定化したため、事業者のグループ化から一歩進み、ICT から IoT の世界実現に進みはじめたあらわれである。この IoT の世界は、2030 年を見据えた新たな通信産業への政策と発展への期待もある。

3. ICT の社会と高度化

3.1 ICT が促進する社会とは

高度情報化社会は、私たちの人間関係や社会にどのような影響をあたえるだろうか。その問いに対する答えらしきことが『「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができる社会』（『平成 17 年度版情報通信白書』）であろう。

過渡期である現在、重要と思われるのが、「選択」というキーワードである。いつでも、どこでも、何でも、ネットワークにつながる。つまり、全てがネットワークに繋がっている「ユビキタスネットワーク社会」において、実際に「いつ、どこで、誰とつながるのか」を選択しなければならない。つまり、その自己決定が問題となるからである。既にインターネットの普及が社会における流通情報のあり方を変えたと言われている。自分たちがどのように情報収集をするようになっているのか、考える必要がある。

日常のウェブ利用の多くは、ニュースや天気予報などはもちろん、仕事や学業、必要な情報を探す。IT の発達やデジタル化社会は経済面でも「光」と「影」の格差が生じ「明」と「暗」、「勝ち組」と「負け組」など

二分化している。その中で情報社会は人間の知的な活動領域を拡げ、お互いの競争を通じて個人の能力を伸ばす。個人の能力の強化は、企業や国家、家庭の価値や社会倫理の後退を招く結果へと進んでいる。教育等高等機関も同様なことが言える。

この選んで探すという情報収集活動はインターネット以前からあるが、デジタル情報が検索性に優れているから、より顕著な傾向となっている。この選んで探す傾向の増加は、自ら選ばない情報収集にも影響をもたらす。

1985年頃は、90%以上の人々が毎日、新聞を読んでいる。しかし、1995年から「新聞離れ」といわれているとおり、若年層を中心に毎日読まない人が増えた。2005年には10代～20代で50～60%程度になった。30代でもかなり増えた。この変化の一因には1995年から10年間で急激に普及したインターネットがあげられるだろう。もちろん、インターネットでもニュースが読め、「電子新聞」も増えた事実もある。インターネットを利用したことで生活時間や行動範囲も変化している。その他、睡眠時間が減った、テレビ視聴時間や雑誌閲読時間が減った。その理由として考えられるのは、インターネットの利用によって、それらのメディアからの情報収集が不要になったこと、あるいは、単純に時間がなくなったこと。このことは、マス・メディアが提供するような画一的情報よりも自分で選択した情報を好きな機会に接触するような人が増えたこととらえられる。また、「同じ時間に同じテレビ番組をみんなが見る」といった「メディアを介した同時体験」が、近年減少しつつあるということである。このことは、近年高視聴率を取る番組が顕著に減っていることから裏づけられる。1979年には年間1,860回もあった視聴率30%以上の番組が、2003年には10回にまで減少している。テレビの平均視聴時間自体は毎日3時間～3時間半と30年間ほぼ変化していないが、視聴が特定番組に集中せず分散化している。ここ数年普及している一つとしてハードディスク・レコーダーがある。あらかじめ自分が設定したキーワードに関連する番組を自動的に録画する機能も

ある。機器面からも自分の好きな情報しか収集しない方向性が助長されている。

ケータイやインターネットの普及は、自分たちの人間関係にも同様の影響を与えている。これも「選択」というキーワードから観ると、ケータイやインターネットで「誰かに連絡を取る」また逆に「誰かから連絡がくる」というのは、選び選ばれた人間関係といえる。偶然街ですれ違ったり、たまたま会社や学校で席が隣り合ったりしたことでコミュニケーションするのではなく、自分のケータイに登録されている中から、あるいは知っている電子メールアドレスの中から、自分で選んだ人とコミュニケーションする。しかし、平成 21 年は、それ以前の社会変化にともなう影響であるかのように「経済力」「知力」「社会力」の低下が目立つ。イノベーションによる経済効果は低下の傾向にある。

近年の情報化投資で情報の蓄積はあるものの、その活用方法が見つからない。また、その影響は労働力不足にも現れている。

3.2 IT 社会と高度化

一般社会では、IT の社会現象としてインターネットの利便性がいわれている。

高度情報化社会がもたらす自分たちの人間関係の変化を、「選択」というキーワードで観たが多くのことが選択可能になり、自分の好きな情報や人しか選ばない傾向が強まってきている。新しいメディアがその傾向を引き出しているというより、もともと人と社会にその傾向があり、その現れがケータイやインターネットなどが誕生し、助長していると捉えられる。コンビニのような 24 時間営業、いつでも、どこでも情報サービスが整備され利用でき、さらにこの傾向が増えるだろう。そして、ネット上のショッピングサイトにあるような過去に選んだものの中から選択しているにすぎないのである。

紙の新聞であれば無意識に興味のないものまで目から情報が入ってくるがネットショッピングになるとそうではなく、自ら選択しなければならない。

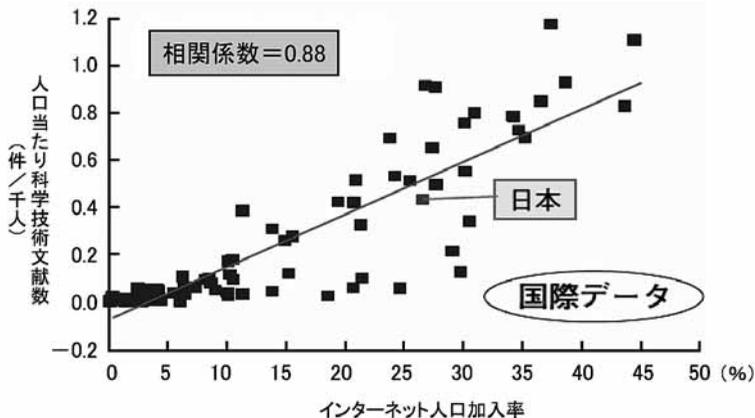
情報通信に関するネットワークの現状は、次に示す。

- ① インターネットの普及が着実に進んでいる。
- ② ブロードバンド化が進んでいる。
- ③ 携帯電話によるインターネットの活用と放送のデジタル化の進展。

IT 社会において情報の把握も重要だろう。今後も IT を中心とした新しい社会と生活に変わると推測する。一つは、インターネットは簡単に情報を得たり、発信したりできる。次に、電子メールや携帯電話の普及により、個人と個人の関係が強くなっている。いわゆる選択であり、また家族と個人とのつながりが細くなっている。三つ目は、インターネットの普及により、文章を気軽にやり取りできることは「インターネットのすばらしさ」を表している。従来のメディアは情報が一方通行で常に受け身状態であった。しかし、ブロードバンド時代の到来が双方向通信を可能にし、誰でも情報の発信者になれる。しかし、インターネットの利活用も重要であり、単に利便性だけではないことを十分理解しなければならない。

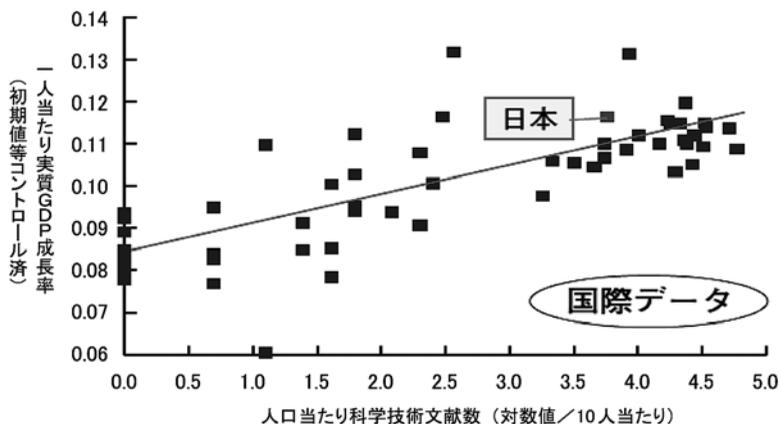
このように社会環境の変化は、IT、特にインターネットに象徴され、その影響は、個、集団、文化、習慣、価値をも変えた。つまり、インターネットショッピングでみられる「モノから情報へ」の変化は大きく、その現象は IT による労働、つまり知的労働や自己改革の必要性、協調性がない者が多く、さらに常用語として使われている「ストレス」が、感情の変化とともに生活の中に入り込み生活も変えた。そして、今では自己の未来に対する自己実現への意識と意欲が欠けている。その要因として、自己の進む道をネット上に求めている者も少なくない。図表 4 から 7 および図表 8 は、

図表4 人的資本と経済成長との関係（インターネット普及等に関する）



出所：総務省「平成21年度通信利用動向調査」より。

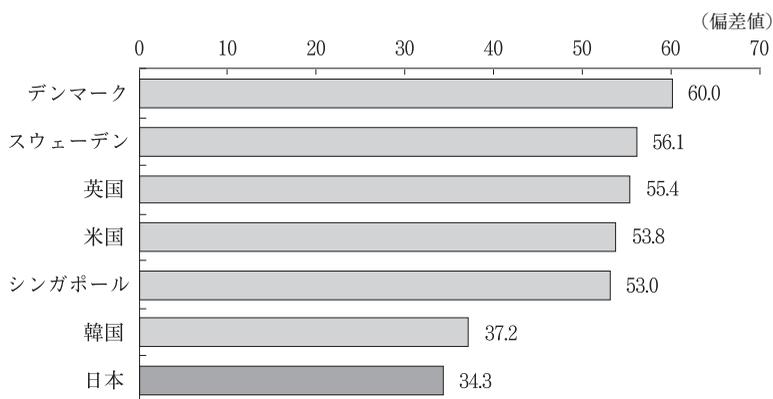
図表5 人的資本と経済成長との関係（知識と情報の蓄積）



出所：総務省「平成21年度通信利用動向調査」より。

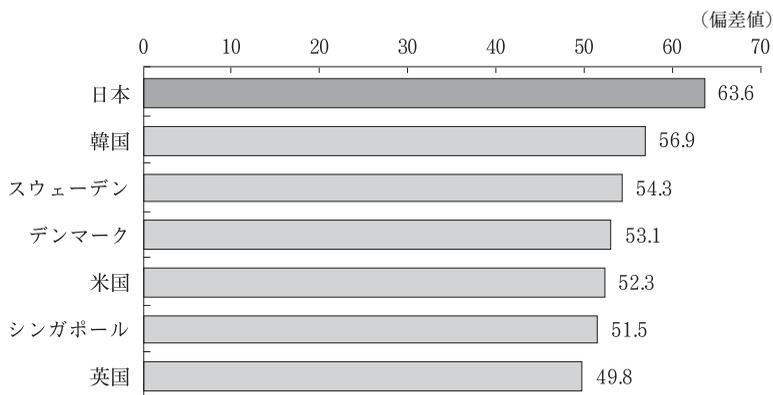
「知力」「社会力」等の国際比較である。これらを見ても明らかなようにほぼすべてにおいて低下している。

図表 6 情報通信による基盤に関する国際ランキング



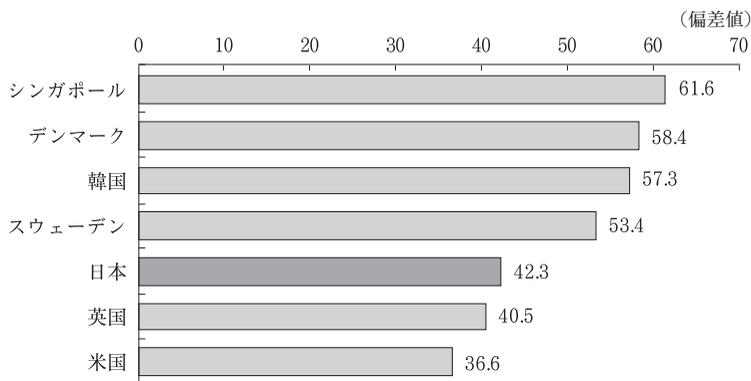
出所：総務省「平成 21 年度通信利用動向調査」より。

図表 7 情報通信による基盤に関する国際ランキング



出所：総務省「平成 21 年度通信利用動向調査」より。

図表 8 情報通信による基盤に関する国際ランキング



出所：総務省「平成 21 年度通信利用動向調査」より。

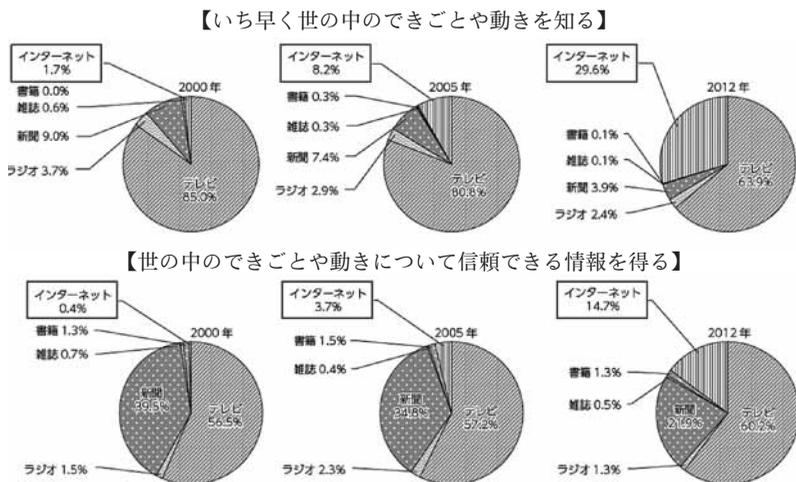
4. 情報収集活動とセキュリティ

情報セキュリティ全般に関する状況は、2008（H20）年、前後から劇的に変化している。そのために、IPA は、企業や組織体のシステム開発者や運用者を対象に、情報セキュリティインシデントや攻撃手口に関する報告やその対策の情報の提供を行っている。さらに、一般利用者向けとしてパソコンやスマートフォンを使用した情報セキュリティの認識と理解を促進している。特に、2014 年には、インターネットのいくつかの数脆弱性が見つかり、それを利用した攻撃も確認されている。また、ネットバンキングの法人口座における不正送金被害の拡大、国・政府の機関やインフラ事業に従事している主力企業の機密情報をターゲットとした標的型攻撃も起きている。さらに、外部攻撃だけではなく内部の不正が表面化し社会的な問題になった。こうした様々な事柄が起き、未然に防げないところに問題があるが、少しでも外部、内部の問題に対応するため、2014 年 11 月にサイバーセキュリティ基本法が成立し、国・政府のセキュリティの強化へ

と変わった。今後、標的型攻撃に対抗する取り組みが今以上に強化されると思われる。

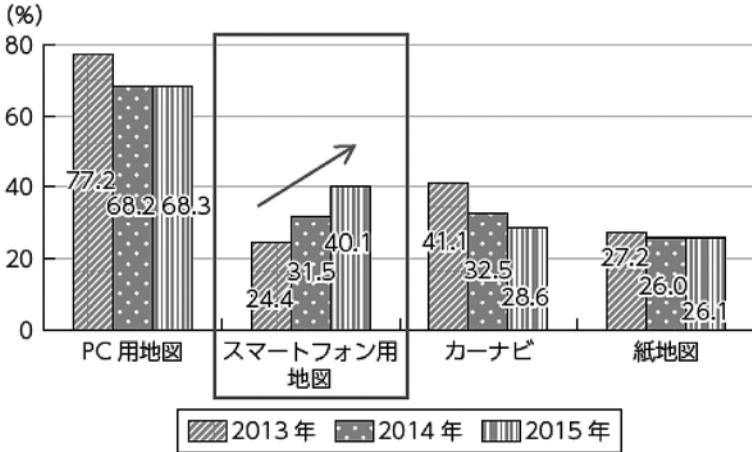
図表9は、2015（H27）年の「情報通信白書」からのデータである。「いち早く世の中のできごとや動きを知る」質問に対し、インターネットが2000年は、1.7%、2005年は、8.2%、2012年にはついにほぼ3割の29.6%に達している。また、「世の中のできごとや動きについて信頼できる情報を得る」の質問では、インターネットが2000年は、0.4%、2005年は、3.7%、2012年には、14.7%までになっている。インターネットの利用頻度が増えていることがわかる。利用頻度が増えれば、その分リスクも増える。この調査結果からも分かるように年々インターネットの利用が増えていく。下記の図表10は、地図（地理）情報の利活用方法である。例えば、車でドライブに行くとして、行く目的地を決める。その際、目的地までルートをどうするか、である。従来からある冊子の地図本を見るか、

図表9 頻繁に利用するメディアの推移（目的別）



出所：総務省「平成27年度版情報通信白書」p.64より抜粋。

図表 10 インターネット地図の利用拡大

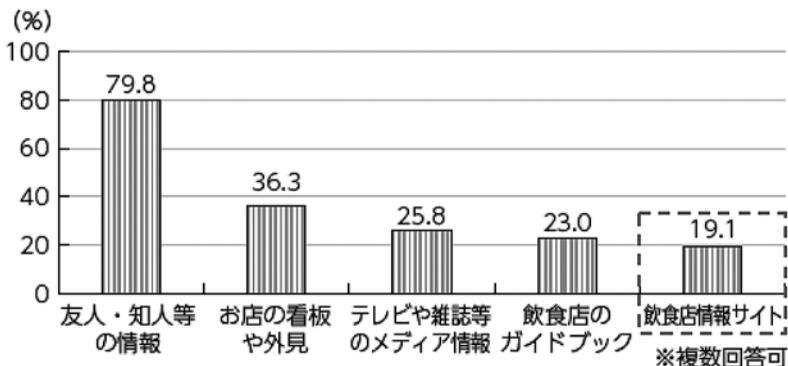


注：PC用地図はインターネット地図サービスを対象
 出所：総務省「平成27年度版情報通信白書」p.64より抜粋。

またその他の方法で目的地へのルートを確認するか、である。上記の図表10のとおり紙媒体の地図の他、PC、カーナビゲーション、スマートフォンがあり、その中でもスマートフォンが増えている。

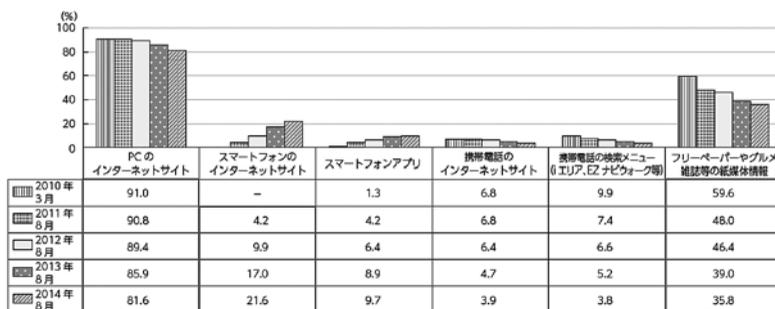
スマートフォンが他の情報端末機より優れている現れである。手軽に持ち運びができるものはなかなか見つからない。もちろん、スマートフォンが他の3つの機能を兼ね備えていることである。図表11は、情報収集の状況と内容を表している。最近、新たに飲食店の情報サイトが加わった。また、図表12のようにインターネットサイトの利用がPCや携帯が減る傾向にある⁴⁾。また、紙媒体のフリーペーパーや雑誌なども減る傾向である。その代わりスマートフォンが増えている。このようにインターネットの普及がいろいろなところで活用されている。さらに、大学生は、就職活動にも大いに活用している。以前は、就職サイトへアクセスし情報を得ていたが、最近では、企業のホームページに自社情報がある。もちろん、就職活動している大学生にとっては、就職サイトより各企業のホームペー

図表 11 飲食店利用サイトの経験（2003年）



出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 64 より抜粋。

図表 12 飲食店の情報を調べる際の情報原の変化



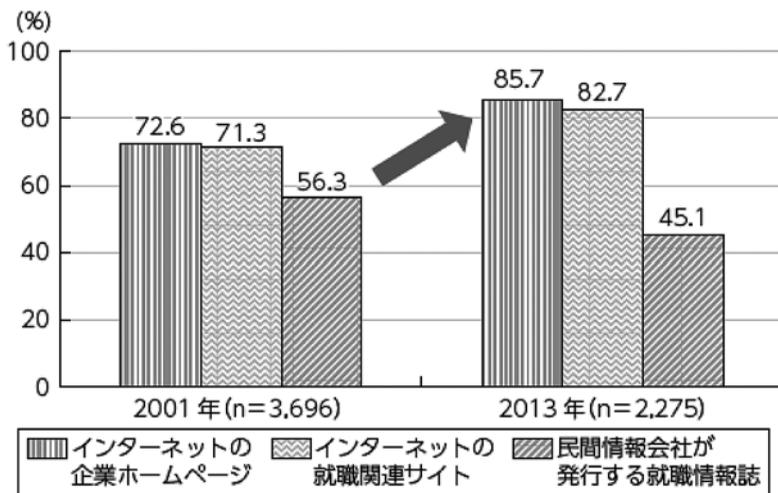
出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 65 より抜粋。

ジから情報を得ることができる。また、就職雑誌の利用は減るわけである。スマートフォンが有効に活用されていることが分かる。その分、従来からの情報収集方法は、変貌を遂げることとなる。インターネットは、一般社会の中で服を着るように人間の生活の中に浸透している。そして、いち早く世の中の出来事を知るためのよく利用するメディアとしてインターネットを挙げる人たちの割合が、2000年は1.7%、2005年では、8.2%、2012年は約3割に増えている。このように、インターネットが個人の生活に大

大きく影響されていることが分かる。

図表 12 や 13 は、消費者の行動の変化が分かるデータである。特に、インターネットが消費行動の情報原になっていることが分かる。2003 年当時は、「ぐるなび」等の飲食店情報サイトの利用率が約 2 割に達していた。2010 年には、PC のインターネットサイトを利用するのが 9 割を超えている。また、インターネットは、就職活動の際の情報源としても利用されている。かつて、就職を希望する大学・短大・専門学校生は、学校へ行き、求人票や企業から送られてきた採用案内などの資料・パンフレット等が紙媒体であった。しかし、今では紙媒体の企業案内などは観ず、インターネットで企業情報の検索・情報収集が手軽にできる。1990 年後半は、「リクナビ」等の就職情報サイトが登場し、いち早く利用する者もいた（図表 13 を参照のこと）。その後、就職情報サイトは、エントリーシートの提出や企業が実施している説明会の予約等も就職情報サイトから経由して行う。

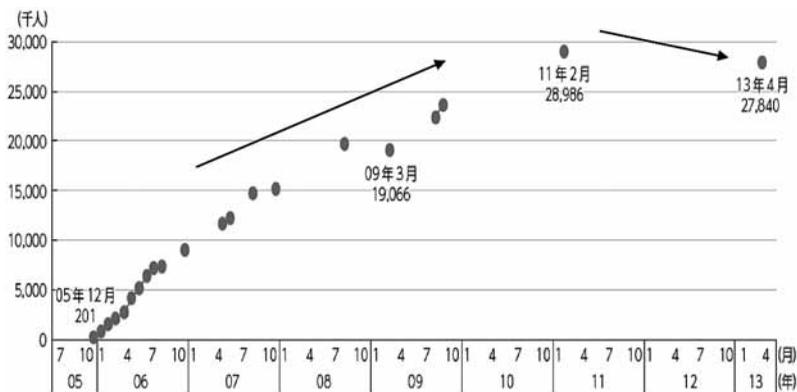
図表 13 新入社員における就職活動の利用情報源の変化



出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 64 より抜粋。

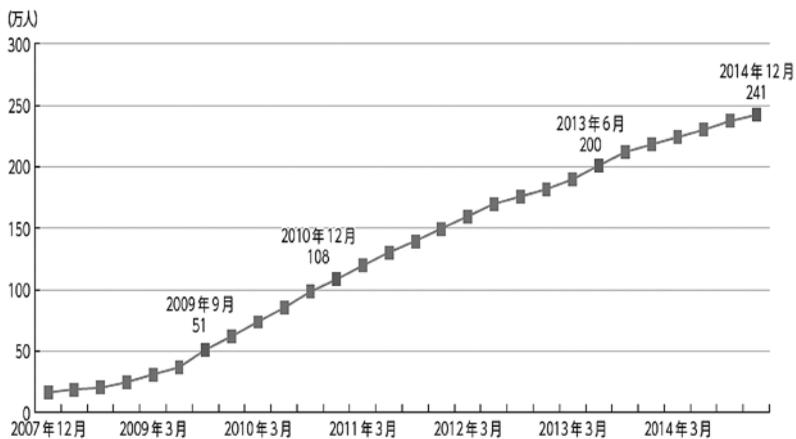
従来からの情報収集方法は、変貌を遂げた。例えば、図表 14 の「YouTube の日本の PC からの利用者推移」、図表 15 の「ニコニコのプレミア
ム会員数推移」、図表 16 の「電子書籍市場の拡大」、図表 17 の「有料音楽

図表 14 YouTube の日本の PC からの利用者推移



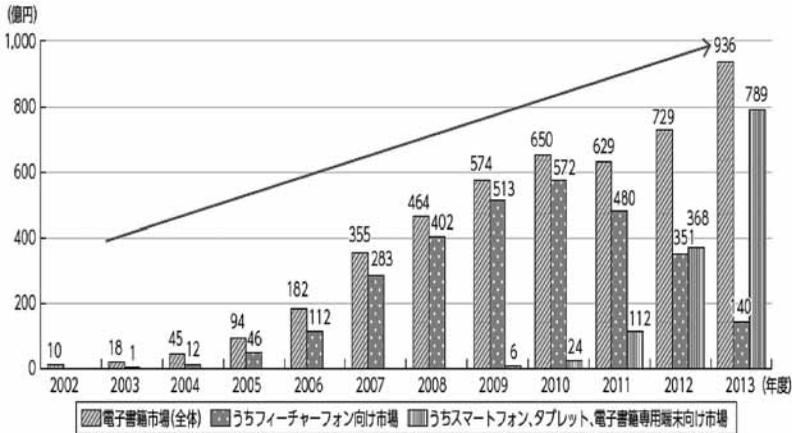
出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 66 より抜粋。

図表 15 ニコニコのプレミアム会員数推移



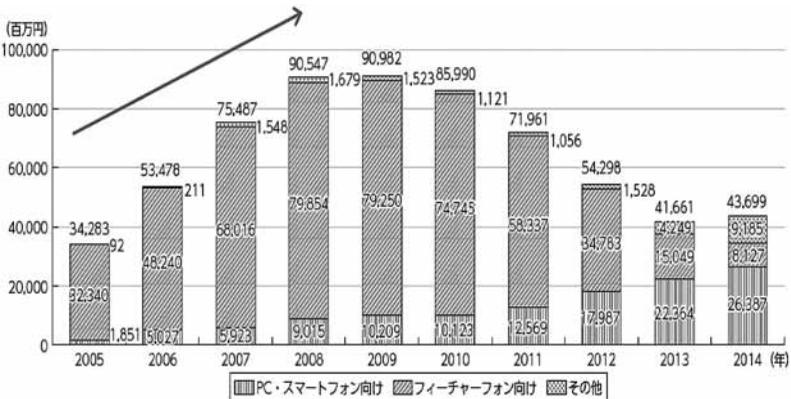
出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 66 より抜粋。

図表 16 電子書籍市場の拡大



出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 66 より抜粋。

図表 17 有料音楽配信売上実績

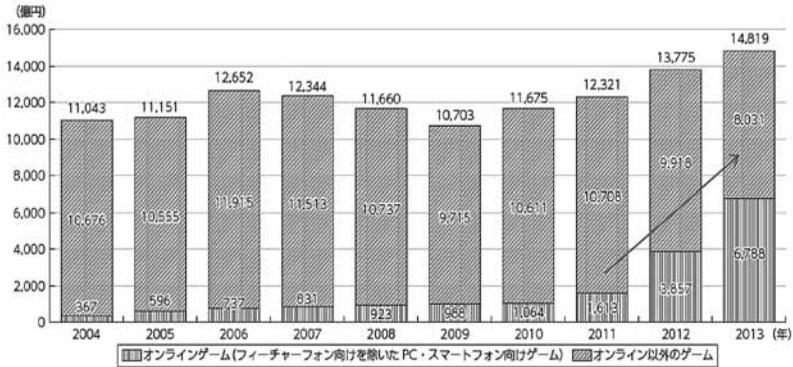


注：四捨五入のため合計値が合わないことがある。「その他」には、サブスクリプション（PC・スマートフォン）、サブスクリプション（フィーチャーフォン）が含まれる。

出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 67 より抜粋。

配信売上実績」, 図表 18 の「オンラインゲーム市場」は、すべて消費者の行動の変化が分かるデータである。特に、動画系や音楽系、ゲーム系が顕著に消費行動を表している。また、就職を希望する大学・短大・専門学校

図表 18 オンラインゲーム市場



出所：総務省「平成 27 年度版情報通信白書」p. 68 より抜粋。

生は、インターネットで企業情報の検索・情報収集が手軽にできる。したがって、このような手軽に情報収集ができる環境にセキュリティの重要さが見えてくる。

5. おわりに

企業及び企業の経営活動の基盤には、やはり高度な技術や繊細な技術および先進的な技術に依存するケースが多くみられる。特に、「グローバルな社会」「グローバルな企業経営」となると、さまざま企業が混在し、日夜競争しているのである。新たな経営活動に取り組むためには、技術と立地条件が必要になる。特に、日本の近隣諸国が各企業にとって好条件で事業展開が可能であり、新たなマーケティングも必要となる。また、中国では、日本企業の進出が中国経済に少なからず影響を与えていると考える。中国にとっては、先進主要国にみられる経済力の大きさは、グローバルな社会の中での中国を刺激し、経済力の向上と企業コスト等のお互いの利害関係の一致をみて、さらに、生産・効率の向上、経費削減という低コスト

の企業経営の目標を達成しようと考えている。近年では、小規模であっても企業対個人の「B2C」の関係、そして、「C2C」の關係に拡大するだろう。そのために、人材の育成が必要である。アジア全域に広がるグローバルスタンダードであり、また、企業や社会、および環境の変化は、人々の意識も変えてします。

一方、IT 社会のゆくえから観ると社会環境の変化が技術の進歩の結果に現れてくることは明らかである。また、社会的価値、意味が媒介となることも当然である。これらのことを踏まえながら、もし新しい技術が生活に浸透し社会・生活の文化として特定の社会的性格、価値、意味が形成されるのであれば生活は社会にしたがうことになる。IT 社会の形成に必要かつ重要なことは、多次元認識とその認識が社会・生活からの文化的経験の影響を大きく受けていると指摘する。また、行動による自己認識の重要性も示している。従来から述べている「情報の文化的経験は影響を与えているのか」に対し、現在の IT 社会は答えを出している。また、「知性と教養に深く係わるのか」に対しても同様に答えを出している。その中で今後人間の個や集団、組織体など、また多様文化・習慣・価値観など複雑な社会背景や社会環境をさらに生み出し、今以上の高度な IT 社会の形成に至ったとき、IT の真なる側面が実感できると考える。また、本質的な部分はずっと異なったところにあると思われる。また、社会環境の変化に見られる大きな意味を理解する必要がある。例えば、インターネットが単に利便性だけではないことをもっと知る必要がある。

インターネットの利活用が年々増えている傾向は、今後も続くと考えられる。小型の情報端末機が普及するにつれて情報に対する「安全性と保護」がより一層重要であり、かつ必要になる。これは、企業だけでなく個人も同様に考えなければならない。データで示された消費行動が事前にいろいろな行為に分散し、集中したりで、インターネット上で十分可能である。

謝 辞

最後に、本稿は平成 27 年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成による研究の成果の一部であること。そして、筆者は、日頃の研究活動に対し拓殖大学経営経理研究所に大変感謝するものである。ここに記して同研究所に謝意を表したい。

《注》

- 1) 大野吉輝共著：成長理論の研究，大阪府立大学，pp.3-29（1961）
- 2) 「豊かな社会」の H. Kahan に対して A. Toffler のような複雑な社会現象，特に経済現象を捉えるには「第 1, 第 2, 第 3 の波」というグローバルで多面的な捉え方が必要かもしれない。一方では，H. Kahan は経済社会の発展が国民所得により区別している。もちろん「豊かな社会」も国民所得からの区別である。
- 3) 総務省：平成 27 年度版情報通信白書，総務省，pp.36（2015）
- 4) 総務省：平成 27 年度版情報通信白書，総務省，pp.64-69（2015）

参考文献

- [1] Ministry of International Trade and Industry, Machinery and Information Industries Bureau, Information, Computer, and Communications Policy Planning Office: Management Systems, *A Journal of Japan Industrial Management Association*, Vol. 7, No. 1, 1997, p. 37.
- [2] M. Nagai: Information Interdependence and Interchanges in Asias, *A Journal of Information and Communication Research*, Vol. 8, No. 4, pp. 6-9 (1991).
- [3] H. Miyamoto, H. Fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki: Information Technology To Support Information Exchanges among Asia-Pacific Region Countries, *A Journal of Information and Communication Research*, Vol. 8, No. 4, pp. 102-120 (1991).
- [4] 吉田民人「情報・情報処理・自己組織性」『組織科学』Vol. 23, No. 4, p. 7 (1990).
- [5] Kasai, K.: Symphonic-space, No. 7, pp. 37-38 (1992).
- [6] Kasai, K., and S. Kanayama: Symphonic-space, No. 5, pp. 14-15 (1990).
- [7] 手島茂樹他：世界同時不況下での生き残りをかけて，リプロ，pp. 1-30 (2010).

- [8] Newman, W. H., Warren, E. K., and J. E. Schnee: The Process of Management, 5th ed., Prentice-Hall, pp. 21-23 (1982).
- [9] Jauch, L. R., and W. F. Glueck: Business Policy And Strategic Management, 5th ed., McGraw-Hill, pp. 5-6 (1988).
- [10] Byars, L.: Strategic Management, 2nd ed., Harper & Row, p. 6 (1987).
- [11] Koontz, H. and H. Weihrich: Management, 9th ed., McGraw-Hill, p. 63 (1988).
Koontz, H. and H. Weihrich: Management, 9th ed., McGraw-Hill, p. 104 (1988).
- [12] Hatten, k. and M. Hatten: Strategic Management, Prentice-Hall, p. 1 (1987).
- [13] 野村総合研究所技術調査部：日本電気研究開発グループ，R & D Hotline, ノムラ・リサーチ，野村総合研究所情報開発部 (1988).
- [14] Hatten, k. and M. Hatten: Strategic Management, Prentice-Hall, p. 1 (1987).
- [15] 野中郁次郎：企業進化論，日本経済新聞社，pp. 217-231 (1985).
佐藤義信：トヨタグループ戦略と実証分析，白桃書房，pp. 207-261 (1988).
- [16] 野中郁次郎：企業進化論，日本経済新聞社，pp. 217-231 (1985).
佐藤義信：トヨタグループ戦略と実証分析，白桃書房，pp. 207-261 (1988).
- [17] 手島茂樹他：世界同時不況下での生き残りをかけて，リプロ，pp. 1-30 (2010).
- [18] 窪田健一，金山茂雄：“情報化と教育環境の影響分析”，教育システム情報学会講演論文集 pp.494-495 (2009). 他.
- [19] 金山茂雄，知覚に関する情報処理環境の変化と意識，PCUA (2005).
- [20] 金山茂雄，情報通信と情報技術の史的展開，経営経理研究，拓殖大学経営経理研究所，第 79 号，pp. 85-112 (2006).
- [21] 松岡公二，金山茂雄，技術と IT ビジネスの戦略的利用，経営経理研究，拓殖大学経営経理研究所，第 80 号，pp. 129-156 (2007).
- [22] Jauch, L. R., and W. F. Glueck, Business Policy and Strategic Management, 5th ed., McGraw-Hill, pp. 5-6 (1988).
- [23] キャス・サンスティーン「インターネットは民主主義の敵か」毎日新聞社. (2003).
- [24] 岡田・松田編著「ケータイ学入門」有斐閣 (2002).

NHK 放送文化研究所編「現代日本人の意識構造 第六版」NHK 出版協会 (2001).

- [25] 森岡清志「改訂版 都市社会の人間関係」放送大学教育振興会 (2004).
- [26] 原真「巨大メディアの逆説」リベルタ出版 (2004).
- [27] 総務省「平成 27 年度版情報通信白書」総務省 (2015).
- [28] 総務省「平成 26 年度版情報通信白書」総務省 (2014).
- [29] 総務省「平成 25 年度版情報通信白書」総務省 (2013).

(原稿受付 2016 年 5 月 30 日)

高等教育における 「社会人基礎力」への取組と課題

— 全国大学・短期大学における実態調査から —

長尾素子
池ヶ谷浩二郎
村山貞幸
浮田英彦

要 約

2006年に経済産業省が提唱した「社会人基礎力」の育成は、10年を経た現在、どの程度高等教育に普及しているであろうか。また、その教育方法はどのようなものであろうか。現在、全国における大学・短期大学における「社会人基礎力」の育成を俯瞰するデータはなく、これらの問いを探るために、全国の大学・短期大学すべてを対象に、「社会人基礎力」の育成に関する実態調査を実施した。

その結果、見えてきたものは、回収率23%の大学・短期大学のうち8割以上が「社会人基礎力」の概念と重要性を理解しており、また約7割が「社会人基礎力」の育成に向けた教育を行っていることである。その内容は、AL、PBL、プレゼンテーション、ディスカッション、実習が中心であり、また、その取組は一部の関心ある教職員が試行錯誤的に行っている傾向にあることがわかった。

このような実態をふまえ、今後の課題として、「各大学・短期大学の取組の情報共有」「評価指標の可視化」「企業からのフィードバック」「研究会、研修を通じての情報交換」の必要性を提言した。

キーワード：社会人基礎力、キャリア教育、高等教育、人材育成

1. はじめに

アクティブ・ラーニング（Active Learning, 以下 AL）、プロジェクト型／問題解決型ラーニング（Project Based Learning/Problem Based Learning, 以下 PBL）等の学修スタイルが高等教育機関にも浸透しつつある。これまでの大学教育は、教養科目、専門科目を講義形式の座学中心で行ってきたが、大学全入時代を迎え、入学する学生の資質の変化、またグローバル化や高度情報化による社会情勢の変化により、これまでの伝統的な教育方法だけでは、社会のニーズに応えられなくなっている現状があらう。

事実、2006年に経済産業省は、企業や社会から求められる能力と教育機関が育成しようとしている能力にズレが生じているとして、「社会人基礎力」という概念を提唱し、その重要性を啓発してきた。「社会人基礎力」とは、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」と定義され、3つの能力「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」と、より具体的な「主体性」「課題発見力」「発信力」など12の能力要素から構成される（図1）。

2007年からは、大学生が「社会人基礎力」に取組み、その成長度を競い合う「社会人基礎力育成グランプリ」（以下「グランプリ」）が毎年開催され、2012年には92大学109チームが参加する大会に発展した。以降、「社会人基礎力」の育成に取組む大学が増え、キャリア教育のみならず、看護系、工学系の専門分野における取組の事例も紹介されている¹⁾。一方で、講義中心の授業に慣れている教員からは、ALやPBL型の授業の仕方がよくわからない、「社会人基礎力」はどのようにすれば育成できるのか不明である、教員側に負担が大きいのではないかなどの不安の声が聞かれるのも事実である。また、「社会人基礎力」への理解はまだ一部にとど



出典：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.html>

図1 「社会人基礎力」(3つの能力・12の能力要素)及びその位置づけ

まっている感も否めない。やはりまだ理解は広まっていないのではないだろうか。

そのような中、2013年に拓殖大学と多摩大学が中心となり、更なる「社会人基礎力」啓発のため、「グランプリ」出場大学に呼びかけたところ、全国の「社会人基礎力」に関心を寄せる教職員有志が集まり「社会人基礎力協議会」(以下協議会)が発足した。そして、協議会は、2012年まで「グランプリ」の主催者であった日本経済新聞社から本事業を引き継ぎ、以降、毎年経済産業省と共催で「グランプリ」を開催している。協議会では、「グランプリ」の開催のみならず、「社会人基礎力」の重要性を啓発し、その育成に関して情報を共有しながら、日本の若者たちの「社会人基礎力」を育成したいと考えている。

本稿は、それに寄与する形で、まずは「社会人基礎力」に関する大学および短期大学の理解度、関心の度合い、取組例などを調査し、「社会人基礎力」がどの程度全国に浸透しているのか、その実態および課題を俯瞰することを目的とする。

2. 「社会人基礎力」に関する研究

2006年に経済産業省によって提唱された「社会人基礎力」は、10年を経た現在、高等教育の現場ではどのような取組がなされてきたのであろうか。例えば、大倉（2014）は、1年生ゼミ（教養ゼミ）のなかで、所属学部の「ゆるキャラ」作成をプロジェクトとして取組ませることで、「社会人基礎力」の育成につなげようと試みている。PBLを通じた「社会人基礎力」育成のひとつの可能性としての教育事例であるが、同様に、那須（2012）も勤務大学におけるPBLの取り組みが「社会人基礎力」の育成に有用である可能性について論じている。その他、AL（近藤ほか、2014）、キャリア教育（中川、2015；高松、2016）、ゼミナール活動（秋吉、2014）、経験学習（五十嵐、2013）、海外研修（金・俵石、2015）と関連付けた試みも報告されている。いずれも、「社会人基礎力」の育成との関連性において、有用であることを示唆している。

その中でも、五十嵐（2013）は、実習、研修、プロジェクトを取り入れた経験学習の実施前と実施後で「社会人基礎力」の自己評価を比較した実証的研究を行っており、経験学習は、「社会人基礎力」を高めることに有効であることを明らかにしている。

また、学校法人河合塾（2011）によると、上記のような「社会人基礎力」の育成を意識した教育を受けた卒業生と一般の社会人を比較した研究では、前者の卒業生の方が自己評価は高くなる傾向があると述べている。

以上のような個別事例の紹介、研究調査はあるものの、関心のある教員が担当授業内で単発的に行っている感は否めない。10年を経てもなお、大学全体への広がりからはほど遠い印象である。現在、全国的にはどの程度の大学・短期大学がどのような取組を行っているかを俯瞰するデータはない。「社会人基礎力」の普及への取組は、10年の節目を迎えた。これま

での振り返りも含め、まず現状を把握できなければ、次への展開もない。本調査では、全国の「社会人基礎力」育成の取組がどの程度浸透し、どのような試みがなされているのか、個々の例を検討するのではなく、全体の傾向を明らかにしてみたい。

3. 調査課題と方法

以上の実情をふまえ、以下の2つの課題を明らかにしたい。

課題1

「社会人基礎力」は、理解度および関心度において、日本の大学および短期大学にどの程度浸透しているのか。

課題2

日本の大学および短期大学において、「社会人基礎力」の育成に取り組んでいる実践例の傾向と課題はどのようなものか。

これらの課題を調査するために、2015年9月に全国にある大学783校と短期大学353校の合計1,136校の学長宛てにアンケートを郵送した。その際に、12月に開催予定の「グランプリ」地区予選大会のちらしを同封した。アンケートは、キャリア教育代表の教職員に回答してもらうようお願いした。回答方法は、ファックスまたは指定したURLにアクセスしてもらうかのいずれかで依頼した。回答期限は10月中旬とした。

4. 調査結果

4-1. 回答者属性

有効回答数は260校（23％）であった。学生数5,000人以下の大学，短期大学が208校（80％）を占め，その中でも1,000人以下の小規模校が118校（45％）と最も多かった（図2）。小規模校ほど関心の高さが伺える。学生の男女比については，ある大学では女子学生が大多数であり，また別の大学では男子学生が大多数というのものもあるが，260大学全体を見ると，特に性別に偏りはなかった（図3）。

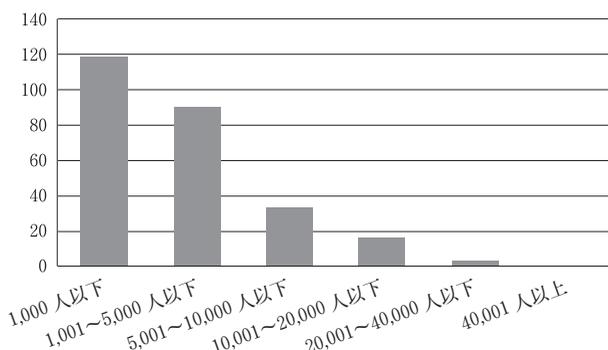


図2 在学生数（総数）

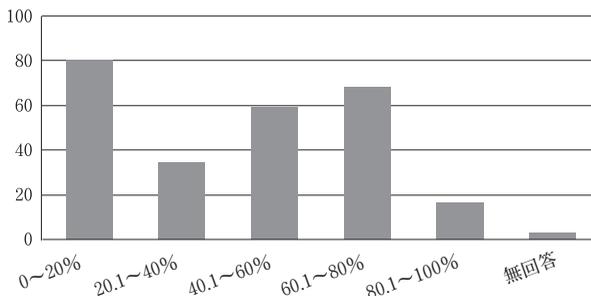


図3 男子学生の割合

アンケート回答者は、教員が74名（28%）、職員が186名（72%）であった（図4）。『『社会人基礎力』という概念を知っているか』という問いに対し、「知っている」は213名（82%）、「聞いたことはあるが、内容についてはよく知らない」が34名（13%）、「初めて聞いた」は13名（5%）であった（図5）。「どのように知ったか」（複数回答）については、「インターネット」「テレビ」「新聞・雑誌・情報誌」のマスメディアに関連する3項目で186名（66%）を占めた。「研究会・学会・研修会」と「イベント」の2項目を合わせると47名（17%）、「職場の同僚」「友人・知人」を通じては27名（10%）であった（図6）。

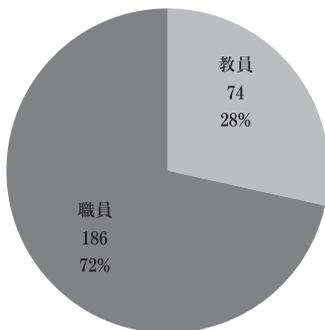


図4 アンケート回答者（260名）

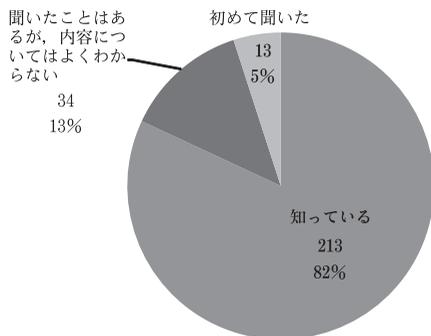


図5 「社会人基礎力」の概念について

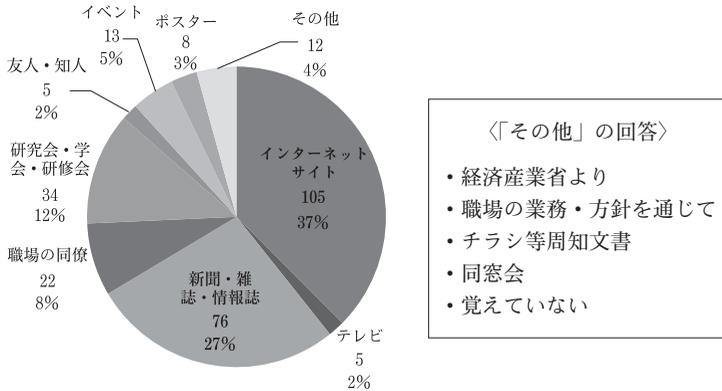


図6 「社会人基礎力」を知った経緯

「高等教育において、『社会人基礎力』の育成が必要か」に関しては、「必要と思う」が220名（85%）、「どちらとも言えない」が32名（12%）、「必要と思わない」が8名（3%）であった（図7）。さらに「必要と思わない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、概ね「現行のキャリア教育で充分目的を達している」「大学教育でやるべきことではない」「後期中等教育で修了しておくべき」のいずれかであった。また、『社会人基礎力』の育成を意識した教育を行っているかについては、「行っている」が183名（70%）、「どちらとも言えない・わからない」が67名（26%）、「行っていない」が9名（4%）であった（図8）。さらに、「行っていない」と回答した人に、「どのような教育に力を入れているか」を尋ねたところ、概ね「国家資格、検定取得に力を入れている」「教養・専門・語学・コミュニケーション能力の育成」のいずれかであった。

同封ちらしにて「グランプリ」について紹介すると同時に、『社会人基礎力育成グランプリ』について知っていたかについては、「知っていた」が89名（34%）、「出場したことがある」が21名（8%）、「聞いたことはあるが、内容についてはよくわからない」が61名（24%）、「初めて聞いた」が89名（34%）であった（図9）。「同封したちらしを見て『社会人

『基礎力育成グランプリ』を活用したいか』について尋ねたところ、「ぜひ活用したい」との積極的的回答は31名（12%）、「将来的には活用したい」が59名（23%）、「どちらとも言えない・わからない」は、161名（62%）、「活用したくない」が9名（3%）であった（図10）。

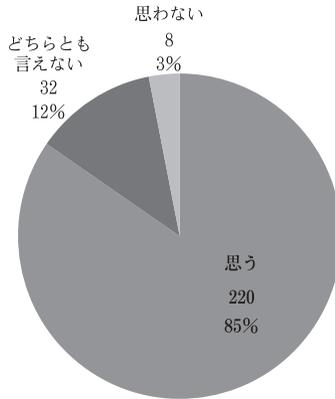


図7 「社会人基礎力」の育成は必要か

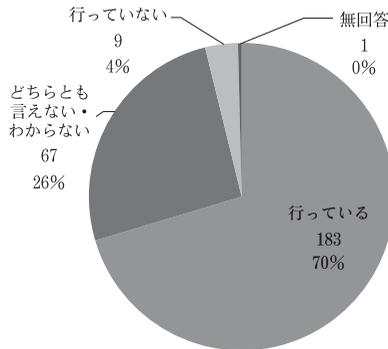


図8 「社会人基礎力」の育成を意識した教育

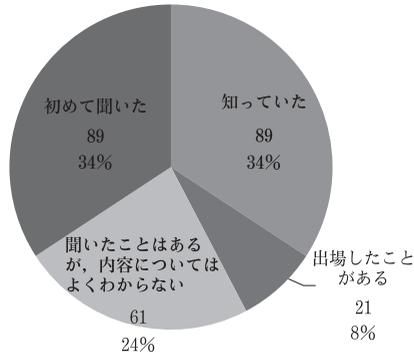


図9 「社会人基礎力育成グランプリ」を知っているか

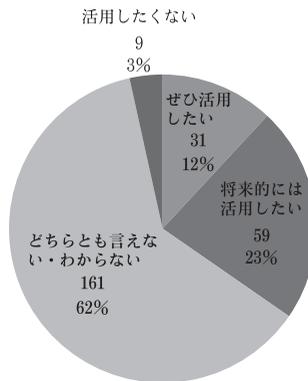


図10 「社会人基礎力育成グランプリ」を活用したいか

次に、自由回答欄では、まず『「社会人基礎力」が必要と思う理由』を挙げてもらった。自由回答に含まれるキーワードをコード化したところ、以下の7つのカテゴリーが見出された（図11）。数字は、回答数を表し、同一回答者の複数回答を含む。

- ① 地域・社会・環境の変化に対応するため 20

- ② 企業・社会からの要請だから 33
- ③ 大学生の変化に対応するため 35
- ④ 離職を防ぐため 6
- ⑤ 大学の責務として教育するべきもの 42
- ⑥ 就職・キャリア教育として必要だから 26
- ⑦ 社会人として・生きる力として必要だから 71

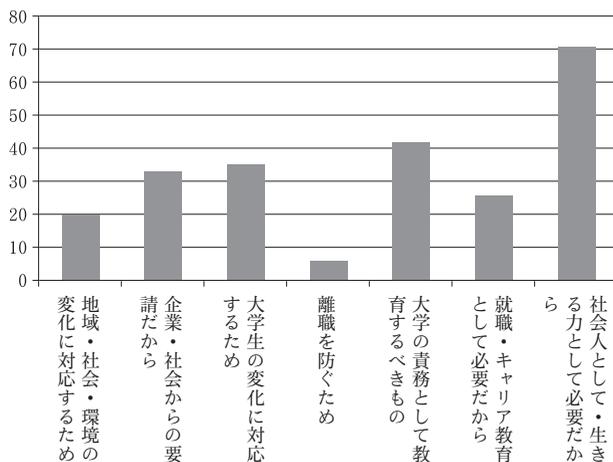


図 11 「社会人基礎力」が必要と思う理由

次に、「社会人基礎力を意識した教育例」があれば、自由回答欄に記入してもらった。その結果、以下の授業形態のなかで取り入れられていることが確認された（図 12）。数字は、回答数を表し、同一回答者の複数回答を含む。

- ① PBL 36
- ② キャリア教育（インターンシップ含む） 85
- ③ ゼミ・演習 23

- ④ 外部講師・社会人の協力 14
- ⑤ 発表・ディスカッション 19
- ⑥ 実習・フィールドワーク 17
- ⑦ AL 13
- ⑧ その他 31

「⑧その他」のなかには、「海外研修」「教養科目」「専門科目」「社会人基礎力育成のための科目」「ファシリテーション」「セミナー」「ボランティア」「コミュニケーション科目」「入学前教育」「初年次教育」「情報処理」「日本語の読み書き」「ガイダンス」「すべての科目を通じて」が含まれる。

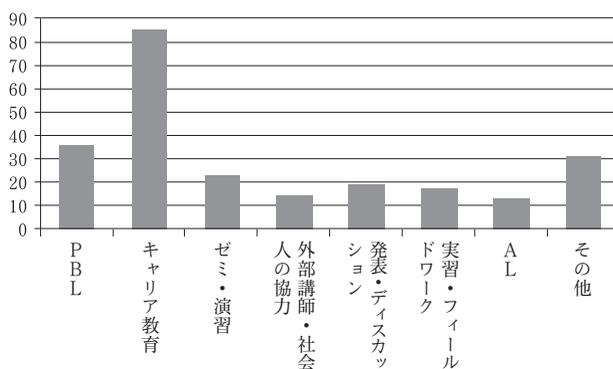


図12 「社会人基礎力」を意識した授業例

最後に、「『社会人基礎力』育成に向けた今後の新たな取組」があれば、自由回答欄に記入してもらった。その結果、以下の項目が確認された（図13）。

- ① 既存のものを継続，充実，改善 55
- ② 正課授業として実施する 18
- ③ 正課外の取組として実施する 28

- ④ 授業の中で AL, PBL を取り入れる 11
- ⑤ 専任教員への啓発 1
- ⑥ 特になし, 検討中, 空欄 147

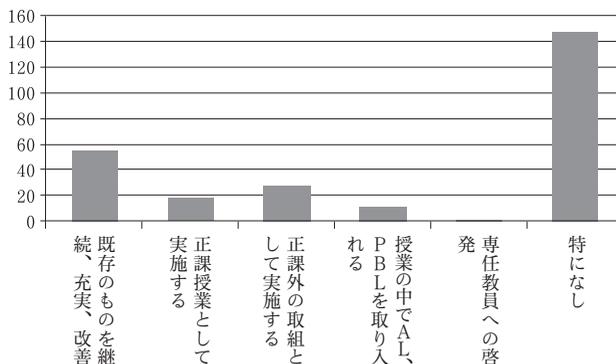


図 13 社会人基礎力育成に向けた新たな取組

アンケート用紙の最後には、その他感想などが書き込める空欄を設けた。「評価方法の可視化」といった要望、「指導者・協力者の欠如」といった問題点の指摘、「企業が求めているものに大学教育が縛られ過ぎる」ことへの懸念などの記載が見られた²⁾。

5. 回答から見えてくるもの

「社会人基礎力」の概念について、回答を寄せた大学および短期大学は、ほぼ認識していると言えよう。しかしながら、23%の回収率からすると、むしろ77%の大学は組織体としては関心がないか、認識すらしていない可能性がある。また、本アンケートの回答者の多くがキャリア関係の職員であったため、おもに教育を担う教員の意識は見えてこなかった。それを踏まえると、今回の調査では実態が把握しづらいものであったとは言え、「社会人基礎力」の育成が大学・短期大学全体に浸透している可能性は低

いと言わざるを得ないだろう。

次に、「社会人基礎力」を知った経緯であるが、インターネットなどの「マスメディアを通じて」が最も多かった。これは、回答者の約7割が職員であり、キャリアに関する情報を入手する媒体がインターネット、情報誌、新聞等によるものが主体であることが理由と考えられる。最近スタッフ・ディベロップメント（Staff Development, 以下SD）に関わる研修や研究会なども盛んに行われていることから、今後は、学会や研究会等、またイベントによる情報発信もあわせて必要となろう。さらに、教員の認知度を上げるためには、研究会、学会を通じての普及も有効であると思われる。

「社会人基礎力」の重要性については、回答者の多くが同意しているところである。「重要と思わない」と回答している場合も、「高等教育以前に身に付けるべきもの」や「家庭で身に付けるべきもの」としており、いずれも必要性を認識していることがわかる。

重要であると考える理由としては、「社会や地域の変化」「企業や社会からの要請」「離職を防ぐため」などが挙げられている。これは、地域社会のなかで異年齢の子どもたちが集まって遊ぶ中で社会性が育まれていたと言われる時代から、核家族化や個人化などにより、地域・社会のコミュニティが変化する中で社会性を身に付ける機会が減少していることによるものかもしれない（金谷，2008）。

また、企業では新卒者に対して自社の研修で社員教育をしていたものが、国際競争が激化する中、企業は即戦力を求めるようになってきている³⁾。さらには、組織のグローバル化にともない、企業側は、協調性といった日本の組織で馴染みのある資質からグローバルな環境下で必要な自主性、主体性などを求めるようになってきた⁴⁾。3年以内に離職してしまう大卒の若者が3割を超えるとされるが⁵⁾、「社会人基礎力」の育成が重要だとする背景には、このような社会における問題意識があるからだとも言えよう。

キャリアだけでなく、社会のなかで生きるうえで必要な力と考えるとしたものが最も多い71回答あった。「社会人基礎力」は、仕事のみならず、人が生きていくうえで必要な普遍的な力として見ているからであろう。これまで、専門知識や技術などを学ぶ機関としての大学・短期大学が、高等教育が大衆化する中で、大学・短期大学に求めるものがそれにとどまらず、より普遍的な「社会性」も身に付けさせてほしいという社会の要請があるのかもしれない。地域社会の人間関係が希薄になる中、もはや地域社会のみでは「社会人基礎力」と言われる能力は育成できず、社会に有為な人材を輩出することを本義とする高等教育機関が、その能力を育成する砦であり、責務であると関係者は感じているのだろう。

「社会人基礎力」を意識した教育については、回答者の7割の大学・短期大学が実施の回答をしており、主な内容としては、AL, PBL, 発表・ディスカッション, インターンシップを含むキャリア教育, 社会人との協働実習等が挙げられている。「社会人基礎力」が講義の座学ではなく、学生が能動的に体験・学習しながらキャリアにつながる教育によって育まれる性質のものだからである。では、多くの学生たちが受講する大教室での講義科目のなかでは不可能であろうか。愛知学泉短期大学では、講義科目を含むすべての授業シラバスに「社会人基礎力」の12の要素のうちターゲットとしている要素を明示している。「社会人基礎力」を講義科目のなかで修得可能なものとして位置づけている数少ない事例である⁶⁾。より多くの講義科目のなかでの実践例が待たれるところである。

今後の新たな取組としては、「特になし」が最も多かった。予定があるとしても、「既存のものを継続, 充実, 改善」が最も多く、次に「正課外
の取組として実施する」, 「正課授業として実施する」, 「授業の中でALや
PBLを導入する」と続く。その多くが他大学・短期大学ですすでに行われ
ているものであり、特に新しい取組は見られなかった。ただ、学生対象
ではなく、「専任教員への啓発」というものが1回答あり、これは重要な視

点である。なぜならば「指導する教員がいない」「学内で認知度を高めることが必要」など、リーダーシップの不在、協力者の不足などの問題点の指摘が最後の感想欄において少なくなかったからである。新たな試みがあるまいのは、おそらく限られた教職員が、限られた環境のなかで、その成果が可視化されずに試行錯誤的に行っているからではないだろうか。

以上から、回答者の大学・短期大学ではその多くが AL, PBL, キャリア教育などの授業を通じて「社会人基礎力」を意識した教育を行っており、また今後も継続して行われる見込みであることがわかった。一方でそれが「社会人基礎力」の育成に本当につながっているかどうか確信が持てないまま進めている現状が見えてくる。現在取組んでいる教職員が、自信をもって「社会人基礎力」育成を発展させていくためには、その成果の可視化が必要であり、それがない今、今後の展望を描きにくい状況にある。「グランプリ」については、どのように活用してよいかわからず、とまどっている様子が見て取れる。

回答者の多くは、「社会人基礎力」の概念と重要性については理解しているものの、具体的な教育方法については、試行錯誤の段階にあると言える。

6. 今後の課題と展望

これまで見てきたように、「社会人基礎力」の重要性については、多くの大学・短期大学の賛同が得られている。一方でどのように育成すればいいのか、手探りの状態にある。今後の課題として、以下の項目を指摘したい。

- ① 各大学・短期大学の取組の情報共有
- ② 評価指標の可視化

- ③ 企業からのフィードバック
- ④ 研究会，研修を通じての情報交換

「社会人基礎力」の重要性を認識した大学・短期大学は、様々な取組を行っている。しかし、それは、AL, PBL, キャリア教育を行っている中で、「社会人基礎力」の育成につながっているかどうか、明確でなく、確信ももてないジレンマがある。取組み大学・短期大学の事例を共有する中で、このような力がついた、うまくいった、いかなかった、等を情報交換することにより不安要素が明確になっていく可能性がある。

また、より説得力をもたせるためには、評価指標、基準が必要となるであろう。取組のビフォーアフターでどのように変化したか、などのアセスメントが開発されることが望まれる。現在、民間企業からいくつか出ているが、それらのアセスメントの評価も必要と考える。

さらに、既存のアセスメントは自己評価であるが、「社会人基礎力」は自己評価だけでよいのだろうか。「社会人基礎力」を意識した教育を受けたものが社会に出てからどのような成果が出ているのか、企業などの第三者からフィードバックが必要ではないだろうか⁷⁾。「社会人基礎力」は、企業からの問題提起が出发点である。それを受けて高等教育機関が教育を行った結果、どのような変化が起きたのか、フィードバックが得られなければ、いつまでも教育効果が明確にならず、方向性を見失うだけである。

最後に、教職員を含めた研究会，研修において情報交換を行いたい。各教育機関の取組，可視化された評価，企業からのフィードバックが共有されることで、さらに次のステップへと進むことが可能になる。現在は、進むべき方向性もゴールも明確でない中、若者たちの「社会人基礎力」不足と「何とかしなければならぬ」という使命感のみで教職員が孤独に奮闘しているように思われる。

7. おわりに

本調査の目的は、次の課題を明らかにすることであった。

課題 1

「社会人基礎力」は、理解度および関心度において、日本の大学および短期大学にどの程度浸透しているのか。

課題 2

日本の大学および短期大学において、「社会人基礎力」の育成に取り組んでいる実践例の傾向と課題はどのようなものか。

「社会人基礎力」の概念への理解および重要性への認知は、回答者の約 8 割に浸透していることがわかった。しかしながら、23%の回収率であることを考慮すると、大学・短期大学全体としては、それほど高くないと推測される。大学教育の目標が「生涯学び続け、どんな環境においても“答えのない問題”に最善解を導くことができる能力」⁸⁾を育成することにあるならば、それは「社会人基礎力」の育成そのものではないだろうか。その意味では、より多くの高等教育機関に「社会人基礎力」の育成を啓発する意義は大きいであろう。

「社会人基礎力」を意識した教育方法としては、キャリア教育（インターンシップ含む）や AL, PBL, プレゼンテーション, ディスカッション, 実習などが中心であった。今回のアンケート調査に回答を寄せた大学・短期大学関係者は、AL, PBL など実践型の授業を取り入れることで、「社会人基礎力」を育成しようと努力している。ただ、その取組は試行錯誤的であり、一部の関心ある教職員に限られたものであり、その意味において、

現場では、より多くの理解者、支援者が切望されている。

協議会は、これらの課題に応えるべく、今後も高等教育関係者、企業、社会とともに「社会人基礎力」の育成に取り組んでいく覚悟である。

本調査研究は、平成 27 年度拓殖大学経営経理研究所個人研究費助成により実施したものである。

アンケート調査は、株式会社メディア総研様にご協力いただきました。感謝申し上げます。

《注》

- 1) 経済産業省主催「社会人基礎力を育成する授業 30 選受賞者リスト」には、工学系の大学の取組が紹介されている。また、グランプリ出場チームには、看護系の大学もエントリーしている。

http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/30sen_list.pdf (2016 年 3 月参照)

- 2) その他以下の記載があった。

- ・「社会人基礎力」は) 周知されていない。PR 必要
- ・文科省でも企業・地域社会との連携による教育を推進しており、省同士の連携をはかってほしい。文科省、総務省とも連携必要
- ・「社会人基礎力」の概念は理解するが、「グランプリ」という形式で表彰する意味が不明
- ・大学教員の意識改革の必要性
- ・初等教育、中学、高校からの取組および家庭での取組が必要
- ・「グランプリ」の評価基準が明確でなく、不公平感が否めない
- ・「グランプリ」で北海道と東北を分けてほしい
- ・音大生と「社会人基礎力」がどのように結びつくのか模索中
- ・「社会人基礎力」は教育機関で身に付けるべきものではなく、家庭で、アルバイト先で自然に身に付けるもの

- 3) 日本経済新聞 2015 年 10 月 11 日朝刊 9 ページ。

- 4) 日本経済団体連合会の調査によると、企業が求める採用時の資質は、2009 年を境に「主体性」が「協調性」を抜いている。近年は、「コミュニケーション力」と「主体性」の比重が高まっている。

https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/001_gaiyo.pdf (2016 年 4 月参

照)

- 5) 日本経済新聞 2015 年 10 月 31 日朝刊 42 ページ。
- 6) 愛知学泉短期大学授業シラバス
<http://www.gakusen.ac.jp/sirabasu/seide.pdf> (2016 年 4 月参照)
- 7) 公益社団法人緑丘会・国立大学法人小樽商科大学『平成 27 年度社会人基礎力白書』には、企業が求める「社会人基礎力」についての具体的な意見が掲載されている。このような企業からのフィードバックは重要である。
http://www.otaru-uc.ac.jp/hgakul/career_support/file/hakusyo.pdf#search=%E5%A4%A7%E6%B4%A5%E6%99%B6+%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BA%BA%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E5%8A%9B%E7%99%BD%E6%9B%B8 (2016 年 4 月参照)
- 8) 平成 24 年 3 月中央教育審議会大学分科会大学教育部会の報告によると、大学教育の目標として記載されている。
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319185_1.pdf (2016 年 4 月参照)

参考文献

- 秋吉浩志 (2014) 「産学連携型ゼミナール活動におけるキャリア形成に向けての取り組み I — ソーシャルメディアを利用した事業実践型ゼミナールの試みについて」『九州情報大学 研究論集』16, pp.47-53.
- 五十嵐元一 (2013) 「ホスピタリティ教育における社会人基礎力の養成」『桜美林論考. ビジネスマネジメントレビュー』4, pp.1-13.
- 大倉真人 (2014) 「『社会人基礎力』育成のための教育プログラム：『ゆるキャラ作成』を題材として」『経営と経済』94(1-2), pp.41-56.
- 大津 晶 (2015) 『『平成 27 年度 社会人基礎力白書』に寄せて』国立大学法人小樽商科大学.
- 金谷有子 (2008) 「大学生と幼児との世代間交流の重要性についての探索的研究」『埼玉学園大学紀要. 人間学部篇』8, pp.119-127.
- 学校法人河合塾 (2011) 「平成 22 年度産業技術人材育成支援事業 — 体系的な『社会人基礎力』育成・評価モデルに関する調査・研究」経済産業省ホームページ.
<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/2011chosa.pdf> (2016 年 4 月参照)
- 金 栄俊・俵石正雄 (2015) 「社会人基礎力を育成する海外研修 — 韓国文化交

- 流研修での実践を通して」『太成学院大学紀要論文』17, pp.115-124.
- 近藤真唯・高野昭雄・相良陽一郎・中村 晃（2014）「社会人基礎力をつける教育に関する研究」『千葉商大紀要』52(1), pp.189-199.
- 高松直紀（2016）「PBLを活用したキャリア教育の取り組みについて：大阪樟蔭女子大学の事例から」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』6, pp.205-209.
- 中川忠宣（2015）「インターンシップ授業の展開と社会人基礎力の育成への効果」『日本生活体験学習学会誌』15, pp.19-28.
- 那須一貴（2012）「プロジェクト・マネジメントの学部教育的意義：社会人基礎力育成に向けたプロジェクト・マネジメント教育の活用」『Journal of the Society of Project Management』Vol.14, No.2, pp.21-26.

（原稿受付 2016年5月30日）

〈論文〉

Bコーポレーション及び ベネフィット・コーポレーション

藤田祥子

キーワード：B Lab, Bコーポレーション, ベネフィット・コーポレーション

1. はじめに

わが国では、経済産業省「日本の「稼ぐ力」創出研究会」が2015年6月18日に公表したとりまとめの中で公共交通や小売り等、地域を支える基本的なサービスの提供を総合的・効率的に行うローカル・マネジメント法人（仮称）の在り方について検討を進化させていく必要があると提言している¹⁾。更に経済産業省「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」が2015年11月から開催された。この研究会は、2014年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと・創生総合戦略」において「地域の公共交通、小売・生活関連サービス、介護、保育などの課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方について検討を行い、必要な制度整備を実施する」とされたことに伴い、そのような事業主体のあり方を検討するために開催されたものである。この研究会が今年4月20日に公表した報告書「地域を支えるサービス事業主体のあり方について」²⁾において、新たな法人制度の要否については、

株式会社とは異なる新しい法人制度を創設することが考えられるとする。そして、事業主体の検討のまとめとして制度設計案を提示している。それによると株式会社の特徴を取り入れた制度設計とした上で、合同会社の特徴も選択可能な形で盛り込むという制度の骨格となっている。また、事業の社会性を継続的に担保する仕組みが必要であるとする。

今年6月に発売された雑誌 wired vol.23 の特集は「Good Company いい会社」であり、そのサブタイトルは「ビジネスとミッションは両立できる！」となっていた。

「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」、wired の特集の双方で取り上げられていたのが B コーポレーション (B Corporation) とベネフィット・コーポレーション (Benefit Corporation) である³⁾。両者にはアメリカの非営利団体である B Lab が深くかかわっている。B コーポレーションは、B Lab が運営する認証制度であり、ベネフィット・コーポレーションは、B Lab がアメリカの各州政府に働きかけて制定された法人形態である。

現在、社会の変化によっていい会社と評価される会社が従来の会社制度の趣旨と異なってきており、社会的利益と経済的利益の双方を追求する企業について支援する仕組みを整えることについて注目が高まっている。そこで本稿では、今後の会社制度を考えるために B コーポレーションとベネフィット・コーポレーションの内容や状況を理解することを目的とする⁴⁾。

2 B コーポレーション⁵⁾

(1) 概要

B コーポレーションは、オーガニック、フェアトレードや LEED (環境性能評価) のような民間認証で 2006 年に設立された非営利団体 B Lab によって認証された企業であり、正確には Certified B Corporation (認定

B コーポレーション) を指す。サステナブル・ビジネスに対する認証である。なお認証の対象となる企業は、わが国の会社法上の会社(法人)に限定されておらず、組合(partnership)、協同組合(for-profit cooperative)、有限責任事業組合(LLP: Limited Liability Partnership)なども含まれる。

B コーポレーションの目的は Redefine success in business (ビジネスにおける成功を再定義すること) である。世界全体が多くの社会問題を抱えており、政府やNPO だけでは問題に対峙しきれなくなっている昨今において、社会の企業に対する期待は、変わりつつある。従来のように株主(構成員) 利益の最大化だけを唯一の目的とするのではなく、企業は事業活動を通じて環境やコミュニティ、従業員といった他のステークホルダーに対する利益を生み出していくことが期待されている。

B コーポレーションは、この企業の社会問題解決能力を信じ、株主(構成員) だけでなくその他のステークホルダーに対しても等しく利益を生み出すことを企業の成功と定義することで、企業の社会的役割を変革していこうとする試みである。

B Lab は、Compete for the world (世界のために競争する) というビジョンを持っている。B コーポレーションの認定は、このビジョンに共感し、事業を通じて社会に貢献したい企業を応援するための仕組みだと言える。

(2) 認証取得の手続き

まず B Lab が提供する B Impact Assessment[®] で 200 スコア中 80 以上を獲得する必要がある。アセスメントは、ガバナンス、従業員、コミュニティ、環境という 4 つの分野に分けて当該企業のベネフィットへの取り組みを評価するものである。この評価において重要なのは、アカウントビリティ、透明性、そして独立した第三者機関が参加しているかどうかであ

る。アセスメント内容は企業の規模や組織形態や地域などにより異なる。このアセスメントを実施し、80 スコア以上を獲得して B Lab のレビューを受ける。ちなみにこのアセスメントを経営の指針として使っている企業は4 万社以上にのぼる。

アセスメントに加えて B コーポレーションになるには企業の定款を B コーポレーションの理念に沿った形に変更する必要がある。具体的な変更要件の詳細は企業の組織形態や州によって異なるが、定款の中にステークホルダーの利益を配慮すること、ステークホルダーを従業員、コミュニティ、環境、サプライヤー、顧客、株主と定義すること、すべてのステークホルダーを等しく扱うことなどを明記する必要がある。ただし、すでにベネフィット・コーポレーションである企業については、この手続きは必要ない。

(3) 認証の取得後

認証を取得して B コーポレーションになった後も企業は B コーポレーションの理念に基づくパフォーマンスを行うことを求められる。更に年会費を B Lab に支払う必要がある。年会費は年間売上により異なり、最低は 500 ドル（年間売上 499,999 ドルまでの場合）で、最高は 50,000 ドルに企業の組織形態によりプラスされた額（年間売上 10 億ドル以上の場合）である。また年に 2 回、インパクト・レポート（Impact Report）を提出し、自社の環境・社会パフォーマンスを一般に公開する必要がある。

認証を維持するためには 2 年に 1 度、B Impact Assessment を受け、初回と同様に最低でも 200 スコア中 80 以上を取得する必要がある。B Impact Assessment の内容は社会動向や世界のサステナビリティ基準の更新などに伴い 2 年に 1 度改訂されるため、定期的にあセスメントを実施することで自社の改善状況の把握のほかに、最新の社会動向や基準に沿った事業展開ができていのかどうか確認できる。また無作為抽出で選ばれた場合（毎年、B コーポレーションのうちの 10% を認証評価のために選択

している), サイト上で認証評価 (Certification Evaluation) を受ける必要がある。

なお B Analytics という B コーポレーションを取得した企業がそれぞれのインパクト評価を提出, 検討, 分析ができるグローバルなオンライン・プラットフォームがある。このデータは分析され, バストプラクティス分析, インパクト分析, トレンド分析などが行われる。インパクト投資家たち⁷⁾ やファンドマネージャーが投資先決定に利用できるプラットフォームにもなっている。

(4) 国際化

B Lab が今, 注力しているのは国際化である。企業が果たすべき条件の内容は, 場所, 規模, 業績によってかわってくる。そこで B Lab 設立当時, B Impact Assessment は 9 バージョンだったが, 度重なる改訂を経て現在 72 バージョンを用意している。B Impact Assessment は, 学者, 企業家, 投資家, 思想家などからなる諮問委員会の助けを得て改訂している。第 1 版と今年改訂した第 5 版の最大の違いは, 第 1 版はアメリカ国内の企業だけを対象にしていたことである。北米から南米へ, そしてヨーロッパへとムーブメントが国際化するにつれて, それぞれの国の地域性に合わせて微調整が必要になってきている。

2015 年 4 月 14 日, B Lab は, 社会及び環境に対して好影響を与えた企業を讃えて従業員, コミュニティ, 環境の 3 点において上位 10% の評価を獲得した 120 社を選出し, 公表した⁸⁾。120 社の内訳は以下である。アメリカ 73 社 (うちカリフォルニア州 25 社, ニューヨーク州 7 社, デラウェア州 0 社)⁹⁾, カナダ 14 社, ブラジル 3 社, グアテマラ 1 社, チリ 3 社, ペルー 1 社, メキシコ 2 社, コロンビア 2 社, オーストラリア 2 社, ケニア 3 社, アフガニスタン 1 社, イスラエル 1 社, トルコ 1 社, オランダ 2 社, スペイン 1 社, 韓国 2 社, 台湾 1 社, 香港 1 社。国別の数ではアメリ

カが2番目のカナダを大きく引き離し過半数以上を占めるものの、南米、ヨーロッパ、アジア等幅広い国から選出されている。

また2016年6月14日アクセス現在、50か国、130業種の1,767社がBコーポレーションに認定されている。そのうちアメリカは、882社（カリフォルニア州234社、ニューヨーク州112社、デラウェア州1社）、カナダが156社である。またアジアでは、韓国10社、台湾9社、シンガポール3社、香港1社、中国1社、モンゴル1社、フィリピン1社、日本2社となっている。このように見てくるとすでにアメリカ以外の国が過半数を超える状況になっている。アジアは若干出遅れているが、前述の2015 B Corp Best for the World Honoreesにおいて企業が選出されている台湾と韓国を中心にムーブメントが浸透しつつある¹⁰⁾。今年3月B Corp Annual ASIA Forum POWER ASIA 2016¹¹⁾が台湾で開催された。

日本の2社は、いずれも今年になって認証を取得している¹²⁾。わが国初の認証を取得したのは、群馬県桐生市の株式会社シルクウェーブ産業（Silkwave Industries Co. Ltd.）¹³⁾である。この会社は、今年3月に認証を取得した。設立して8年になる会社で事業目的は、革新的新素材の研究開発である。従業員数は不明である。この会社のホームページトップには、「Good Life 精一杯生きること大切な人との絆を大事にすること 独自の視点により、世界中の人々に役立つ素材や原材料等を創造します。営利のみを求めず、企業活動を通じて a. 人材の有効かつ最適な活用 b. 地域経済への貢献 c. 地域経済&コミュニティーへ寄与し『世界全体の抱える諸問題を解決する』という社会的役割を担っていきます」としている。

2社目は、今年5月に認証を取得した横浜市栄区にある石井造園株式会社（Ishii Zouen Landscape Co., Ltd.）¹⁴⁾である。この会社は設立約50年、従業員9名の会社である。これまでISO 9001:2000認定、Central Contractor Registration (CCR)登録、横浜型地域貢献企業認定、神奈川県子ども・子育て支援推進事業者認証など種々の認定等を受けている。

ホームページによれば経営理念は「企業活動を通して、幸せを共有する企業を目指す」である。

B Lab についても B コーポレーションが国際化し、アメリカに限らず世界に広まるにつれて地域ごと又は国ごとに非営利法人として B コーポレーションのムーブメントを作るために発足し、B コーポレーションを取得した企業や組織のコミュニティづくりを行っている。現在では B Lab Canada, B Lab UK, B Lab Europe, B Lab Australia & New Zealand, Sistema B (South America), IEA-Social Business School (Portugal and Portuguese-speaking countries in Africa) がある。前述の 2015 B Corp Best for the World Honorees にイギリスからは 1 社も選出されていなかったが、昨年夏に B Lab UK が発足し、6 月 14 日アクセス現在には 63 社が B コーポレーションの認証を取得している。

わが国においても B Lab Japan の設立準備がなされているようである。前述の株式会社シルクウェブ産業のホームページによると非営利法人 B ラボジャパン設立準備委員会にて設立準備中となっている。また註 3) の榎屋氏の説明資料においても Impact HUB Tokyo 内の起業家たち・社内起業家たちの中で、B コーポレーション取得や「Good Company になること」に興味がある人たちを募り、B Lab を日本で作る方向で動き始めているとしている。B Lab UK が発足するために 60 社が必要だったといわれており¹⁵⁾、B Lab Japan を設立するには B コーポレーションの認証取得に関心のある企業を数十社集める必要がある。B Lab Japan を設立することにより日本の法律や慣習を踏まえた B Impact Assessment を作成することができることになる。

(5) 認定企業の規模

B コーポレーション認定を受けている有名な企業には、アウトドア・アパレル大手の Patagonia, アイスクリームの Ben & Jerry's (後述の

Unilever 傘下)、ハンドメイド商品の通販を手がける Esty (2015 年 4 月ナスダック上場) などがある。また、サステナビリティ分野の先進企業として知られるブラジルの上場企業である化粧品メーカー Natura Cosmetics も認定企業である。このように B コーポレーションになっている有名企業もあるが、実際には中小企業やスタートアップ企業が認証を取得していることが多い。

このことは前述の 2015 B Corp Best for the World Honorees 120 社の内訳を見ても明らかである。つまり従業員が 1~9 名の会社 (Micro-Enterprises) 43 社、従業員が 10~49 名の企業 (Small Businesses) 36 社、従業員が 0 名の企業 (Sole Proprietors) が 25 社、従業員が 50 名以上の企業 (Midsize Businesses) が 15 社となっており、従業員が 1~9 名の企業が 35.5% を占めている。前述の石井造園株式会社も従業員が 9 名でまさしくこの規模の企業である。また驚くべきは従業員 0 名の企業が 20.8% にものぼることである。

しかしながら世界に名だたる多国籍企業からも B コーポレーションが注目されはじめている。2015 年 1 月末に開催されたダヴォス会議 (世界経済フォーラム (WEF) の年次総会) において Unilever (ユニリーバ) の CEO Paul Polman は、Unilever が B コーポレーションの認証取得を考えていることを公にして注目を集めた¹⁶⁾。多国籍企業は、その規模の大きさや複雑性のため認証の取得が困難である。そのため多国籍企業が B コーポレーションの認証を取得するための基準をつくる必要がある。B Lab は、その基準を作成するため、Multinationals and Public Markets Advisory Council (MPMAC) という委員会を立ち上げた。2015 年 9 月 24 日 B Lab UK 発足によせたメッセージにおいて Unilever の CEO Paul Polman は、MPMAC に Unilever が参加すること考えていることを公にした¹⁷⁾。

またフランス食品大手の Danone (ダノン) は、2015 年 12 月 17 日 B

Lab と上場企業や多国籍企業など大手企業による B コーポレーション認証取得の拡大を目的として、オープンソース型の提携に合意したと発表した¹⁸⁾。具体的な内容は以下の 5 つである。①Danone が 2001 年に開始したサステナビリティ測定プログラム「Danone Way」から得た教訓を B Lab と共有する。②B Lab と共に現行の B コーポレーション認証テストの通過に向けて多種多様な規模、事業を展開する Danone 子会社 10 社の共同選抜を実施する。この結果は事業慣行の改善や B Impact Assessment の改訂に役立てられる予定である。③B Lab 内に設置された MPMAC により開発される多国籍企業向け新基準の β 版テスト運用のパートナーとなる。④B Lab の認証業務をより良く展開するためにいくつかのヨーロッパ裁判管轄における B Lab の法律業務を支援する。⑤今回の提携にともない Danone のエクゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マニフェスト・カタリストの Lorna Davis を B Lab Europe 委員会のメンバーに指名する。

3 アメリカ法

ベネフィット・コーポレーションは、会社法の特則として規定されている。そしてアメリカの会社法は、わが国のように一つだけではない。そこでまずアメリカの会社法について概観する。ここにいう会社 (Corporation) は、わが国の株式会社に類似する。アメリカで初めてベネフィット・コーポレーションを法定したメリーランド州では、そのほかにわが国の合同会社に類似する LLC (Limited Liability Company) についても同様の規定を導入した。B コーポレーションの認定対象となる企業には LLC も含まれている。そこで次に LLC 法についても概観することとする。

(1) 会社法¹⁹⁾

連邦制を採用しているアメリカの会社法は連邦法ではなく州法である。アメリカでは会社を設立する場合、本社を置く州と異なる州を設立する州として選択することができる。裁判所は、特定の会社に係る基本的な権利義務の内容を判断するに際しては、当該会社が設立された州の法律を参照するのが原則（internal affairs doctrine）である。アメリカにおいて会社法の発展に極めて重要な役割を果たしているのは、デラウェア会社法である²⁰⁾。なぜなら上場会社の半数以上（Fortune 500 の 64% を含む）がデラウェア州で設立されているからである。ここにいうデラウェア会社法とは、デラウェア法典（Delaware Code）の第 8 法人（Title 8. Corporation）の第 1 編をなす一般法人法（Chapter 1. General Corporation Law）のことである。一般法人法には会社のほか非営利法人・非株式会社にも適用があり、後者のみに適用のある若干の規定をも含むが主たる適用対象は会社であるため、わが国では会社法と訳されている²¹⁾。

またデラウェア会社法に次いで大きな役割を果たしているのが MBCA（Model Business Corporation Act）である。MBCA は、各州会社法改訂の指針として利用されることを目的にアメリカ法律家協会（ABA: American Bar Association）が作成したものである。MBCA は模範法典であり、それ自体は法規範としての拘束力は持たないが現在約 35 の州が MBCA を基にした会社法を施行しているため、各州で異なるアメリカ会社法の共通項を理解するにあたり有効な資料を提供する。

その他に重要な会社法としては、カリフォルニア会社法とニューヨーク会社法があげられる。カリフォルニア州の場合は、カリフォルニア法人法典（California Corporations Code）第 1 法人（Title 1 Corporations）の第 1 編（Division 1）General Corporation Law（一般法人法）が実質上、会社法にあたる²²⁾。ニューヨーク州の場合には、事業会社法（Business

Corporation Law) が会社法にあたる²³⁾。

なお会社 (Corporation) は、日本の会社法上の株式会社に類似している。したがってアメリカの会社法という場合、それは株式会社に関する規定を主として指しているといっておかろう。

(2) LLC (Limited Liability Company)

LLC は 1990 年代後半以降、利用頻度が高まった新しい組織形態である。出資者の有限責任とパススルー課税の双方の性格を併せ持つ形態として創設された。全米最初の LLC 法は、ワイオミング州にて 1977 年に制定されたが、連邦所得税の取扱いが不明であったため、他の州は導入に消極的であった。しかし 1988 年に内国歳入庁 (International Revenue Service) が LLC に対してパススルー課税の適用を認めると、各州にて LLC 法の制定が相次ぎ、1996 年末までに全州で制定された。各州における LLC 法の発展を踏まえ、その統一法となることを目的として 1996 年に統一州法委員全国会議 (NCCUSL: National Conference of Commissioners on Uniform State Laws) が模範法典である統一 LLC 法 (Uniform Limited Liability Company Act 「ULLCA」) を提唱した。ULLCA の採用州は必ずしも多くはないが ULLCA の規定は州の LLC 立法の内容をおおむね代表するものであると考えられる²⁴⁾。

デラウェア州は、デラウェア法典第 6 商業及び取引 (Title 6 Commerce and Trade) 第 18 編 Limited Liability Company Act, カリフォルニア州は、カリフォルニア法人法典 Title 2.5 Limited Liability Companies, Title 2.6 California Revised Uniform Limited Liability Companies Act (2014 年 1 月 1 日施行)、ニューヨーク州は、New York Limited Company Law に規定している。

わが国の平成 17 年会社法において創設された合同会社は、この LLC を念頭においたものであるが、LLC と異なり、税制上のメリットはない

(パススルー課税にはなっていない)。

4 ベネフィット・コーポレーション²⁵⁾

(1) 総説

B Lab は、B コーポレーションの認証の他にベネフィット・コーポレーションを自治体で導入してもらうためのロビー活動をしている。これは B Lab の創設者が経営者だったころに営利目的の株式会社である以上、株主の利益を優先しなければならないという法律上の制限が足かせになったという経験から、新しい企業形態には法律の保護が必要であると考えたことによる。アメリカでは、6月14日現在すでに31の州とDCで立法化され、7州で審議中である。前述のデラウェア州、カリフォルニア州、ニューヨーク州においてもすでに立法化されている。

ただしデラウェア州、ニューヨーク州では前述の会社法に規定されているが²⁶⁾、カリフォルニア州では、実質上の会社法にあたる第1編ではなく第3編 Corporations for Specific Purposes (特定の目的のための法人) の part. 13 Benefit Corporations に規定している。ベネフィット・コーポレーションは特則が設けられている場合を除き、原則として各州の会社法が適用される。

また MBCA については、アメリカ法律家協会の会社法委員会 (Corporate Laws Committee) が、Benefit Corporation White Paper²⁷⁾ というベネフィット・コーポレーションの白書を公表しており、その中に付録 A として 18 章 Public Benefit Corporation という模範規定 (model provisions) を収録している。

最初に立法化されたのは、メリーランド (Maryland) 州であり、B Lab は、新たな立法をする場合の基礎としてモデル法案 (model legislation) を推奨しているので、以下では、メリーランド州における立法化の

経緯とモデル法案の内容につき概観することとする。

なお、ベネフィット・コーポレーションは、アメリカ各州のほか、2015年12月にイタリアでも立法化されている。

(2) メリーランド州

2009年11月B Labの主要な支持者であるJim Epsteinは、メリーランド州の上院議員Jamie Raskinにワシントンで行われた投資サークルのイベントでB Labを紹介した。Raskin議員は、より幅広いビジネスの裁量ある会社を作るというコンセプトに感銘を受け、即座に新しい法案の立案をサポートし、利益に加えて社会的な責任ある目的を追求することができる「ベネフィット・コーポレーション」という新たな法人形態の創造が正式に着手された²⁸⁾。

このメリーランド州の法案はB Lab及び法律事務所Drinker Biddle and Reath LLPのパートナーであるWilliam H. Clark, Jr.により共同立案された²⁹⁾。法案は、2010年4月13日州知事の裁可・署名を得て制定された³⁰⁾。ベネフィット・コーポレーションは、Corporations and Associationの第5 Special Types of Corporations (法人の特別な形態)の6c章にBenefit Corporationsというタイトルで規定されており、2012年6月1日に施行された。Senate Bill 690³¹⁾ (上院審議中法案)及びHouse Bill 1009³²⁾ (下院審議中法案)には、修正箇所が記載されており、当初は、Benefit Corporationではなく、B (for benefit) Corporationという表現を使用していた。

またメリーランド州では、LLCについてもベネフィット・コーポレーション (Benefit LLC) を導入した。この法案 (Senate Bill 595³³⁾, House Bill 1151³⁴⁾) は、2011年5月19日州知事の裁可・署名を得て制定された³⁵⁾。ベネフィット・LLCについては、Corporation and AssociationsのTitle 4a Limited Liability Company Act 第12章にBenefit Limited

Liability Companies というタイトルで規定されており、2013年10月1日に施行された。

6月14日アクセス現在、B Labの把握しているメリーランド州のベネフィット・コーポレーションは、71社でそのうち32社がLLCである。

(3) モデル法案³⁶⁾

B Labは、新たな立法をする場合の基礎としてモデル法案を利用することを推奨している。B Labは、前述の法律事務所 Drinker, Biddle & Reath LLPのプロボノ弁護士と共に各州にあう立案をすることが可能であるとするとする。

モデル法案は、会社の目的、アカウントビリティ、透明性に分けて規定されている。ベネフィット・コーポレーションを設立するには、定款にベネフィット・コーポレーションであることを記載しなければならない (§ 103)。また既存の会社がベネフィット・コーポレーションになる場合は、定款を変更してベネフィット・コーポレーションである旨を記載しなければならない (§ 104(a))。この定款の変更には、最低数の賛成を必要とする。最低数の賛成とは、投票する権限を与えられた各種類又は各組のすべての株主が有する議決権の3分の2である (§ 102)。

会社は、general public benefitを作り出す目的を有するものとする (§ 201(a))。general public benefitとは、全体として独立の第三者機関によって査定される社会及び環境に関する具体的で積極的なインパクトである (§ 102)。定款には、1つ又はそれ以上の任意の特定な specific public benefitを記載しなければならない。specific public benefitには、以下のものが含まれる。(1)低所得又は行政サービスを十分に受けられていない個人やコミュニティに物やサービスを与えること、(2)仕事につけない個人やコミュニティのために経済的な機会をつくる、(3)環境保護や環境回復、(4)ヒューマン・ヘルスの改善、(5)芸術、科学の促進又は学問の促進、(6)社

会や環境のためになる目的をもった法人へ資本の流れを増やすこと、(7)社会や環境に関する特定の benefit を与えること。

アカウンタビリティに関しては、まず取締役の行為基準や執行役 (officer) の行為基準について規定されている (§§301, 303)。例えば取締役の行為基準については、株主の利益の他に以下の利益等を考慮するものとする。(1)会社、子会社及びサプライヤーの従業員及び労働、(2)顧客、(3)コミュニティ及び社会的要因、(4)環境。その他に Benefit 取締役や Benefit 執行役を置くことができる (§§302, 304)³⁷⁾ ことなどが規定されている。

透明性に関しては、毎年 Benefit Report を作成しなければならないとする (§ 401)。しかしながら Benefit Report は、第三者によって監査されたり、認定される必要はないものとする (§ 401(c))。

アメリカの会社法において重要な役割を有しているデラウェア州は、このモデル法案とは、かなり異なる内容となっている。例えば Benefit 取締役や Benefit 執行役の規定を採用していない。これは本稿でとりあげた MBCA、メリーランド州、カリフォルニア州、ニューヨーク州でも同様である。また Benefit Report の作成は 2 年に 1 度である。

5 B コーポレーションとベネフィット・コーポレーションの区別

B コーポレーションは、民間団体による認証制度である一方で、ベネフィット・コーポレーションは、アメリカ各州法に基づく法人制度であり、両者の仕組みは区別される。つまり B コーポレーションは、世界中の企業が認証を取得することができるが、ベネフィット・コーポレーションは、そのような法人制度がない州 (国) では、なることができない。

また B コーポレーションは、マーケティング支援や資金調達、B Lab コミュニティへの参加など B Lab のサポートサービスを受けられる。

B コーポレーションは、顧客・従業員・地域住民など投資家以外のステークホルダーを取り扱い、ベネフィット・コーポレーションは、投資家というステークホルダーを取り扱うと考えると両者をうまく整理することができる³⁸⁾。

Patagonia のように B コーポレーションであってベネフィット・コーポレーションでもある企業も多い。B コーポレーションの認証を得ないとベネフィット・コーポレーションの登記ができないわけではなく、逆も同様である。現状、ベネフィット・コーポレーションの3分の1がB コーポレーションの認証を取得している³⁹⁾。B コーポレーションを取得・更新する際に B Impact Assessment という評価プロセスを行うが、それがそのまま Benefit Report のフォーマットになる。その業務効率の観点でも B コーポレーションを取得しているベネフィット・コーポレーションが多い。もちろん B コーポレーションの認証を取った次のステップとしてベネフィット・コーポレーションに移行する企業もたくさんある。

わが国において会社法研究する場合に参照されるカリフォルニア州がアメリカの中で一番 B コーポレーションの認証にせよ、ベネフィット・コーポレーションにせよ活動が盛んである。カリフォルニア州の B コーポレーションの数が 234 社なのに対し、B Lab が把握しているベネフィット・コーポレーションの数は 6 月 14 日アクセス現在 284 社でそのうち約 3 分の 1 の 90 社が B コーポレーションの認証を取得している。この数は、まさに上述したことがあてはまる。

カリフォルニア州と対照的なのはデラウェア州である。B コーポレーションが 1 社しかなく、B Lab が把握しているベネフィット・コーポレーションの数は 6 月 14 日アクセス現在 42 社であり、B コーポレーションの認証は取得していない。カリフォルニア州と比較すると、B コーポレーションとベネフィット・コーポレーションの数や割合が大きく異なっている。これはどのような理由によるものであろうか。デラウェア州の会社がこのよ

うな活動に熱心とはいえないことは数からみても明らかである。デラウェア州でBコーポレーションの認証を取得している唯一の会社は、詳しいことは不明であるが2012年に設立した会社で家族経営をしており、地元根ざした経営を強調しているところから比較的小規模の会社であろうと思われる。そうであればBコーポレーションの認証を取得する多くの会社と同様のタイプである。それに対して上場会社の半数以上がデラウェア州で設立されていることを考えるとBコーポレーションの認証を取得するのが難しい規模の会社が多いことが理由の一つとして考えられる。またデラウェア州のベネフィット・コーポレーションに関する規定がモデル法案と異なってBenefit Reportの作成が2年に1度であることなどを考えるとBコーポレーションの認証取得と比較してベネフィット・コーポレーションになることの方が容易であることも理由となっているのであろうか。

6 おわりに

アメリカでは、労働人口の半数以上を占めるミレニアル世代（80年代前半から2000年前後生まれの世代）は、仕事に金銭だけではない意味や意義を求めるとい調査結果がでていいる。働くならばBコーポレーション又はベネフィット・コーポレーションがいいというミレニアルが実際多いといわれる。Bコーポレーション又はベネフィット・コーポレーションの銀行にお金を預け、Bコーポレーション又はベネフィット・コーポレーションの店で買い物や食事をするというライフスタイルが今や可能になった⁴⁰⁾。

わが国においても今年、Bコーポレーションに認定された企業が初めて現れた。わが国も上述のような状況になるのか今後の動向を調べるためにも認証を取得した企業や現在アセスメント中の会社にインタビューを行う予定である。

またわが国では、ベネフィット（Benefit）を公益と訳すことが多いが、ベネフィットという言葉の持つ意味を既存の会社制度との関連で考察する必要がある。

B Lab の提示するモデル法案は、アメリカで重要視されている会社法において必ずしも同じ内容が採用されているわけではない。本稿では、B コーポレーションとベネフィット・コーポレーションの全体的な理解に重点をおいたため内容の詳しい検討や比較ができなかった。今後の課題としたい。

* 本稿は、拓殖大学経営管理研究所の平成 28 年度個人研究助成の研究成果である。

《註》

- 1) http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kaseguchikara/pdf/report_01_01_00.pdf 15 頁。
- 2) http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/service_gijyo/pdf/report01_01_00.pdf
- 3) 地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会第 4 回会議（平成 28 年 1 月 22 日）資料 5 株式会社 Hub Tokyo 榎屋詩野代表取締役説明資料「B Corp 及び Benefit Corporation, 並びに新法人制度・認証制度の日本での実施に関して（ソーシャルビジネス事業者、及び起業家コミュニティ Impact HUB Tokyo の視点から）」http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/service_gijyo/pdf/004_05.00.pdf
佐久間裕美子「WHY BE “B”? B-Corp という挑戦 ミッションは「利益」に優先するののか？」wired vol. 23（2016 年）47 頁以下。
- 4) 現在、研究者の書いた文献は殆どないが経営学者の文献として以下がある。藤原隆信「社会的企業の形態とベネフィット・コーポレーション」京都経済短期大学論集 20 巻特別号（2013 年）127 頁以下。藤原隆信「市民社会の論理と公益企業（Benefit Corporation）：営利（Profit）と非営利（Non-Profit）を越えて」比較経営研究 38 号（2014 年）30 頁以下。
また、研究者の書いた文献ではないもので、本稿で参考にした日本語の文献としては以下がある。

B Corporation (B コーポレーション) とは? <http://sustainablejapan.jp/2015/02/09/b-corporation/13882>

三好大助 「「企業」の在り方を再定義する。NPO でも株式会社でもない。新しい法人格普及に取り組む米国非営利法人「B Lab」インタビュー」<http://greenz.jp/2015/12/20/b-lab/>

槌屋詩野 「B Corpの本質とは何か?ベネフィット・コーポレーションの押さえておきたい3つのポイント」<http://impactcompass.org/movement-of-bcorp/>

槌屋詩野 「社会に求められる会社になるには — B コーポレーションを取得するまでの道のりが会社を変える」<http://impactcompass.org/road-to-conscious-company/>

- 5) B コーポレーションについては, <http://www.bcorporation.net/>
- 6) <http://bimpactassessment.net>
- 7) インパクト投資とは, 経済的な利益を追求すると同時に, 貧困や環境などの社会的な課題に対し投資を通じた解決を図ろうとする新しいタイプの投資である。マクシミリアン・マーチン「社会的インパクトを投資可能にする(日本語版)」インパクト・エコノミー・ワーキング・ペーパーズ Vol.4 (笹川平和財団, 2014年) 参照。 <https://www.spf.org/publication/upload/%E7%4A%BE%E4%BC%9A%E7%8F%AF%E8%83%BD%E3%81%AB%E3%81%99%E3%82%8B0428-2.pdf>
- 8) <http://bestfortheworld.bcorporation.net/>
- 9) アメリカについて特にカリフォルニア州, ニューヨーク州, デラウェア州の内訳を記載しているのは, 後述するアメリカ会社法との関係による。
- 10) Jean Chua, B Corp movement eyeing expansion in Asia <https://www.futurereadysingapore.com/2015/b-corp-movement-eyeing-expansion-in-asia.html>
- 11) <http://www.credit.com.tw/BcorpAsiaForum/en>
- 12) なお前述の「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」においてB コーポレーション及びベネフィット・コーポレーションについて説明した槌屋詩野氏が代表取締役をつとめる株式会社HUB Tokyoは, 説明資料の中で2015年11月よりアセスメントを本格開始したことを明らかにしていたが, 6月13日時点でまだアセスメント中とのことである。
- 13) ホームページ <http://silkwave.jp/>
- 14) ホームページ <http://www.ishii-zouen.co.jp/>
- 15) 槌屋・前掲註4)「社会に求められる会社になるには」4頁。

- 16) Jo Confino, Will Unilever become the world's largest publicly traded B corp? <http://www.theguardian.com/sustainable-business/2015/jan/23/benefit-corporations-bcorps-business-social-responsibility>
- 17) Unilever's Paul Polman supports the B Corp Movement <http://www.bsl-lausanne.ch/news/unilevers-paul-polman-supports-the-b-corp-movement>
- 18) プレスリリース Danone and B Lab announce a partnership to pave the way for B Corp certification of multinational companies http://www.danone.com/uploads/tx_bidanonepublications/Danone_B_corp_EN.pdf
【フランス】ダノン、大企業の B コーポレーション認証拡大に向け B Lab と提携 <http://sustainablejapan.jp/2016/01/07/danone-bcorp/200546>
- 19) カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』（有斐閣、2009年）第1章 米国会社法の構造〔山田雅史執筆〕参照。アメリカの条文検索 <http://codes.findlaw.com>
- 20) デラウェア会社法については <http://corplaw.delaware.gov/> デラウェア会社法の翻訳として北沢正啓 = 浜田道代『新版デラウェア会社法』（商事法務、1994年）がある。
- 21) デラウェア州の法律条文の検索については、デラウェア州の公式ウェブサイトがある。 <http://delcode.delaware.gov>
- 22) カリフォルニア会社法の翻訳として北沢正啓 = 戸川成弘『カリフォルニア会社法』（商事法務、1990年）がある。
- 23) ニューヨーク会社法の翻訳として長浜洋一『ニューヨーク事業会社法』（商事法務、1967年）がある。
- 24) ミルハウプト編・前掲註(9)第2章第4節 LLC〔安藤麻紀子執筆〕、大杉謙一「米国におけるリミティッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC) およびリミティッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP) について — 閉鎖会社立法への一提言 —」金融研究 20 巻 1 号 (2001 年) 169 頁、大杉謙一「諸外国の LLC・LLP 法の概観」法律のひろば 59 巻 2 号 (2006 年) 21, 22 頁参照。
- 25) ベネフィット・コーポレーションについては、 <http://benefitcorp.net>
- 26) デラウェア会社法では、Subchapter 15 (第 15 章) Public Benefit Corporation に、ニューヨーク事業会社法では、Article 17 (第 17 節) Benefit Corporation に規定されている。
- 27) Corporate Laws Committee, ABA Business Law Section, Benefit Corporation White Paper, vol. 68, No. 4 The Business Lawyer 1083 (2013).

会社法委員会は、MBCA がベネフィット・コーポレーションに関する規定を置くことにつき合意に至ることができなかった。しかしながら会社法委員会は、多くの州が早い速度でベネフィット・コーポレーションに関する規定を採用していることを認識し、州政府がベネフィット・コーポレーションに関する規定の採用を選択した場合、ガイダンスとなるよう MBCA に規定を置くべきであると確信し、新たな章を設けた。模範規定は、デラウェア州と類似のアプローチをとっている。デラウェア州の規定は、モデル法案とは異なったものとなっており、コロラド州がひな型として用いている。

- 28) Maryland's Benefit Corporations <http://www.futurepolicy.org/business-priorities/maryland-benefit-corporations/>
- 29) Gene Takagi, Maryland's Benefit Corporation <http://www.nonfitlawblog.com/marylands-benefit-corporation/>
- 30) <http://mlis.state.md.us/2010rs/billfile/SB0690.htm> このメリーランド州の規定につき批判的に分析するものに Micheal R. Deskins, Benefit Corporation Legislation, Version 1.0-A Breakthrough in Stakeholder Rights? 15 Lewis & Clark law Review 1047 (2011).
- 31) http://mlis.state.md.us/2010rs/bills/sb/sb_0690_t.pdf
- 32) http://mlis.state.md.us/2010rs/chapters_noln/Ch_98_hb1009T.pdf
- 33) http://mgaleg.maryland.gov/2011rs/fnotes/bil_0005/sb0595.pdf
- 34) http://mlis.state.md.us/2011rs/chapters_noln/Ch_501_hb1151E.pdf
- 35) <http://mlis.state.md.us/2011rs/billfile/hb1151.htm>
- 36) 2016 年 4 月 4 日版 http://benefitcorp.net/sites/default/files/Model%20Benefit%20Corp%20Legislation_46.pdf

B Lab も Benefit Corporation White Paper を公表しており、主著者の一人は、メリーランド州の立案にたずさわった William H. Clark, Jr. である。白書には、付録 A としてモデル法案が注釈つきで掲載されている。ただしモデル法案は改訂されている。

http://benefitcorp.net/sites/default/files/Benefit_Corporation_White_Paper.pdf 参照 William H. Clark, Jr. and Elizabeth K. Babson, How Benefit Corporation Are Redefining the Purpose of Business Corporations, 38 William Mitchell Law Review 817 (2011-2012).

モデル法案につき分析し、特にガバナンスにつき問題点を明らかにするものに Mark J. Loewenstein, Benefit Corporations: A Challenge in Corporate Governance, 68 The Business Lawyer 1007 (2013).

- 37) 2016 年 4 月 4 日版では両者とも任意規定となっているが、2014 年 6 月 24 日

版では、Benefit 取締役を上場会社（publicly traded corporation）については置くこととし、そのほかの会社については置くことができるとしている。

http://benefitcorp.net/sites/default/files/documents/Model_Benefit_Corp_Legislation.pdf

- 38) 樋屋・前掲註4) 「B Corp の本質とは何か」 3 頁。
- 39) 三好・前掲註4) 4 頁。
- 40) 佐久間・前掲註3) 52 頁。

(原稿受付 2016 年 6 月 20 日)

〈論文〉

会計学はこの惑星を救えるか？

— グリーソン・ホワイトに就いて —

三代川 正 秀

キーワード：リトルトンの会計進化論，原価計算，国民経済計算，環境会計，GDP，GNH，COP 21，温室効果ガス（特に二酸化炭素）

はじめに

社会科学は体制の科学であり，反体制の科学でもある。さらに言うならば私たちが営む社会を構築し，これを支配している秩序を探り，この秩序に合理的な説明がつけられる知の体系（理論）である。こうして旧来の体制を改良・改革し，あるべき社会を標榜して，人類の幸せに繋げる研究のことである。

（企業）会計は，利潤や資本の測定ならびにその管理を中心とする計算秩序であって，測定された企業利潤や資本は社会的に認知・制度づけられた経済量である。よって，物的自然量のような絶対的尺度ではない。この経済量の会計的測定には一定の社会的ルールがなければならず，これが会計上の Convention（共通する行為に対する社会の無言の同意）と言われるもの¹⁾である。

ギリシャ・ローマに源を発した簿記・会計の歴史を19世紀末に至るまで綴った A. C. Littleton は，その名著 *Accounting Evolution to 1900* の

なかで、会計技法の新しい芽は時代の必要に迫られて生まれ、その環境に即した考案と工夫の上に成長してきた、と結んでいる²⁾。このリトルトンの会計史観を踏み台に会計の社会的役立ちに着目したジェーン・グリーンソン・ホワイト著（川添節子訳）『バランスシートで読みとく世界経済史』（日経BP社2014.12）があり、筆者は本紀要104号「フラ・ルカ・パチョーリ巡礼」でこの著作を紹介した。国家の豊かさの尺度が国富論GDPから幸福論GNHへ移行するなか、「会計はこの惑星を救えるか」と地球の将来を会計に託したグリーンソン・ホワイトの間に対する筆者の回答が本稿である。

I 科学的管理法の発展（原価計算）

ウェルナー・ゾンバルト（1863-1941）の言葉を借りれば、資本主義の発達と複式簿記は車の両輪のように互いに作用して近代社会を構築してきた。この精神構造の啓蒙と近代科学技術の発展がなければ今日の豊かさや便利な社会は生まれてこなかった。

「会計の祖」ルカ・パチョーリ以来の簿記・会計の歴史を資本主義の発展に結びつけて綴ったジェーン・グリーンソン・ホワイトは次のように述べている³⁾。

英国ヴィクトリア時代に「株式会社」が発生し、これが法制化される過程で会計技法が進化してきた。例えば「法人格」を備える会社とは、配当の源泉となる収益を継続的に生み出す事業体であり、ヴェネツィアの商人（自然人）が行っていたような取引ごとに損益を清算し、資本を分配した投機的な事業体とは異なっていた。この他、原価計算だとか、有限責任、減価償却という概念が生まれ、公的な監査という手続きも要求されるようになった。

このうち、Double entryと同じく古い歴史のある「原価計算」について

てまず言及しておきたい。完成度の高い工業会計はアントワープのクリストファー・プランタン印刷工房（現在のプランタン・モレトウス博物館）における原価計算（1563-1567）に始まる。それまでの工業会計はフローレンス地方の織物業のように職人への外注費の集計程度のものであったが、プランタン（の工業会計）は複式簿記と結びつけた製品ロット別の組別原価計算であった。次いで18世紀後半、イギリス製陶業の雄 Josiah Wedgwood の製造間接費を意識した経営管理用具としての原価計算が生まれる。

アメリカでは大西部の必需品であった拳銃やライフル銃に関わる汎用部品を融通する「標準化」に始まり、F. W. テイラー（1856-1915）に至っては、人件費、原料費、労働時間、予算を正確に把握して、部品の標準化、分業、組立ラインの効率最適化を進めた。

翻って、この国では維新後、洋式工業技術の移入に伴い、その製造現場のお雇い外国人技術者らによって洋式簿記が実践されてきた。本格的工業簿記教科書『製造所簿記教科書 全』が早くも明治20年（1887）に刊行されている⁴⁾。

近代的な工業化を求めて諸外国にいち早く追いつき、特にイギリスの紡績工業との国際的価格競争に打ち勝つために原価計算制度を競って採り入れた。日中戦争が勃発すると原価計算は陸海軍の「軍需品工場原価計算準則」に代表される異常な発達を成し遂げ、「軍需品と原価計算」を著述した本間正夫氏はその冒頭で次のように述べている。

軍が必要とする大量の軍需品の調弁により物価が高騰したことから、当時の政府が政策としていた低物価主義に対応するため、軍需企業に原価計算を強制し、それに基づく原価データに一定の利潤率あるいは利益額という適正利潤を加算する原価加算契約方式により、生産力を拡充しつつ軍需品の価格を低下させることを目指していた⁵⁾。このため陸軍及び海軍では、主に在京の会計学者を囑託といった形でそれぞれ

れ困り込み、必要な原価計算規程等の作成を委託し、あるいは支援を行わせていた⁶⁾。

戦後はこの計算制度をベースに財務報告目的を主眼とする「原価計算基準」(大蔵省企業会計審議会1962年)ができ上がり、世界の生産性をリードしてきたこの国産業界のスタンダードとなった。会計はその後統計的な分析手法に接近し、「財務諸表の読み方」としての各種の財務分析技法を考案、損益分岐点分析、生産性分析、そして金融工学を駆使するリスク分析とそのテリトリーを広げてきた。

II 国民経済計算(社会会計)

国民経済を会計の視点から把握するアプローチは1930年代の不況期のころから広まり、サイモン・クズネッツ(1901-1985)ら国民経済学者が会計学者と協働し、アメリカの全体経済(貯蓄・消費・投資)を測定する方法を開発した。

この構想は所得及び資本についての経済学的概念を、複式簿記原理、会計単位や計算期間の概念、継続性原則などの会計原則によって組み立て、マクロ経済計算のための新しい会計システムを構築した。これが国民総生産(Gross Domestic Product)に代表される「国民経済計算(National Economic Account)」である。GDPは一国の一定期間に生産された財およびサービスの総額(企業会計の「付加価値」に相当する)である。その後この概念が国家の裕福度として世界中で語られるようになり、一種のGDP fetishism(偶像崇拜)となっていった⁷⁾。

ドイツのメルケル首相が大量の難民を受け入れようとする最近の言動に、また安倍政権がGDP 600兆円を目標とする発言にこのフェチは如実に表れ、前者は労働人口減少を食い止めて現状のGDPを確保したいとする意

図が、また後者は強靱な経済大国を目指す目標に、結果はともに CO₂ 排出量を増加させることに他ならないのだが。

この市場経済を前提になされる GDP などの経済計算からは捕捉できない資源の世界的枯渇や地球温暖化、大気汚染による健康被害、干ばつや氷河の融解、海面上昇、自然の美しさ、個人の美德、国への忠誠心などは考慮（計測）されず、国の繁栄尺度として疑問であることが問題とされるようになってきた⁸⁾。

そこで、最近国連は従来の国民所得勘定、投入産出表、資金循環勘定、国民貸借対照表からなる経済勘定システム（System of Nation Accounts, SNA）に環境勘定を組み込んだ環境・経済統合勘定システム（System for Integrated Environmental and Economic Accounting, SEEA）を公表し、国民福祉（welfare）の国際比較計算を行うようになった⁹⁾。

Ⅲ 国富論から幸福論へ

近代国家がこぞって GDP ないしは GNP 指数を自国の豊かさとしてきたなか、ブータン王国は「国民総幸福」（GNH: Gross National Happiness）を掲げている。近代国家が統計局を駆使して集計するような各種の統計資料に欠けていたブータンは、ときの第四代国王ジグメ・シンゲ・ワンチュク（1972-2006）が国民の「満足度（Contentedness）」に着目して 1972 年に考案し、75 年にこれを「幸福（Happiness）」とネーミングした¹⁰⁾。これは国勢調査時に人々の精神的・感情的幸福（spiritual and emotional well-being）を対面調査で集計し、経済的繁栄（economic prosperity）という計測可能な量の目標に加えて、計測できない三つの目標、すなわち環境保全（environmental preservation）、文化促進（cultural promotion）、良い統治（good governance）をブータンの政策に反映しようとするものである。

会計は客観的経済尺度に基づいて、会計単位（企業、国家、家計など）が

置かれている状況を測定し、勘定（要素別）に分類，集計して，再統合を経て比較秤量するものであるから，GNHのような「心情」の評価はできない。このことはグリーンソン・ホワイトも了解している。すなわち，「数量による表現は，言語表現ではなかなか実現できないことを可能にする。人間の楽観的な考えを否定し，より効果的な考察を生み出す」¹¹⁾と，この経済量の計測を前提とする「会計とは，好むと好まざるとにかかわらず，私たちがこの地球上の貴重な資源をどのように使っているかを測る方法であり，21世紀の社会が機能し，発展するために欠かせないものだ」¹²⁾という。人間が作った資産の価値は減価償却などを通じてGDPに反映されるのに，原材料として，あるいは水質浄化，廃棄物の分解，土壌管理，ハチの受粉活動，有害生物の駆除，地域や地球の気候調節を通じて，市場経済にモノやサービスを提供しているにもかかわらず，経済活動の結果，消耗したこれらの天然資源はGDPに反映されてこなかった。

奇異に思える「受粉活動」についてグリーンソン・ホワイトは「ミツバチの受粉活動は，ハチミツそのものの60倍から100倍の価値がある。ブルーベリーの受粉をするハチは，一匹で生涯に4ガロンから5ガロン分のブルーベリーの受粉を行う。農家から見れば，ハチは，空飛ぶ50ドル札なのだ」と指摘して，こうした活動はGDPに含まれていない。無料だと思われているからだ。…「自然の提供するサービスは無料ではない。これらを失うことになれば，隠れたコストとなって将来はね返ってくる」¹³⁾とまで言う。

人の幸せを測定するには国民経済計算は何の役にも立たず，現在この地球上の，人類の持続可能性と気候変動の問題の大きさを考えれば，環境のコストを簿外にしておく余裕はない¹⁴⁾。こうした環境の価値が経済発展に貢献していることに多くの経済学者が気付き始めたこととグリーンソン・ホワイトは言う。この解決手段として「会計」を名指ししたのである。

2010年3月に成立した米国国民健康保険法5605条で（従来のGDP指標とは異なる）教育，医療を中心とした社会保障や温暖化防止，個人が感じ

ている各自の幸福度（心の豊かさ）に関する主要全国指数システム KNIS（Key National Indicators System）の開発を定めた¹⁵⁾。また EU では「2020年戦略（Europe 2020）」を掲げ、大学卒業者の比率向上、温室効果ガスの削減、64歳までの就業率向上、貧困者絶対数の削減など5大目標（各数値目標あり）を定めて、EU委員会が欧州理事会と欧州議会に「GDPは有益だが、それに環境保全と社会進歩の指標で補完する」と主張する「GDPを超えて（GDP and beyond: Measuring progress in a changing world）」を提案（2009年8月20日）した¹⁶⁾。

このように量より質の時代へ、国富論（GDP）から幸福論（Happiness）へと、新指標を開発するのは、国全体の経済規模の量的拡大よりも健康、教育、環境などの状況を計測し、非GDP指標の数値を引き上げることが（政策の目標として）重要だと考えたからである¹⁷⁾。

他方企業情報の提供拡大（財務会計領域）が、営業報告書や有価証券報告書（米国では10 K-Form）、そして会社法に基づく「事業報告」、あるいは海外向け Annual Report や環境報告書、CSR 報告書などに拡大することで、企業を取り巻く IR（Investor Relations）を重視してきた。これらのデータの中心は財務情報であったが、最近是非財務情報の重要性が増している。株主の関心事が ROE（自己資本利益率）から ESG（Environment 環境、Social 対境、Governance 統治）の開示に移行してきたのは当座の企業存続ではなくして、当該企業の持続可能性を予測する情報にシフトしたからである。

特に重要な関心事は「気候変動にかかわる情報」の開示である。米国の SEC（証券取引委員会）は2010年1月に気候変動に関する解釈ガイダンス（interpretive guidance）を公表し、10 K-Form 提出企業の財務報告に気象変動関連のリスク情報開示を明確にした。そのガイダンスでは、特に①現行の気象変動関連規制に関する重要な影響、②気候変動関連の国際的合意や条約が事業活動に与える重要なリスク・効果、③気候変動関連の法的・

技術的・政治的・科学的な事業環境の変化がもたらす機会・リスク（例えば温室効果ガス排出量の多寡による製品市場の縮小・拡大などの規制リスクや事業トレンドの変化による間接的影響）、④気候変動の物理的な影響などを記載事項として例示している¹⁸⁾。

IV カーボン付加価値計算の会計的考察（環境会計）

先の会計的指標 ROE（自己資本利益率）は資本制社会の効率性（efficiency）を示す概念として親しく使われてきた。この指標は組織の現況を測定するツールとなり、その妥当性や信頼性（reliability）が高い¹⁹⁾。

$$\begin{aligned} \text{自己資本利益率} &= \text{売上高純利益率} \times \text{総資本回転率} \times \text{財務レバレッジ} \\ (\text{return on equity}) & \\ \frac{\text{純利益}}{\text{自己資本}} &= \frac{\text{純利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{総資本}} \times \frac{\text{総資本}}{\text{自己資本}} \end{aligned}$$

これに負けずとも劣らない価値創造の概念に「付加価値」がある。筆者は「環境会計」には懐疑的であるが、この概念と結びつけて企業が排出した二酸化炭素にかかわる「環境（報告）会計」を2009年に構想²⁰⁾した。

環境に対する企業努力と成果は（自然環境へ排出した二酸化炭素量と社会貢献量としての付加価値額の対応にあると仮定して）、物量（排出 ton-CO₂）表示される二酸化炭素は自然環境へのマイナスのインパクトであり、金額測定した付加価値額は企業が稼得した社会環境へのプラスのインパクトであることから、これを対比することで、企業活動が環境に如何に反映しているかを判断（環境効率）できる。

次の算式に基づいて二酸化炭素の生産性分析（productivity analysis）をおこなった。この構造（式）は付加価値率とカーボン回転率に分解できることから、各種の効率性を分析出来る。

(二酸化炭素生産性) (付加価値率) (カーボン回転率)

$$\frac{\text{純付加価値}}{\text{二酸化炭素量}} = \frac{\text{純付加価値}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{二酸化炭素量}}$$

1) **付加価値率**は企業の産み出した創造価値額の総取引高（総収入ないし総売上高）比率である。この比率が高ければ、それだけ効率のよい収益を上げ、産み出した付加価値による社会配分（人件費、配当、租税など）ないしは社会貢献の高いことが示される。

2) **カーボン回転率**は排出二酸化炭素のトン当たり（ton-CO₂）の総取引高（売上高）を貨幣表示したもので、排出量の効率性ないしは二酸化炭素の生産性を示している。カーボン回転率を企業ごとに対比すると二酸化炭素排出にかかわる企業努力がカーボン当たりの生産性として反映し、有効な指数となる。この比率を環境効率として表示する社会責任（CSR）報告書は多い。

3) **二酸化炭素生産性**は上記のカーボン回転率に付加価値率を乗じた係数である。これは1トン当たりの付加価値額で表示される。この金額数値の高い企業ほど二酸化炭素の消費効率が高く、かつ環境にやさしいことになる。多くの企業がカーボン回転率を環境効率とするなかで、日本特殊陶業のCSRはこの比率を採用していた。

各社が公表する付加価値計算書（出典：EDINET）から導いた付加価値額と二酸化炭素排出量（出典：経済産業省「環境報告書プラザ」）との対比による環境格付け指標を考察したことで、このような簿記機構を前提とする「環境会計」が可能となった。

なお、4) 最近産業界ではROE（自己資本当期利益率）がカーボン債務（削減費用）によってどのぐらい影響を受けるかの指標（カーボンROE）を構想している。

$$\frac{\text{利益}-\text{カーボン債務 (15,000 円/CO}_2\text{-ton)}}{\text{自己資本}}$$

日本を代表する自動車産業（図表1）の雄トヨタ自動車は売上高12兆円、税引後の利益1兆5,800億円、その産み出した新たな価値は2兆4,300億円、年間排出二酸化炭素量は136万トンで、これを先ほどの算式を使い、カーボン回転率、付加価値率、二酸化炭素生産性を計算してみた。二酸化炭素生産性の金額が高ければ高いほど、CO₂を排出しても社会に与えるプラスの価値を多く産み出したこととなり、トヨタの場合は、1トン当たり1,787千円の付加価値となる。同様に本田技研は509千円、いすゞ自動車が669千円であった。

図表1 自動車産業

企業名	売上高 (百万円)	税引前利益 (百万円)	付加価値額 (百万円)	二酸化 炭素量(t)	カーボン 回転率(円)	付加 価値率	二酸化炭素 生産性(円)
トヨタ自動車	12,079,246	1,580,626	2,431,552	1,360,000	8,881,812	20%	1,787,906
本田技研工業	4,088,029	353,385	679,140	464,000	8,810,407	17%	1,463,664
日産自動車	3,923,280	304,253	633,230	3,920,000	1,000,837	16%	161,538
マツダ	2,464,229	80,893	221,860	1,474,000	1,671,792	9%	150,516
スズキ	2,031,639	62,726	153,809	302,000	6,727,287	8%	509,301
三菱自動車	1,903,527	20,746	127,109	334,000	5,699,183	7%	380,566
日野自動車	1,034,155	12,039	115,144	209,000	4,948,110	11%	550,928
いすゞ自動車	1,027,349	46,856	126,901	184,129	5,578,507	12%	689,196
富士重工業	1,018,820	4,065	97,991	226,549	4,497,129	10%	432,538

図表2 売上高の順

ソニー	4,513,121	534,482	738,682	1,824,000	2,474,298	16%	404,979
デンソー	2,478,029	183,543	594,487	1,410,000	1,757,467	24%	421,622
日本電気	2,352,622	2,049	255,378	1,290,000	1,823,738	11%	197,967
トヨタ車体	1,502,240	18,624	141,470	179,900	8,350,417	9%	786,381
豊田自動織機	1,217,526	82,720	199,300	283,433	4,295,640	16%	703,164
リコー	1,013,228	79,585	145,576	317,120	3,267,621	14%	459,057
アイシン精機	878,996	46,306	176,717	1,120,000	784,818	20%	157,783
富士ゼロックス	846,850	58,992	157,153	171,200	4,946,554	19%	917,950
京セラ	539,320	88,847	194,424	421,768	1,278,712	36%	460,974

図表 3 付加価値生産性の順

積水ハウス	1,195,245	88,516	197,438	213,511	5,598,048	17%	924,721
大和ハウス工業	1,157,660	11,662	145,644	328,300	3,526,226	13%	443,631
アサヒビール	1,030,736	69,779	111,660	272,000	3,789,471	11%	410,514
サントリー	837,007	28,730	74,893	230,000	3,639,161	9%	325,621
ブリヂストン	1,052,218	132,634	229,071	862,000	1,220,670	22%	265,743
清水建設	1,459,528	26,925	50,808	247,000	5,909,020	3%	205,700
凸版印刷	1,022,970	36,174	151,829	1,032,044	991,208	15%	147,115
ヤマハ発動機	799,209	29,178	84,373	577,563	1,383,761	11%	146,084
住友電気工業	1,011,577	45,902	92,453	860,000	1,176,252	9%	107,503
住友化学	933,291	29,241	85,569	4,781,000	195,208	9%	17,897
神戸製鋼所	1,283,638	89,125	191,494	16,700,000	76,865	15%	11,467
王子製紙	592,577	6,319	60,619	5,764,000	102,807	10%	10,517
三菱マテリアル	922,546	41,657	88,230	9,153,000	100,791	10%	9,693
新日本製鉄	2,782,944	382,319	575,974	67,000,000	41,536	21%	8,597

図表 4 電力業界

東京電力	5,224,389	△ 265,598	251,278	97,600,000	53,528	5%	2,574
関西電力	2,422,722	95,401	358,698	49,810,000	48,639	15%	7,201
中部電力	2,222,182	99,650	317,926	63,780,000	34,841	14%	4,985
東北電力	1,586,331	14,593	186,488	35,700,000	44,435	12%	5,224
九州電力	1,392,059	60,161	219,851	31,600,000	44,053	16%	6,957
中国電力	1,038,437	33,104	159,419	42,535,000	24,414	15%	3,748

投資の判断は利益の額や売上を目安としてきたが、この二酸化炭素生産性を企業投資の材料にして優良企業の判断ができそうである。なお、トヨタ自動車の場合には、図表 2 にトヨタ車体があることから、企業を生産単位別に細分すると真実が見えづらくなり、グループ全体を連結して、生産性なり二酸化炭素量を集計する必要がある。

図表 3 の住友電気工業以下、住友化学、神戸製鋼所、王子製紙、三菱マテリアル、新日本製鉄などは二酸化炭素生産性が低い。その最悪の数値が

電力会社（図表4）である。電力業は、桁違いに二酸化炭素の生産性が低く、東京電力の数値は3.11（福島）の事故があったからではなく、当時中越地震にともなう刈羽原子力発電所や福島第一・第二など計7基の発電機運転中止が、また中部電力にあっては静岡県御前崎の浜岡原発2基の長期運転停止（平成20年12月廃炉決定）に伴う火力代替が原因と考えられる。

電力・鉄鋼・セメント・紙パルプといった基幹産業において、この生産性と自動車産業のそれとを比較するとおおよそ300倍の相違（トヨタ比）が生じている。また、電力業界の生産性（6社平均 ton-CO₂ 当り 5,114.5 円）を家庭用3KW太陽光（年間総発電量3,000KW、売電価格60,000円）の年間CO₂換算量500トンと比較すると、付加価値ないしは売電価格当りの排出量の23分の1となる。なお、一人当たりの年間CO₂排出量が9.6トンということから推察すると、家庭用太陽光発電が節約するCO₂量は50人分ともなる。この辺に電力会社がグリーンエネルギーを買い取る利点があるようである。なお、東京都の条例に基づく、企業間CO₂排出権取引の取引価格は、1,000t以下トン当たり1,365円、1,000t以上同506円と想定している。なお、環境庁は2016年6月に家庭から出る二酸化炭素排出量の発調査結果を公表し、一世帯当たり年間およそ3.5トン（暖房の関係から北海道と北陸は5.3トン）、その内訳は照明・家電47%、給湯24%、暖房22%であった。

こうした視点から環境にやさしい企業であるかどうかを判断することが、会計学という立場から環境問題を解決する手法の一つとなろう。

V カーボン国民総生産性の検討

個別企業のカーボン付加価値計算の検討は、二酸化炭素排出量（マイナスのインパクト）とその経済的効用（プラスのインパクト）を対比することで企業の社会的存在意義を示した。この考え方をマクロ経済に当てはめ、国

家間比較を通じて、地球環境保全のための目安を構想してみた。

前出の企業付加価値に代えて一国の GDP（国民総生産高）をその国が排出した CO₂ 量で除すことで CO₂ トン当たりの国民総生産額が算定できる。これを仮にカーボン国民総生産性（率）と名付け、この生産性が高いほど資源を効率的に消費し、もって国民生活の豊かさを示していると仮定した。

〈図表に示したコラムの出典等〉

- ① GNH の順位は国連「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」が発表した Ranking of Happiness（2012-14 年の調査期間）から援用したが、この表にはブータンのランキングは見当たらない。
- ② 名目 GDP（10 億 US ドル）は 2014 年 IMF 資料から援用した。
- ③ CO₂ の排出順位並びにその量（単位百万トン）は 2012 年の IEA 資料から援用。
- ④ 各国の人口統計（千人単位）は 2014 年度世界銀行のもの。
- ⑤ 原発基数は World Nuclear Power Reactors & Uranium Requirements（2012 年 11 現在）による。

上記の各資料はインターネットの Global Note からの援用（各資料の出典年度は統一していないが、大きな判断差異は生じない）。

〈データの加工〉

- ① GNH は 53 か国中、CO₂ は 133 か国中、GDP は 188 か国中、産油国は 49 か国中の各順位であり、専ら GNH を表示している国に限定して作表した。
- ② 原資料が使用している単位に従い「カーボン（国民総）生産性」は分母を百万トン単位の二酸化炭素排出量、分子に 10 億ドル単位の GDP を置いて、排出二酸化炭素 1 トン当たりの GDP ドルの計算をした。

③ 「1人当たりCO₂量(単位トン)」は国民千人当たりの二酸化炭素排出量(百万トン)で除した計算で、これを国民1人当たりに換算し、小数点一桁までを表示。この算式を中国の係数に当てはめると次のようになる。

$$\begin{array}{rcc} \text{CO}_2 \text{生産性(効率性)} & \times & \text{1人当たりCO}_2 \text{排出量} & = & \text{国民所得} \\ \frac{\text{GDP (10,380.38 十億ドル)}}{\text{CO}_2 \text{(8,205.86 百万トン)}} & \times & \frac{\text{CO}_2 \text{(8,205.86 百万トン)}}{\text{人口 (1,364,270 千人)}} & = & \frac{\text{GDP}}{\text{人口}} \\ 1,265 \text{ドル} & & 6,015 \text{トン} & & 7,609 \text{ドル} \end{array}$$

* 「1人当たりCO₂排出量」6,015キログラムは少数点一桁までの6.0トンと表示し、これをベースに1人当たり国民所得を算出(1,265×6.0)すると7,590ドルとなり、大ざっぱな解であることを避けた。

〈図表の解説〉

類型① 「上位CO₂排出国」

国と地域別の排出総量に代えて排出量順位を「CO₂順位欄」に示し、国民1人当たりCO₂排出トン数を「1人当たりCO₂」欄に表示した。GNH登録(欄)の有無にかかわらず排出量の多い順の10か国がこの表である。GDP順位欄からも伺えるようにみな国民総生産高(GDP)は高い(平均10位)。人口の多い中国やインド、そしてロシア、イランのCO₂生産性は低い。GDP19位のサウジアラビアと29位のイランは産油国で、原発はないに等しい。この二か国を除くと原発(カッコ内は発電占有率を%で示す)を保有することでCO₂の排出量(化石燃料の消費)を抑制している。

日本を例に取ってこの表を説明すると、GNHは53か国中46番と低位にあり、CO₂は世界で5番目に多く、これに伴うGDPは3番目に位置している。CO₂トン当たりのGDPは3,611ドル、国民1人当たりの年間CO₂排出量は9.6トンとなる。同程度の排出量を示している国にドイツ(9.8トン)、韓国(11.8トン)が続き、ともに産油国でないことから、原発依存度が高い。なお、CO₂排出上位5か国のCO₂合計排出量(18,116.35百万トン)

類型① 上位 CO₂ 排出国

国名	GNH 順位	CO ₂ 順位	GDP 順位	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当 りCO ₂ (t)	国民 所得 (\$)	稼働原 発基数	産油国 順位
中国		1	2	1,265	6.0	7,609	15(1.8%)	4
米国	15	2	1	3,433	15.9	54,629	104(19.2%)	3
インド		3	9	1,049	1.5	1,617	20(3.7%)	22
ロシア		4	10	1,120	11.5	12,915	33(17.6%)	2
日本	46	5	3	3,611	9.6	36,311	50(18.1%)	
ドイツ	26	6	4	5,110	9.8	47,714	9(17.8%)	
韓国	47	7	13	2,390	11.8	28,101	23(34.6%)	
カナダ	5	8	11	3,351	15.0	50,330	20(15.3%)	5
イラン		9	29	759	6.8	5,150	1(0.0%)	6
サウジアラビア	35	10	19	1,640	15.6	25,621		1
10か国単純平均				2,373	10.4	27,000		

は120か国合計(29,886.23百万トン)の61%、同GDP合計額(36,322.61億ドル)は120か国合計(77,055.91億ドル)の47%に上っている。

類型② 「CO₂生産性の高い国」

CO₂トン当たりのGDP(8,526ドル以上)の高い6か国である。全てがヨーロッパに位置していて、フランスを除きGNH幸福度は上位(平均3.6位)にある。アイスランドは水力80%、地熱20%の割合で電力を賄い、ノルウェーとスウェーデンは北海油田を有する。その他の国は原発の電力が40~70%を賄っている。なお、GNHのデータがないナイジェリア(CO₂生産性は8,886ドル)は産油国で、1人当たりCO₂が0.4トン、その国民所得3,206ドルと極端に低いことからこの類型から省いた(類型④に移行)。

これら6か国は生産性(エネルギーの効率性)、CO₂排出量、国民所得(経済的豊かさ)の全ての面において日本のそれ(類型①参照)より優れていて、理想的な立ち位置にある。多くは国民の税負担が高額である代りに、

類型② CO₂生産性の高い国

国名	GNH 順位	CO ₂ 順位	GDP 順位	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当 りCO ₂ (t)	国民 所得 (\$)	稼働原 発基数	産油国 順位
フランス	29	18	6	8,526	5.0	42,991	58(76.4%)	
スイス	1	64	20	17,259	5.0	86,941	5(37.7%)	
スウェーデン	8	65	22	14,088	4.2	58,838	10(38.1%)	
デンマーク	3	67	34	9,189	6.6	60,427		37
ノルウェー	4	69	27	13,823	7.0	97,399		14
アイスランド	2	137	111	9,070	5.6	50,884		
6か国単純平均	8			11,992	5.6	66,247		

社会保障の充実した国々で、医療費や教育の無償化、低負担介護費用、労働時間の短縮等が図られている。

類型③並びに④ 「1人当たりCO₂排出量の少ない国」

類型③は国民所得が平均 5,500 ドル程と低いが、国民 1人当たり CO₂ 排出平均量 1.1 トン、その生産性も平均 5,500 ドルと優れている。すべて中南米にあり、農林・漁業従事者比率がボリビア (43.4%)、グアテマラ

類型③ 1人当たりCO₂排出量の少ない国

国名	GNH 順位	CO ₂ 順位	GDP 順位	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当 りCO ₂ (t)	国民 所得 (\$)	農林 漁業率 (%)
コロンビア	33	48	31	5,715	1.4	7,866	18.8
ボリビア	51	86	94	2,110	1.5	3,174	43.4
グアテマラ	43	95	75	6,760	0.6	3,590	44.2
エルサルバドル	42	114	104	4,120	1.0	3,968	27.1
コスタリカ	12	112	84	7,137	1.4	9,749	18.6
パラグアイ	53	118	99	6,918	0.7	4,239	36.0
6か国単純平均	39.1			5,460	1.1	5,440	23.0

類型④ CO₂ 排出量の極端に少ない国

国名	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当たりCO ₂ (t)	国民所得 (\$)	農林漁業率 (%)
パキスタン	1,820	0.7	1,351	45.6
イエメン	2,165	0.8	1,731	47.4
アンゴラ	7,810	0.7	5,807	71.0
スリランカ	4,703	0.8	3,614	44.6
ガーナ	3,017	0.5	1,462	56.1
ミャンマー	5,391	0.2	1,170	69.3
ケニア	5,711	0.2	1,334	74.1
ジンバブエ	1,370	0.7	936	60.9
タンザニア	5,391	0.2	944	79.1
エチオピア	6,600	0.1	542	81.1
コートジボワール	4,337	0.4	1,632	45.9
セネガル	2,762	0.4	1,067	75.0
フィリピン	3,334	0.8	2,647	37.7
ナイジェリア	8,886	0.4	3,206	30.6
バングラデシュ	3,114	0.4	1,170	57.7
カメルーン	5,843	0.2	1,388	56.0
ベナン	1,758	0.5	821	
ネパール	4,016	0.2	698	92.9
18か国単純平均	4,335	0.5	1,751	60.3

(44.2%), パラグアイ (36%) と高い。

類型④「CO₂ 排出量の極端に少ない国」はGNH欄に順位がなく1人当たりCO₂排出量1トン未満(類型③の国の45%)に甘んじ、国民所得が2千ドル程度の零細国と地域である。国民所得よりもそのCO₂生産性(効率性)が250%と高く、ほとんどが農林漁業に就業(60.3%)している。ドイツのCO₂生産性(5,110ドル)を超えているミャンマー、ケニア、タンザニア、カメルーンなどは国民所得の低さに比して(高い)生産性向上への努力が評価できる。

類型⑤ 「1人当たりCO₂排出量の多い国」

この10か国の平均1人当たりCO₂排出量は19.6トンと非常に高く、日本の排出量の2倍にあたる。幸福度はカナダの5位からバーレーンの49位までバラバラで、平均23位と高い。類型②「CO₂生産性の高い国」平均5.6トン比で355%である。ルクセンブルク（鉄鋼業、金融業）を除けばすべて産油国である。特に1人当たりのCO₂消費量が高いにもかかわらず、その生産性が極端に低いサウジアラビア（1,640ドル）、アラブ首長国連邦（2,349ドル）、オマーン（1,150ドル）、トリニダード・トバゴ（776ドル）、それにバーレーン（1,175ドル）に問題がある。多くの労働力を必要としない産油国ゆえの無駄なCO₂消費のようで、類型⑥の平均1人当たり12トン程度に引き下げる努力が必要と思われる。なお、ルクセンブルク（国民所得112,230ドル）、クウェート（同153,685ドル）のCO₂排出量削減の検討も必要である。

類型⑤ 1人当たりCO₂排出量の多い国

国名	GNH 順位	CO ₂ 順位	GDP 順位	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当 りCO ₂ (t)	国民 所得 (\$)	産油国 順位
米 国	15	2	1	3,433	15.9	54,629	3
カ ナ ダ	5	8	11	3,354	15.0	50,330	5
サウジアラビア	35	10	19	1,640	15.6	25,621	1
オーストラリア	10	15	12	3,739	16.4	61,478	30
アラブ首長国連邦	20	31	30	2,349	18.1	42,520	7
オマーン	22	47	65	1,150	17.2	19,806	20
トリニダード・トバゴ	41	68	100	776	27.6	21,421	42
クウェート	19	38	58	5,114	30.0	153,685	9
バーレーン	49	76	96	1,175	21.4	25,193	50
ルクセンブルク	17	96	73	6,106	18.4	112,230	
10か国単純平均	25.5			2,884	19.6	56,691	

類型⑥並びに⑦ 「CO₂生産性の低い国」

参考欄に挙げたロシアの生産性は低いが、国民所得は1万ドルを超え、1人当たりCO₂ 11.5トンと高い。同様に「CO₂生産性の低い国」のうち、国民所得が比較的高いサウジアラビア、オマーン、トリニダード・トバゴ、バーレーンが類型⑤に重複掲載されていることから、これらを除いたCO₂生産性、1人当たりCO₂、国民所得の各平均はそれぞれ1,193\$, 5.2t, 7,205\$である。また、チェコとパナマを除くとすべて産油国である。

類型⑦「その他CO₂生産性の極端に低い国」は、さらにCO₂生産性も国民所得も低く、GNHの登録のない(国のうち)、CO₂生産性が千ドル未満の9例である。類型⑤のような無駄にCO₂を排出し、国民所得に反映しない国々とを一律の基準によって排出規制を求めることは不平等だし、

類型⑥ CO₂生産性の低い国

国名	GNH 順位	CO ₂ 順位	GDP 順位	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当 りCO ₂ (t)	国民 所得 (\$)	稼働 原発 基数	産油国 順位
参 考	中 国	1	2	1,265	6.0	7,609	11	4
	インド	3	9	1,049	1.5	1,617	18	22
	ロシア	4	10	1,120	11.5	12,915	31	2
	イラン	9	29	759	6.8	5,150		6
サウジアラビア	35	10	19	1,640	15.6	25,621		1
タ イ	34	23	32	1,456	3.8	5,560		32
ベネズエラ	23	29	51	1,153	5.8	6,664		10
ウズベキスタン	44	36	72	563	3.6	2,036		47
チェコ	31	37	52	1,908	10.2	19,566	6	
オマーン	22	47	65	1,150	17.2	19,806		20
トリニダード・トバゴ	41	68	100	776	27.6	21,421		42
バーレーン	49	76	96	1,175	21.4	25,193		50
パ ナ マ	25	98	88	876	2.5	2,203		
9か国単純平均	33.6			1,317	12.0	14,230		

類型⑦ その他 CO₂ 生産性の極端に低い国

国名	GNH 順位	CO ₂ 順位	GDP 順位	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当 りCO ₂ (t)	国民 所得 (\$)	農林 漁業率 (%)
イラン		9	29	759	6.8	5,150	25.2
南アフリカ		16	33	931	7.0	6,482	8.6
カザフスタン		25	49	940	13.1	12,277	16.4
トルクメニスタン		51	85	751	12.0	9,031	35.0
セルビア		62	87	995	6.2	6,154	30.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ		79	109	847	5.5	4,701	10.1
モンゴル		90	129	842	4.9	4,158	26.0
キルギス		99	187	778	1.6	1,268	
コソボ		105	145	915	4.4	4,015	
9か国単純平均				862	6.8	5,915	

人類の幸福とはならない。

従前の財務分析で用いた係数同様、ここに紹介した指数からの判断は絶対的なものではなく、多くの事例を積み重ねて、信頼性の高い客観的な判断基準に育てていくことが肝心である。

類型⑧ 「その他 GNH 登録国」

これまで類型②～⑦の組上に挙げなかった GNH 登録諸国 23 か国の分析表である。メキシコ、ブラジル、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドルのような中南米の途上国が含まれるが、大方はヨーロッパとアジアの先進諸国である。類型②に示した「CO₂ 生産性の高い国」に準じた立ち位置にある。

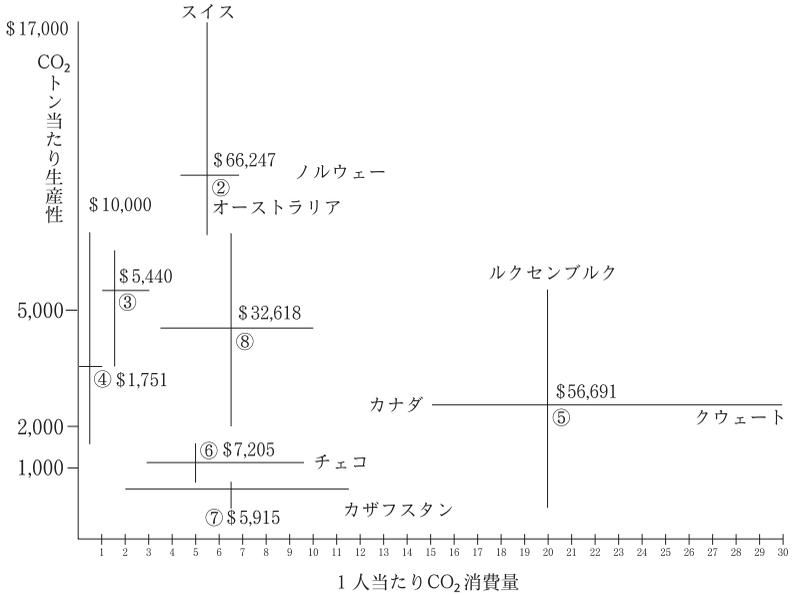
類型②から⑧を統合した分布図(図表5)をいかように考え、地球規模の対策をとるかはそれぞれの国家や地域に住む人々の叡智にかかわっている。海外の諸事情を周知の諸氏はこの分布をいかに解析されようか。ともあれ、類型②(ヨーロッパの先進国)と類型⑤(産油国)が対照的な位置に

類型⑧ その他 GNH 登録国

国名	GNH 順位	CO ₂ 順位	GDP 順位	CO ₂ 生産性 (\$)	1人当 りCO ₂ (t)	国民 所得 (\$)	稼働原 発基数	産油国 順位
フィンランド	6	55	41	5,488	9.0	49,628	4(32.6%)	
オランダ	7	30	17	4,986	10.3	51,403	1(3.9%)	
ニュージーランド	9	72	55	6,164	7.1	43,929		
イスラエル	11	45	37	4,146	8.9	36,977		
オーストリア	13	49	28	6,753	7.6	51,210		
メキシコ	14	13	15	2,946	3.5	10,361	2(3.0%)	11
ブラジル	16	12	7	5,345	2.2	11,647	2(2.8%)	12
アイルランド	18	70	44	6,932	7.7	53,423		
ベルギー	19	38	25	5,114	9.3	47,488	7(50.5%)	
イギリス	21	11	5	6,438	7.1	45,654	19(19.0%)	24
シンガポール	24	54	36	6,192	9.1	56,389		
ドイツ	26	6	4	5,110	9.3	47,741	17(16.0%)	
チリ	27	42	42	3,317	4.4	14,515		
アルゼンチン	30	28	24	2,836	4.5	12,790	4(4.6%)	28
ウルグアイ	32	103	78	6,572	2.5	16,128		
スペイン	36	22	14	5,277	5.7	30,317	8(20.9%)	
マルタ	37	131	135	4,198	5.9	24,778		
台湾	38	24	26	2,064	11.0	22,626		
スロベニア	45	73	64	3,136	5.9	18,448	4(35.4%)	
日本	46	5	3	3,619	9.6	36,311	52(1.7%)	
韓国	47	7	13	2,390	11.6	28,101	21(28.7%)	
エクアドル	48	71	63	3,044	2.2	6,325		
イタリア	50	17	8	5,731	6.1	35,013		41
23 各国単純平均				4,687	7.0	32,618		

ありながら、国民所得という観点からは同程度である。GNH の国家間順位の内平均に意義はないものの、前者の類型②8 位、後者類型⑤が 25.5 位 (同③39.1 位、同⑥38.6 位) であることから、産油国の CO₂ 1 人当たりの消費量削減とその生産性向上 (③⑥⑧) 努力が必要である。

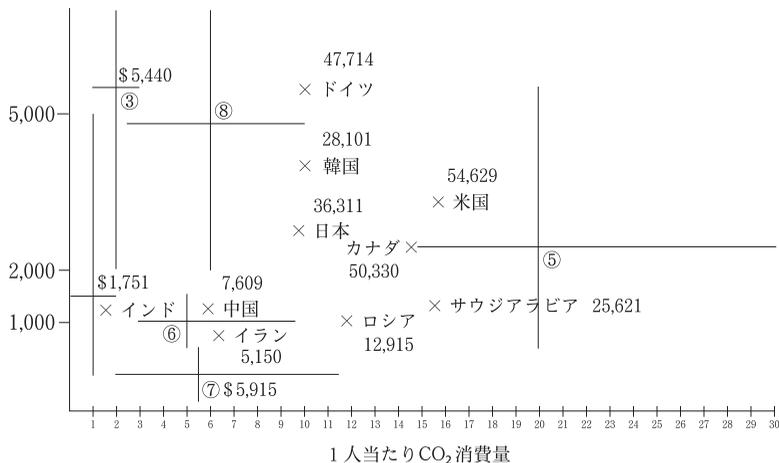
図表 5 生産性・国民所得等の総括表



最後に総括図に類型①にあった「上位CO₂排出国」10か国を投影してみた(図表6)。これらの国(特に、ドイツ、韓国、米国、日本、カナダなど)はCO₂の排出量のもとより、GDPも高く、1人当たりのCO₂消費量を改善し、トン当たりの生産性を向上させる力量のある国々である。

ここに提案したカーボン国民総生産性(率)の公式は一国のCO₂トン当たりGDP生産性に国民1人当たりのCO₂消費量を乗じて国民(1人当たり)所得とした。近代国家が求める国家の豊かさ(国民の幸福度)はCO₂の排出量(自然環境)を減らし、国民所得(社会環境)を最大にすることと仮定して、そのためのカーボン国民総生産性(効率)を説いた。その数値には国や地域が置かれている各種エネルギーの入手状況、気候・風土、国民性によっても大きく左右されることから、地球規模での一律の施策は採りようがない。それがCOP 21(パリ協定)で示された、CO₂排出規制に関する

図表 6 類型①にある上位 CO₂ 排出 10 か国



「共通だが差異のある責任」(原則) ということとなったようだ。

VI COP 21 のとりきめ

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 21 回契約国会議 (The Conference of the Parties 21) がフランス・パリで 2015 年 12 月 1 日から開かれ、同月 12 日に「パリ協定」を採択して散会した。これは 2011 年の COP 17 で、2020 年以降の新たな温暖化対策の国際枠組みを COP 21 の場で採択することとされてきた。そこで、先進国だけに対策を義務付けた京都議定書 (COP 3) に代わり、途上国を含むすべての国が参加する枠組みを目指し、196 の国と地域から代表が集まり議論・調整がなされた。146 の国と地域が会議に先立ち提出した自主規制案を尊重し、各国・各地域の削減目標 (5 年ごとに見直して国連に提出) に法的拘束力を設けず、産業革命前 (1850 年) の気温をもとに、その後の地球温度の上昇を 2°C 以内 (努力目標 1.5°C 以内) に抑えようとする目標を立てた。こうして、今世紀後半に人間活動

による温暖化ガス（GHG）の排出量を森林や大海などが吸収する量と均衡する状況に減らす努力目標を立てられたが、さらに 2025 年までに途上国に対して年間 1,000 億ドルを下限とする支援を定め、途上国の排出量増加を押さえて経済的豊かさを満たす工夫も盛り込まれた。

2016 年 4 月から各国の協定署名手続きが始まり、55 か国以上の署名で、かつ温暖化ガス排出量合計が全体の 55%以上の国々の手続きが完了して 30 日後に「パリ協定」が発効する。

図表 7 新たな温暖化ガス排出削減目標

米 国	2025 年に 05 年比 26～28%減
E U	2030 年に 1990 年比 40%減
日 本	2030 年に 13 年比 26%減
ロシア	2030 年に 1990 年比 25～30%減
中 国	2030 年に GDP 当たり CO ₂ を 05 年比 60～65%減
インド	2030 年に GDP 当たり CO ₂ を 05 年比 33～35%減
ブラジル	2025 年に 05 年比 37%減

（出典：日本経済新聞 10 月 24 日夕刊）

上の図表を整理すると次のようになる。①1990 年の排出量を基準として 40%（EU）、同 25～30%（ロシア）、2005 年を基準に 26～28%（米国）、同 37%（ブラジル）、2013 年を基準に 26%（日本）とあり、その目標達成すら米国、ブラジルが 2025 年、EU、ロシア、日本が 30 年とばらばらである。さらに②中国やインドは 05 年の GDP 当たりの CO₂ を基準に前者は 60～65%、後者は 33～35%を 30 年までに達成しようとするもので、削減量の比較が難しい連立方程式もどき理論展開をして複雑にしてしまった。

さらに途上国の CO₂ 生産性比率を現状維持し、代りに先進国が途上国の所得を増加させる支援額を供出する提案であるが、その地の特定集団を潤すだけで、必ずしも地域全体の実質所得を増加させない危険性がある。また先進国はその支援分の国民所得が減少し、CO₂ 当たり生産性を維持す

るのが苦しくなる。しかし、「共通だが差異ある責任」を認めなければ、この惑星は破滅する寸前にある。

カーボン付加価値計算の検討は個別企業の CO₂ の消費効率を指数化したものであった。カーボン国民総生産性は国家単位での CO₂ の消費効率指数であったことから、国家の内・外 2 つの指数による規制が地球環境を改善する鍵となろう。

むすび

黒澤清教授は半世紀も前にその名著『近代会計学』の中で会計学の border-line science に言及しておられた。すなわち、「(会計は) 経済と法律と統計との三つの領域にまたがる (inter-disciplinary) 研究の分野であって、それらの境界線上に立っている」²¹⁾ と。会計は早くから法会計 (Legal Accounting…株式会社会計, 税務会計など) 方面に発達をみる, 次いで統計的手法を駆使した管理会計 (Managerial Accounting…原価計算, 財務分析, 予算論など) の方面へ, さらに国民所得や国富ないしは社会資本を測定する社会会計 (Social Accounting) に接してそのすそ野を広げてきた。

その後 1966 年のアメリカ会計学会「基礎的会計理論」(Statement of Basic Accounting Theory: ASOBAT) では, 会計を「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことが出来るように, 経済的情報を識別し, 測定し, 伝達するプロセス」と定義した。環境省の「環境会計ガイドライン 2005 年版」(Environmental Accounting Guidelines 2005) に至っては「企業等が, 持続可能な発展を目指して, …環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として, 事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し, 可能な限り定量的 (貨幣単位又は物量単位) に測定し伝達する仕組み」とあり, 「会計」用語を単なる企業の環境情報システムの一つと解している。

ここで注意しなければならないことは、統計と会計との間におけるアナロジー（analogue：類似性による推理）がいかにか大きいか²²⁾、「会計は、固有の統計と異なり、原価、利益、資本有高等を測定集計するにあたり、会計特有の様式、すなわち勘定（accounts）、貸借対照表、損益計算書等の手段を強制的に使用しなければならない。統計はこのような強制的様式から自由である」²³⁾と黒澤教授は諫めていた。

国民経済学や環境科学から「会計」にアプローチすると、会計の本質を見失い、行き過ぎた（会計技法を援用した）国民経済計算（社会会計）や（会計技法を援用した）環境報告書（環境会計）を「会計」に押し付ける恐れがある。そのことを理解してかグリーンソン・ホワイトは「環境会計への抵抗は根強いが、環境が経済発展に貢献していることに多くの経済学者が気づき始めている」²⁴⁾と言い、伝統的会計技法から逸脱した「環境（報告）会計」という領域に救世主を求めた。これに呼応した本稿は環境を地域別に斟酌しながら、国民総生産（GDP）と温室効果ガス（GHG）の国際比較から持続可能な地球環境指数（算式）を模索したものである。従来 of 会計とは相当かけ離れたこの愚考を読者諸氏はいかように判断し、実行の緒に就けようか、ご批判を賜りたい。

《注》

- 1) 黒澤清著『近代会計学』（春秋社 1967. 4）p. 10 参照。
- 2) 片野一郎訳清水宗一助訳『会計発達史』（同文館 1978. 7）p. 490。
会計は外部環境との関係において、相関的であり進化的である。会計上のテーマを産みだすところのもろもろの事象はたえず変化しつつある。されば、既往の理念は時勢の変化するにつれて指導力を発揮し得なくなり、従前の方法はあたらしい問題に当面すれば適応性をうしなう。かくして、環境はあたらしい問題を産みだし、創造の才ある人々を刺激してあたらしい方法を工夫せしめるにいたる。
- 3) ジェーン・グリーンソン・ホワイト著（川添節子訳）『世界経済史』（日経 BP

社 2014. 12) p. 146 参照。DOUBLE ENTRY, How the merchants of Venice shaped the modern world and how their invention could make or break the planet by Jane Gleeson-White.

- 4) 有澤菊太郎編集『製造所簿記教科書 全』, これは米国の J. C. Bryant, *The New Standard Counting-House Book-keeping*, New York, 1885 と英国の R. Y. Barnes, *A New and Improved Universal System of Book-keeping*, 3th ed., London, 1871 などを参照したものと思われる。建部宏明著『日本原価計算理論形成史研究』(同文館出版 2003) p. 42.
- 5) 本間正夫稿「軍需品と原価計算」(博士論文埼玉大学 学位申請番号 12401 甲第 92 号 2014-03-24) p. 1 参照。
- 6) 本間正夫稿「上掲論文」p. 2 参照。
- 7) 福島清彦著『国富論から幸福論へ』(税務経理協会 2011. 5) p. 46 参照。
- 8) 会計の世界ではあらゆるものを貨幣価値に変換するが、地球が私たちに無償で与えてくれる生存環境には最低の価値しか見い出さず、「会計の論理を振りかざすことで、私たちは地球を傷つけてきた。しかし、いまこの会計が地球を救う鍵を握っている」。(ジェーン・グリーソン・ホワイト著『前掲書』 p. 12.)
- 9) 岡部光明稿「幸福度等の国別世界順位について」明治学院大学『国際学研究』43号(2013. 3) p. 1 参照。
United Nations, European Commission, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation Development & World Bank, Integrated Environmental and Economic Accounting. 2003.
- 10) 平山由雄太稿「ブータンの GNH」(レジュメ) 交詢社地球環境研究会(2014. 10. 3)。
- 11) ジェーン・グリーソン・ホワイト著『前掲書』p. 247。
ワシントン D.C. にある世界監視研究機構 (Worldwatch Institute) 上級研究員 Janet Abramovitz の言。
- 12) ジェーン・グリーソン・ホワイト著『前掲書』p. 247。
ワシントン D.C. にある世界監視研究機構 (Worldwatch Institute) 上級研究員 Janet Abramovitz の言。
- 13) ジェーン・グリーソン・ホワイト著『前掲書』pp. 229-230。
農業会計にあっては生産物毎に仕掛勘定を設けてその原価を集計している。売上原価に振替えられない勘定残高を期末在庫数量で割り切れば、グリーソン・ホワイトの言うミツパチー一匹当たりの価値計算は可能であろう。
- 14) ジェーン・グリーソン・ホワイト著『前掲書』p. 229 参照。

- 15) 福島清彦著『前掲書』pp. 16-7 参照。
- 16) 福島清彦著『前掲書』p. 19 参照。
- 17) 福島清彦著『前掲書』p. 22 参照。
- 18) 上妻義直稿「気候変動情報の報告」広瀬・藤井責任編集『財務報告のフロンティア』（中央経済社 2012.9）p. 219.
- 19) 黒川行治稿「公共会計学の展望」大塚宗春・黒川行治責任編集『政府と非営利組織の会計』（中央経済社 2012.4）p. 448 参照。
- 20) 拙稿「カーボン付加価値率に関する会計的考察」拓殖大学経営経理研究所『経営経理研究』No. 88（2009.10）
- 21) 黒澤清著『近代会計学』改訂増補版 4 刷（春秋社 1967.4）p. 7.
- 22) 黒澤清著『上掲書』p. 10 参照。
- 23) 黒澤清著『上掲書』p. 10.
- 24) ジェーン・グリーンソン・ホワイト著『前掲書』p. 229.

（原稿受付 2016 年 5 月 30 日）

青色更正処分に係る理由附記の再考

村松 芳弘
野口 浩

要 約

青色申告に関する税制度の1つとして、青色申告に対する更正は、更正通知書に更正の理由を附記しなければならない（所得税法155条2項および法人税法130条2項）とするものが存在する。この理由附記に関する法理は判例法を中心に形成されてきた。

昭和38年5月31日判決において、青色更正処分に係る理由附記は、恣意抑制機能と争訟提起便宜機能が求められるとし、かつ信憑性原則を打ち出した。そして、最高裁昭和60年4月23日判決は、帳簿記載を否認しない青色更正処分について信憑性原則に一定の縛りをかけた。その後の判決においては、帳簿記載を否認しない青色更正処分について法的評価を示さない理由附記を適法とするものが多く見受けられたが、大阪高裁平成25年1月18日判決はそれを違法と判断して、これまでの議論に一石を投じたものとなった。

本稿は、裁判事例を中心に据えて、青色更正処分に係る理由附記の法理を再考し、そこに存在する原則的な考え方を明らかにする。結論として、恣意抑制機能、争訟提起便宜機能、および信憑性原則は、現在でも原則的な考え方として存在することを確認する。また、帳簿記載を否認しない青色更正処分については、法的評価と判断の根拠条文がまったく不要であると解すべきではないと主張する。

キーワード：青色更正処分、理由附記、恣意抑制機能、争訟提起便宜機能、
信憑性原則、帳簿記載を否認しない青色更正

目 次

- I はじめに
- II 理由附記に関する基準
- III 信憑性原則に対する一定の縛り
- IV 法的評価を示さない理由附記
- V 法的評価を重視した判決
- VI 理由附記に関する原則的な考え方
- VII おわりに

I はじめに

青色申告に対する更正は、納税義務者の帳簿書類を調査し、その調査によって所得金額または純損失等の金額に誤りがあると認められる場合に限って、これを行うことができ（所得税法 155 条 1 項および法人税法 130 条 1 項）、しかも、その場合には、更正通知書に更正の理由を附記¹⁾しなければならない（所得税法 155 条 2 項および法人税法 130 条 2 項²⁾）。

平成 23 年 12 月税制改正により、国税通則法 74 条の 2 が改正され（現行国税通則法 74 条の 14）、従来適用されなかった行政手続法第 3 章が、国税に関する法律に基づき行われる処分について適用されることになり（国税通則法 74 条の 14 第 1 項）、その結果、事業所得等に関する青色申告以外の申告（以下、「白色申告」という）に対する更正についても理由の附記が要求されることとなった。ただし、所得税法 155 条 2 項および法人

-
- 1) 所得税法 155 条 2 項は「附記」、法人税法 130 条 2 項は「付記」と表記が異なるが、本稿では、裁判所の判示および論文の引用部分を除き、「附記」と統一して表記することとする。
 - 2) 理由附記とは、行政処分時における処分理由の書面による関係者への開示を指すものである。久保茂樹「納税者の手続的権利と理由附記」『租税行政と権利保護』137 頁。

税法 130 条 2 項の青色申告書に係る更正の理由附記の規定はそのまま存置されている。従って、青色申告者に係る更正の理由附記の規定の解釈が変わるわけではない、といわれている³⁾。

また、同改正により、平成 26 年 1 月から所得金額にかかわらず全ての個人事業所得者について簡易な方法による記帳義務が課され、かつ、その帳簿を一定期間保存しなければならないこととされた（所得税法 231 条の 2 第 1 項および所得税法施行規則 102 条）。納税者としては、記帳をせざるを得ないのであれば、税制上の特典のある青色申告を選択した方が有利であるとして、白色申告者から青色申告者に移行する者が増えることが予想される⁴⁾。したがって、青色申告に関する税制度がこれまでにままして重要となるであろう。

そこで本稿において、青色申告に関する税制度の 1 つである青色更正処分に係る理由附記の法理について整理し、そこに存在する原則的な考え方を明らかにする⁵⁾。理由附記の法理は、税法の分野とくに青色申告に対する更正処分の理由附記に関する判例法を中心に形成されてきたため⁶⁾、本稿では裁判事例を中心に据えて考察を進めて行くこととする。

-
- 3) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』6997 頁（第一法規）。
 - 4) 昭和 59 年度税制改正前は、白色申告者には記帳義務が課されていなかった。昭和 59 年度税制改正において所得金額が 300 万円を超える白色申告者に対して記帳義務が課されることとなったが、同改正が掲げた納税環境の整備に際しての基本的考え方の中で、青色申告制度との関係について次のように述べられている。「記帳制度と青色申告制度とは併存させ、また、その求めるべき記帳の水準に差を設け、かつ、記帳制度には原則として特典を与えないことにより、この両者を制度的に整理すべきであると考えられました。そして、納税者としては、記帳をせざるを得ないのであれば、特典のある青色申告を選択した方が有利であるとして、おのずとより高度な記帳に移行していくことを期待することとされたのです。』『改正税法のすべて（昭和 59 年度版）』51 頁。
 - 5) 本稿は、白色申告に対する更正処分および青色申告承認取消処分等に係る理由附記については考察の対象外とする。
 - 6) 下川環「理由の開示（1）—— 青色申告に係る更正」行政判例百選 1（第 6 版）256 頁。

II 理由附記に関する基準

まずは、理由附記の法理に関するリーディングケースである昭和38年5月31日判決⁷⁾を取り上げる。従来から理由附記について課税庁では、形式的要件を満たすだけの訓示規定と解しており、処分の結果に影響を及ぼすものではないものとして具体性を欠く記載のものが多かった。そのような中で、この判決は、理由附記に関する基準を示したものであり、以後の判決に多くの影響を与えている。

事実の概要は次のとおりである。X（原告・被控訴人・上诉人）は、A（税務署長・訴外）に対し、昭和27年に所得税青色申告承認の申請をして昭和28年分以降の所得税に関しその承認を受けていた。Xは、昭和32年3月14日、昭和31年分の所得税につき、所得金額を30万9,422円として青色申告書により確定申告をしたところ、Aは、昭和33年7月29日付で、所得金額を44万4,695円と更正し、同月30日に通知したが、その通知書には、更正の理由として、「売買差益率検討の結果、記帳額低調につき調査差益率により基本金額修正、所得金額を更正す」と記載されているにすぎなかった。そこで、Xはこの更正処分を不服として、Aに対し、再調査の請求をしたところ、Aは同年10月3日付でXの請求を棄却する決定をし、その決定通知書には理由として「再調査請求の理由として掲げられている売買差益率については実際の調査差益率により店舗の実体を反映したものであり、標準差益率によった更正ではなく、当初更正額は正当である」と記載されていた。

XはさらにY（国税局長・被告・控訴人・被上诉人）に対し同年11月1日審査請求をしたところ、Yは翌33年1月28日付でこの請求を棄却す

7) 民集17巻4号617頁。

る決定をした。この決定通知書には、棄却の理由として、「あなたの審査請求の趣旨、経営の状況、その他を勘案して審査しますと、Aの行なった再調査決定処分には誤りがないと認められますので審査の請求には理由がありません」と記載されているだけであった。Xは、Aの更正通知書記載の理由及びYの審査決定通知書記載の理由は、ともに抽象的で、その趣旨が不明であるから、各通知書には理由の記載を欠いているに等しく、従ってAの更正、およびYの審査決定はともに違法であると主張し、各処分の取消しを求めて出訴した。なお、Xは、金額の点についても不服があったが、理由不備の点のみを違法事由として主張した。

それに対して、最高裁判所は、次のように述べてXの主張を認める判断を下している。「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免れないものといわなければならない。ところでどの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるが、所得税法（昭和37年法律67号による改正前のもの、以下同じ）45条1項の規定は、申告にかかる所得の計算が法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることがない旨を納税者に保障したものであるから、同条2項が附記すべきものとしている理由には、特に帳簿書類の記載以上に信憑力のある資料を摘示して処分の具体的根拠を明らかにすることを必要と解するのが相当である。しかるに、本件の更正処分通知書に附記された前示理由は、ただ、帳簿に基づく売買差益率によって確定申告の所得金額309,422円を444,695円と更正したにとどまり、いかなる勘定科目に幾何の脱漏があり、その金額はいかなる根拠に基づくものか、また調査差益率なるものがいかにして算定され、それによることがどうして正当なのか、

右記載自体から納税者がこれを知るに由ないものであるから、それをもって所得税法 45 条 2 項にいう理由附記の要件を満たしているものとは認め得ない」、「また、所得税法 49 条 6 項が審査決定に理由を附記すべきものとしているのは、特に請求人の不服の事由に対する判断を明確ならしめる趣旨にでたものであるから、不服の事由に対応してその結論に到達した過程を明らかにしなければならない（昭和 36 年(特)第 409 号、同 37 年 12 月 26 日第二小法廷判決参照）。もっとも、審査の請求を棄却する場合には、その決定通知書の記載が当初の更正処分通知書または再調査棄却決定通知書の理由と相俟って原処分を正当として維持する理由を明らかにしておれば足りるというべきである。ところが、本件審査決定通知書に附記された理由をみるのに、前示のごとき記帳だけでは、所得税法 49 条 6 項の理由附記として不十分であるのみならず、本件更正処分通知書に附記された理由が処分の具体的根拠を明確にしていなかったことは前示のとおりであり、小石川税務署長のした再調査棄却決定通知書に附記された前示理由によっても更正を相当とする具体的根拠が明確にされているものとは認められないから、結局、本件審査決定の理由もまた、違法といわなければならない」。

本判決において裁判所は、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する」（以下、「恣意抑制機能」という）とともに、「処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える」（以下、「争訟提起便宜機能」という）趣旨に出たものであるとして、法律が要求している理由附記についての趣旨を確認して、「その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免れないものといわなければならない」とし、それが訓示規定ではなく効力規定である旨を明確にしている。

なお、理由附記の程度については、「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」として概略を述べるにとどまり、理由附記の具体的

な記載要件については明言をさけながらも⁸⁾、その一方で、「その帳簿の記載を無視して更正されることがない旨を納税者に保障したものであるから、特に帳簿書類の記載以上に信憑力のある資料を摘示して処分の具体的根拠を明らかにすることを必要と解するのが相当である」（以下、「信憑性原則」という）と深い言及がなされた点は注目に値する。

Ⅲ 信憑性原則に対する一定の縛り

前述のとおり、最高裁昭和38年5月31日判決は、理由附記の内容ないし程度に関して、附記される理由には「特に帳簿書類の記載以上に信憑力のある資料を摘示して処分の具体的根拠を明らかにすることを必要とする」という原則を定立した。この信憑性原則に一定の縛りをかけたのが、最高裁昭和60年4月23日判決⁹⁾である。事実の概要は次のとおりである。

X（原告・被控訴人・上诉人）は、織物の製造販売業を営む青色申告法人である。昭和48年2月1日から昭和49年1月31日までの事業年度法人税について確定申告（所得金額77万1,098円）をした際に、昭和48年6月に取得した冷房機が租税特別措置法（昭和49年法律17号による改正前のもの）45条の2第1項所定の「機械」にあたり、したがって、その減価償却費の計算については特別償却規定が適用されると考え、その減価償却費を54万1,355円と算定してこれを損金に計上した。これに対し、税務署長Y（被告・被控訴人・上诉人）は、所得金額を113万9,134円と

8) 金子教授は、理由付記に関して一般論として次の3点を記載することが必要であるとされている。第一は、更正の理由となる課税要件事実の認定、第二は、課税要件事実の認定の結果、課税標準の中味にどのような変動が生ずるかを帳簿書類の記載に即して明らかにすること、第三は、第一および第二の点に関する資料を摘示し、法令上の根拠を明らかにすること。金子宏「青色申告の更正と理由付記」判例時報1230号9頁。

9) 民集39巻3号850頁。

する更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をなした。その更正処分通知書には、更正の理由として、「1. 減価償却費の償却超過額……36万8036円。48年6月取得の冷暖房設備について機械として特別償却をしています。内容を検討した結果建物附属設備と認められ、特別償却の適用はありませんので、次の計算による償却超過額は損金の額に算入されません。(種類) 冷暖房設備(償却限度額) 17万3319円(貴社計算の償却費額) 54万1355円(差引償却超過額) 36万8036円」と記載されていた。

そこでXは、本件更正処分等の取消を求めて出訴した。第1審(神戸地裁昭和54年8月20日判決¹⁰⁾)は、Xの請求を棄却したが、控訴審(大阪高裁昭和55年11月26日判決¹¹⁾)は、「どのような事実関係ないしは観点から、本件冷暖房機が何ゆえに機械ではなく建物附属設備であると認定されたかについてその具体的根拠が明示されていない」として、第1審判決を取り消し、Xの請求を認容した。そこで、Yが上告した。

最高裁は、次のように述べて、破棄差し戻しの判断を下した。「法人税法130条2項が青色申告にかかる法人税について更正をする場合には更正通知書に更正の理由を附記すべきものとしているのは、法が、青色申告制度を採用し、青色申告にかかる所得の計算については、それが法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることがないことを納税者に保障した趣旨にかんがみ、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、したがって、帳簿書類の記載自体を否認して更正をする場合において更正通知書に附記すべき理由としては、単に更正にかかる勘定科目とその金額を示すだけではなく、そのような更正をした根拠を帳簿記

10) 行集30巻8号1395頁。

11) 行集31巻11号2510頁。

載以上に信憑力のある資料を摘示することによって具体的に明示することを要するが（最高裁昭和36年(ワ)第84号同38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁，同昭和50年（行ツ）第84号同54年4月19日第一小法廷判決・民集33巻3号379頁等），帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正をする場合においては，右の更正は納税者による帳簿の記載を覆すものではないから，更正通知書記載の更正の理由が，そのような更正をした根拠について帳簿記載以上に信憑力のある資料を摘示するものでないとしても，更正の根拠を前記の更正処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由附記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り，法の要求する更正理由の附記として欠けるところはないと解するのが相当である」，「本件についてこれを見ると，本件更正通知書記載の更正の理由には本件更正をした根拠についての資料の摘示がないことは否定できないところであるけれども，本件更正は，前記のような内容のものであって，本件冷房機が存在，その取得時期及び取得価額についての帳簿記載を覆すことなくそのまま肯定したうえで，被上告会社の確定申告における本件冷房機の属性に関する評価を修正するものにすぎないから，右更正をもって帳簿書類の記載自体を否認するものではないというべきであり，したがって，本件更正通知書記載の更正の理由が右のような更正をした根拠についての資料を摘示するものでないとしても，前記の理由附記制度の趣旨目的を充足するものである限り，法の要求する更正理由の附記として欠けるところはないというべきである」。

本判決は，最高裁昭和38年5月31日判決を受けて，理由附記の恣意抑制機能及び訴訟提起便宜機能をあらためて確認したうえで，理由附記の程度についてさらに踏み込んだものとなっている。すなわち，帳簿書類の記載自体を否認する場合とそれを否認することなしに更正する場合とで理由附記の程度を同一にすべきか否かという点に言及し，信憑性原則が適合する範囲を，帳簿書類の記載自体を否認する場合に限定した。

IV 法的評価を示さない理由附記

最高裁昭和 60 年 4 月 23 日判決以後は、帳簿書類の記載自体を否認するものではない場合の青色更正処分に係る理由附記について、非常に簡潔な根拠しか記載されていない理由附記や、法解釈についてはその根拠を示す必要がないとする理由附記を適法とした下級審の判断を多く見ることができ。その 1 つが、岐阜地裁平成 12 年 12 月 6 日判決¹²⁾である。事実の概要は次のとおりである。

X（原告）は、織物販売を業とする合名会社であり、平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日までの事業年度分の法人税につき、Y（被告・税務署長）に対して、確定申告をした。Y は、これに対し、同年 12 月 26 日付で、法人税額等更正及び過少申告加算税の賦課決定をした。Y は、本件課税処分の理由の一つとして、B 株式会社から仕入れ、C 株式会社及び D 株式会社に染色加工のため預けていた生機が、期末棚卸資産の額に計上漏れとなっていたので、棚卸資産の計上漏れとして、2,438 万 7,630 円を当期利益に加算した。しかし、本件事業年度末前に、X は本件生機について所有権を喪失したか、所有物としての支配を喪失したから、当該期末棚卸資産に計上すべきではないとした。また、本件課税処分は、根拠・理由が具体的に明示されておらず、法人税法 130 条 2 項により適法になされたものではなく、違法であるとして、X は、平成 9 年 2 月 24 日付で国税不服審判所長に対し、本件課税処分の取り消しを求めて審査請求をしたところ、同所長は、平成 10 年 4 月 17 日付で本件処分を適法として審査請求を棄却したため、X が提訴した。

12) 税務訴訟資料 249 号 1002 頁。

裁判所は、「支配の喪失によって当該資産がその棚卸資産性を喪失する
と
いうるためには、盗難のように、当該資産に対する支配を回復すること
が法的にも社会・経済的にも著しく困難である場合にかぎると解すべき
である」として、「帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正する場
合において、右の更正は納税者による帳簿の記載を覆すものでないから、
更正通知書記載の更正の理由は、前記の更正の理由附記制度の趣旨目的を
充足する程度に具体的に明示するもの、すなわち、更正の対象となる事実
とこれに対する課税庁の法的評価ないし法的判断の結論が表示されている
限り、法の要求する更正理由の附記として欠けるところはなく、それ以上
に当該法的評価ないし法的判断の根拠となった事実まで記載する必要はな
いと解するのが相当である」と述べている（下線筆者）。

京都地裁平成 18 年 2 月 10 日判決¹³⁾は、非常に簡潔な根拠しか記載さ
れていない理由附記を適法としている。当判決の事実の概要は次のとおり
である。

X（原告）は、染色業を営む株式会社である。平成 14 年 3 月 31 日当時
の X の代表取締役は、乙であった。丙は乙の父であり、X の乙の前の代
表取締役であり、同日当時、取締役であった。甲は、乙の妻であり、同年
1 月 4 日付けて原告の取締役に就任し、同年 4 月 1 日、代表取締役に就任
した旨の登記がされている。また、X の商業登記簿上、平成 14 年 3 月 31
日に乙が代表取締役を、丙が取締役をそれぞれ辞任し、同年 4 月 1 日、丙
が監査役に、甲が代表取締役にそれぞれ就任したとされている。X は、
平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの事業年度中に、乙ら役
員及び従業員を被保険者とする簡易保険（普通養老保険）及び E 保険株
式会社の団体生命保険の各満期保険金等としてそれぞれ合計 9,095 万
3,949 円及び合計 6,519 万 1,157 円、以上の合計 1 億 5,614 万 5,106 円から

13) 税務訴訟資料 256 号順号 10309。

既積立額を控除した 9,498 万 5,373 円について本件事業年度の雑収入として計上した。X は、平成 14 年 5 月 31 日、被告に対し、本件金員（乙に対する退職慰労金 4,000 万円、丙の退職慰労金 1,560 万円）を本件事業年度分の損金として、本件事業年度分の法人税の確定申告をした。

これに対し、Y（被告・税務署長）は、平成 15 年 7 月 7 日付けで、本件金員については本件事業年度の損金の額に算入されないとして、法人税額について更正処分をし、過少申告加算税の賦課決定処分をした。また、本件更正処分等の通知書には、「当事業年度において退職の事実がないと認められますので、当事業年度の損金の額に算入されません」との記載がある。X は、Y に対し、平成 15 年 8 月 8 日、上記各処分について異議を申し立てたが、Y は、同年 11 月 4 日、同申立てをいずれも棄却する決定をした。さらに X は、平成 15 年 12 月 4 日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成 16 年 6 月 25 日、同審査請求を棄却する裁決をした。

裁判所は、「本件についてこれをみるに、本件更正は、本件金員の支払の存在についての帳簿記載を覆すことなくそれを肯定した上で、本件金員の支払が本件事業年度における退職によるものといえるかどうかという評価を修正するものにすぎないから、本件更正をもって帳簿書類の記載自体を否認するものではないというべきである。そして、本件理由記載は、「当事業年度において退職の事実がないと認められますので、当事業年度の損金の額に算入されません」というものであり、本件事業年度の損金として本件金員を算入することを否認した理由について、その法律上及び事実上の根拠を示しているといえることができる。……したがって、本件理由記載は、法人税法 130 条 2 項の要求する更正理由の付記として欠けるところはないというべきである」と述べている。

これらの判決以外においても、非常に簡潔な根拠しか記載されていない理由附記や、法解釈についてはその根拠を示す必要がないとする理由附記

を適法とした判決を見ることができる¹⁴⁾。

V 法的評価を重視した判決

最後に触れるのは、大阪高裁平成 25 年 1 月 18 日判決¹⁵⁾である、本判決の特色は、最高裁昭和 60 年 4 月 23 日判決以後、裁判所が非常に簡潔な根拠しか記載されていない理由附記や、法解釈についてはその根拠を示す必要がないとする理由附記を適法と判断している点について一石を投じたものである¹⁶⁾。また、最高裁昭和 60 年 4 月 23 日判決の論理を精密に分析し、その論理を本事実関係にあてはめて丁寧に判断を行ったものとして評価されている¹⁷⁾。

事実の概要は次のとおりである。X（原告・控訴人）は、a 市が全額寄附をして b 府から設立許可を得て、民法 34 条の規定により設立された財団法人であって、法人税法上の公益法人等であり、Y（行政処分庁・国・被告・被控訴人）から青色申告の承認を受けていた。X は、その行なう事業を平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの事業年度及び平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの事業年度においては、公益事業会計、収益事業会計及び不法投棄調査収集事業会計の 3 つの事業に区分して経理し、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの事業年度及び平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの事業年度においては、公益事業会計及び収益事業会計の 2 つの事業に区分して経理して

14) 例えば、「各通知書に、このように判断した法令解釈の根拠が示されなかったとしても、それだけで上記理由附記制度の趣旨目的が損なわれたということとはできない」とする判決も存在する。東京地判平成 20 年 9 月 10 日判例集未登載。

15) 判例時報 2203 号 25 頁。

16) 佐藤英明「行政手続法により課税処分求められる理由附記の程度」税務事例研究 144 号 34 頁。

17) 岩崎政明「青色申告更正処分に係る理由附記の程度」税研 178 号 275 頁。

いた。Xは、各事業年度において、収益事業会計として区分していた事業のみを法人税法2条13号に規定する収益事業に該当するとして、法人税の確定申告をした。

Yは、Xが営む事業のうち、平成16年3月期及び平成17年3月期において公益事業会計及び不法投棄調査収集事業会計に区分して経理していた事業並びに平成18年3月期及び平成19年3月期において公益事業会計に区分して経理していた事業についても収益事業に該当するとして、Xに対し、各更正処分等を行なった。Xは、本件各更正処分等を不服として、異議申立て、審査請求をしたが、いずれも棄却され、本訴を提起した。第1審の大阪地裁は、本件更正処分等を適法と判断し、Xの請求を棄却したため、Xが控訴した。

控訴審である大阪高裁は、次のように述べて、原判決を取消す判断を下しXの主張を認めた。「法人税法130条2項は、青色申告に係る法人税について更正をする場合には、更正通知書にその更正の理由を付記すべきものとしている。これは、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨によるものと解される」、「そして、一般に法が行政処分理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らして決定すべきである（最高裁昭和38年5月31日判決・民集17巻4号617頁）」ところ、帳簿書類の記載を否認して更正をする場合においては、法人税法が青色申告制度を採用し、青色申告に係る所得の計算については、それが法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることがないことを納税者に保障した趣旨に鑑み、単に更正に係る勘定科目とその金額を示すだけではなく、そのような更正をした根拠を帳簿記載以上に信憑力のある資料を摘示することによって具体的に明示することを要するものというべきである」、「他方、帳簿書類の

記載自体を否認することなしに更正をする場合においては、その更正は納税者による帳簿の記載を覆すものではないから、そのような更正をした根拠について帳簿記載以上に信憑力のある資料を摘示することは要しないが、更正の根拠を、上記の更正処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の制度目的を充足する程度に具体的に明示するものであることを要すると解され、更正処分庁が当該評価判断に至った過程を検証する程度に記載する必要があるというべきである」。

ここまでの判示は、最高裁昭和 38 年 5 月 31 日判決と、最高裁昭和 60 年 4 月 23 日判決の判示を引用した形を取っている。そして、本件更正処分の内容については、「本件各更正処分の通知書には、「収益事業収入計上漏れ」として、契約書名等を個々に明記し、該当する各事業の契約及び金額を指摘して所得に加算しており、帳簿についても書類についても何ら否認する旨の記載もないこと、当該契約書に記載されている金額及び X が作成していた帳簿書類の記載と、本件各付記理由及びその別紙一「計上漏れ収益事業収入一覧表」に記載されている金額とが、一致することが認められる。本件各更正処分は、いずれも X の受託業務、当該業務の契約年月日及び計上漏れとなっていた金額についての帳簿上の記載を覆すことなく、これらをそのまま肯定した上で、かかる業務が法人税法上の収益事業に該当するという法的評価により更正したものであることが認められるので、本件各更正処分は、帳簿書類の記載自体を否定することなしにされた更正処分である」と述べている。

続けて、理由附記の内容については、「本件各付記理由は、収益事業の収入に該当すると認定した収入の金額については、各契約書に基づきその算定過程について具体的に記載するものであるが、法適用に関しては、「法人税法 2 条 13 号に規定する収益事業の収入に該当する」との結論を記載するとどまり、なぜ収益事業の収入に該当するのかについての法令等の適用関係や、何故そのように解釈するのかの判断過程についての記載が

一切ない」,「さらに,本件各付記理由には,法人税法施行令5条1項10号,同施行規則4条の3,実費弁償通達の各規定や,その適用関係についての判断過程の記載が一切ないことから,本件各付記理由の記載自体からは,処分行政庁が本件各更正処分をするに当たり,そうした法令等の適用関係やその判断過程を経ていることを検証することができない」と判示している。

そして結論として,「以上の認定判断を総合すると,本件各付記理由は,法人税法130条の求める理由付記として不備があるものといわざるを得ない」として,原判決を破棄し,本件更正処分等のすべてを取消した。

VI 理由附記に関する原則的な考え方

本稿では,裁判事例を中心として青色更正処分に係る理由附記の法理を概観した。そこから,同処分に係る理由附記の法理を整理し,そこに存在する原則的な考え方を明らかにしたい。

青色更正処分に係る理由附記における原則的な考え方の1つは,最高裁昭和38年5月31日判決が示す,理由附記の恣意抑制機能と争訟提起便宜機能である。それらは,最高裁昭和60年4月23日判決,岐阜地裁平成12年12月6日判決,京都地裁平成18年2月10日判決,および大阪高裁判平成25年1月18日判決の中でも示されており,それらの機能を満たさない理由附記は違法となると考えることができる。

また,同じく最高裁昭和38年5月31日判決が示した信憑性原則であるが,その原則は,最高裁昭和60年4月23日判決により一定の縛りがかけられている。すなわち,帳簿の記載を否認しないで行う理由附記については,「そのような更正をした根拠について帳簿記載以上に信憑力のある資料を摘示するものでないとしても,更正の根拠を前記の更正処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由附記制度の趣旨目的を充足する程度

に具体的に明示するものである限り、法の要求する更正理由の附記として欠けるところはないと解するのが相当である」とされたことである。岐阜地裁平成12年12月6日判決、京都地裁平成18年2月10日判決、および大阪高裁判平成25年1月18日判決においても、それらの事件が帳簿の記載を否認するケースか否かについての判断がまず示されている。言い換えると、帳簿の記載を否認して行う理由附記には、信憑性原則の考え方が適用されると考える。

そして、帳簿記載を否認しない青色更正処分に係る理由附記は、岐阜地裁平成12年12月6日判決および京都地裁平成18年2月10日判決に見られるように、非常に簡潔な根拠しか記載されていない理由附記や、法解釈についてはその根拠を示す必要がないとする理由附記を適法とする判決が見受けられた。しかし、この考え方については、大阪高裁判平成25年1月18日判決が、「なぜ収益事業の収入に該当するのかについての法令等の適用関係や、何故そのように解釈するのかの判断過程についての記載が一切ない」とし、さらに続けて、「本件各付記理由には、法人税法施行令5条1項10号、同施行規則4条の3、実費弁償通達の各規定や、その適用関係についての判断過程の記載が一切ないことから、本件各付記理由の記載自体からは、処分行政庁が本件各更正処分をするに当たり、そうした法令等の適用関係やその判断過程を経ていることを検証することができない」と判示している。今後、裁判所がどのような判断を下すのかは明らかでないが、この点については理由附記における原則的な考え方が未だ確立していないと言えるであろう。

Ⅶ おわりに

本稿では、裁判事例を中心に据えて、青色更正処分に係る理由附記の法理を整理し、そこに存在する原則的な考え方を明らかにした。結論を述べ

ると、最高裁昭和 38 年 5 月 31 日判決が示した、理由附記の恣意抑制機能と争訟提起便宜機能という考え方は脈々と今日まで引き継がれており、同判決が示した信憑性原則も、最高裁昭和 60 年 4 月 23 日判決により一定の縛りがかけられながらも、原則的な考え方として未だ存在していることを確認することができた。

しかし、帳簿記載を否認しない青色更正処分について、課税庁の法的評価と判断の根拠条文を示さない理由附記が適法になるのか否かということについては、裁判所の考え方は揺れているように感じられた。この点については、理由附記の恣意抑制機能と争訟提起便宜機能を充足するためにも、法的評価と判断の根拠条文がまったく不要であると解すべきではないと考える。

参考文献

- (1) 岩崎政明「青色申告更正処分に係る理由付記の程度」(税研, 178 号)
- (2) 浦谷清「所得税青色申告についてなされた更正処分並びに審査決定の附記理由が不備であるとされた事例」(民商法雑誌, 50 卷 1 号)
- (3) 金子宏『租税法 (第 21 版)』(弘文堂, 2016 年)
- (4) 金子宏「青色申告の更正と理由付記」(判例時報, 1230 号)
- (5) 久保茂樹「納税者の手続的権利と理由附記」『租税行政と権利保護』(ミネルヴァ書房, 1995 年)
- (6) 佐藤英明「行政手続法により課税処分に求められる理由附記の程度」(税務事例研究, 144 号)
- (7) 塩野宏『行政法 I (第 6 版)』(有斐閣, 2015 年)
- (8) 芝池義一『行政法読本 (第 4 版)』(有斐閣, 2016 年)
- (9) 芝池義一「青色申告に対する更正の理由附記」『租税判例百選 (第 4 版)』(有斐閣, 2005 年)
- (10) 下川環「理由の呈示(1) 青色申告に係る更正」『行政法判例百選 I (第 6 版)』(有斐閣, 2012 年)
- (11) 田中二郎『行政法総論』(有斐閣, 1965 年)
- (12) 谷口勢津夫『税法基本講義 (第 5 版)』(弘文堂, 2016 年)

- (13) 中川一郎「附記すべき更正理由ならびに審査決定理由の程度」(シュトイエル, 15号)
- (14) 深澤龍一郎「青色申告に対する更正の理由附記」『租税判例百選(第5版)』(有斐閣, 2011年)
- (15) 水野忠恒「行政行為と理由の附記」『行政法の争点(初版)』(有斐閣, 1980年)
- (16) 山田二郎「青色更正の理由附記とその程度について」『山田二郎著作集 租税法の解釈と展開(1)』(信山社出版, 2007年)

(原稿受付 2016年5月9日)

〈調査報告〉

TPP時代の貿易取引実務の展望

— 財務省東京税関 2015年度 税関職員研修講義録 —

武 上 幸之助

概 要

財務省東京税関 税関職員研修会 2015年10月30日（金）
研修会担当 拓殖大学大学院教授 武上幸之助
於：江東区青海 東京税関ビル10F 税関職員「貿易実務」研修会
全国から集まった税関職員（係長級以上）の研修講師担当。
午前：貿易実務動向，電子商取引 EDI を中心に解説。
午後：貿易実務事例を用いて解説した。

1. 貿易実務研究の動向

「貿易」の語源は，道学の老子に由来し，貿＝輸，易＝経済から発祥したといわれる。貿易とは，物資，サービスの自由な移動，流通がその原義であるといえる。

保護貿易の反省から，戦後，IMF・GATT体制の自由貿易体制下での，日本は米国の貿易仕法を導入し，主に船荷証券，信用状付荷為替手形決済を中心とした実務体系を整備，発展させてきた。この貿易ドキュメントを通じたドル流通証券による取引システムは，世界貿易の急速な発展とドル決済システムを通じて米国経済と深く結合し，ドル信用の大きな基盤を形

成してきた。

「貿易実務」仕法の特徴として、非常に多くの実務当事者、相互間に係わり、貿易ドキュメント作成、確認、決済、認証、配送等、非常に煩雑であることで、事務処理生産性から、米国にても約7.5%前後といわれ相対的には高い値であるとされる。

例えば、JASTPRO 調査では、貿易書類（官公庁119種、商業民生65種）そのコピー官公庁45枚、商業195枚）、NCITD（アメリカ貿易手続き簡素委員会）の同調査では一件46種、コピー229枚作成・流通・処理平均時間、輸出36.5時間375ドル、輸入27.5時間320ドル輸出入総額の7.5%が貿易文書処理に費やされた。

事務処理の合理化が急務な一方で、電子商取引EDIまた日本通関申告システムNACCSなど通信情報革命の取り込み、外為法改正によるオープンアカウント勘定決済などドル規制撤廃による自由決済導入、またAEO等のテロ対策や通関審査の改革、コンテナ輸送が主力輸送手段化したことによる海上運送状（SWB）等の非流通証券による貿易信用決済などのリスク等にどのように対応するか、TPP新時代を迎え、新たな実務課題に直面している。

2. 電子商取引EDI

実務の軸は、信用状付荷為替手形決済から直送B/Lシステムへの方向へ発展してきた。流通船荷証券が中心であった80年代は、約80%が信用状付荷為替手形決済を用い、2000年代は20%にまで、2010年代インコタームズ2010では、既に5%程度といわれ送金決済を基軸としたオープンアカウント決済が主役となり、現在は国際コンテナ化と非流通海上運送状・国際複合輸送証券取引が、その利便性により、法的未整備の中、B/Lに代わって利用拡大している。

3. 電子商取引のリスク

主に東アジア貿易で「船荷証券の危機」が問われ出し、その貿易取引のペーパーレス化、電子商取引化の軸は、国連 CEFACT による XML/EDI・EDIFACT 標準策定、また JASTRO（日本貿易関係手続簡素化協会）、さらにボレロ船荷証券（電磁データ）実験、WTO の提唱する EDI への経産省提案、経産省「国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会」などで、導入審議がおこなわれ、関税 NACCS、また SDS（日本郵船）シングルウィンドウシステムなど、急速な発展を遂げている。

今回、TPP で示された貿易取引実務の迅速化への要請として、以下の項目が掲げられており、導入に際しての検討課題となっている（図表 2）。

図表 2 電子商取引

1. 交渉で扱われている内容

電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。

2. 交渉の現状

TPP 協定交渉参加国の二国間 FTA を参考としつつ、デジタル製品【注 1】に対する関税不賦課、内国民待遇、最恵国待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証の採用、貿易文書の電子化等が議論されている模様。

【注 1】 デジタル製品とは、例えばコンピュータ・プログラム、設計図、映像及び録音物又はそれらの組み合わせから成り、デジタル的に符号化されたもの。

3. 既存の協定の内容【別添 16:「TPP 協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定—電子商取引」】

(1) TPP 協定交渉参加国間の FTA

P 4 協定には電子商取引章は設けられていない。TPP 協定交渉参加国間の二国間 FTA の規定内容に基本的に大きな違いはなく、内国民待遇、最恵国待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証の採用、貿易文書の電子化等が規定されている。

(2) 日本の EPA

我が国の EPA においては唯一、日スイス EPA に電子商取引章が設けられている。TPP 協定交渉参加国間の FTA がない規定として、民間部門の活動を支援・奨励する規定、具体的には、① 産業界の主導による電子商取引の発展を政府が支援すること、② 民間部門により自主的な規制（行動規範、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励すること、③ 非営利団体による電子商取引を促進する活動【注 2】を奨励すること等を定めている。

【注 2】 例えば、プライバシーマーク制度（事業者が個人情報の取扱を適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度）は、NPO が運用することを想定している。

4. TPP 協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

我が国企業等にとっては、電子商取引の環境が整備される。

(2) 我が国にとり慎重な検討を要する可能性がある主な点

（出典：経産省 HP 2015）

4. TPP 交渉と電子商取引

現時点の公表分では、貿易実務上の課題として、以下の問題が掲げられている²⁾。

4-1. 電子商取引

- ① インターネット上で販売される音楽のコンテンツや電子書籍などに関税をかけることは禁止。
- ② 海外の企業が新興国などで電子商取引を行う際の条件として、国内にサーバーの設置を義務づけることは禁止。
- ③ ソースコードと呼ばれるソフトウェアの情報を企業側に開示するよう義務づけることも禁止。

4-2. 輸入手続き合理化に向けての施策

急を要する貨物を輸出する場合、相手国の税関に書類を提出したあと6時間以内に荷物の引き取りをできるようにルール化。

4-3. EDI の推進主体

① 国際的取り決め

CEFACT

(国連標準化開発組織：貿易円滑化と電子ビジネスの為に国連センター)

Center for Trade Facilitation and Electronic Business

② 貿易手続の電子化

「荷為替信用状や、船積み書類の発行接受等一連の貿易手続きの電子化、ペーパーレス化を実現するため」の、

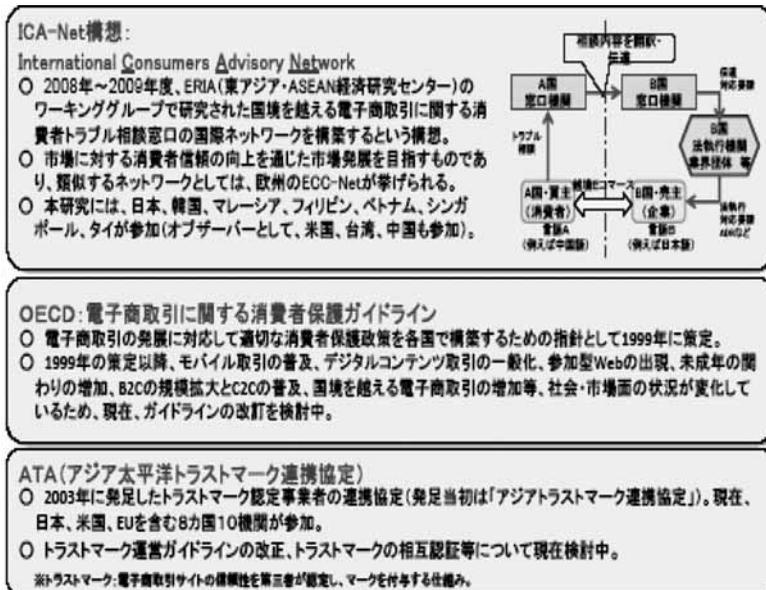
- * 国際的合意，標準化実務ルール作り，
- * 電子化した船積み書類などに関する権利義務関係など法制度の見直し，
（コンテナ最大手アトランティックコンテナライン海上運送状の電子化）
- * 通関情報システム NACCS など行政手続きとのリンク等が検討。
- * 世界標準グローバルな貿易 EDI（電子データ交換）」

（米国，欧州，日本などの銀行間で運営されている国際電子金融決済機構 SWIFT を利用して，ロンドンに本部を置く Bolero.net が先行して商業化）輸出業者が船荷証券やインボイス（荷物送り状）など貿易取引に関わる BOLERO 船荷証券等，貿易取引書類を電子データ処理し，輸入者や自社の海外現地法人，運送業者，通関業者，銀行等に電送することで，契約から決済までインターネットを利用して内容の照合や必要な認証など，貿易取引の膨大な情報を迅速処理する。同時多発テロ以後，米国のテロ対策強化で，米国電子通関システム使用による輸入貨物の税関への事前申告が義務づけられ，貿易手続きの電子化がさらに促進させる施策が図られている。

主な EDI ツールと主導国際組織

- * 「Sea Dogs」 1980
- * 「電子式船荷証券の CMI 規則」 1990 船荷証券の電子化：万国海法会
貨物の引取りに B/L を要しない
- * BOLERO：貿易文書の電子交換システム：電子式船荷証券の流通実験
- * UN/EDIFACT（Electronic Data Interchange for Administration
Commerce and Transport）欧州電子データ交換の国際標準
- * ISO 9735 JISX 7011
- * SWIFT（Society for worldwide Interbank Financial Telecommunication）金融通信メッセージ・サービスを提供する標準化団体

図表3 主な EDI 主導国際組織



(出典：経産省 HP 2015)

* TSU：Trade Service Utility (SWIFT が開発した銀行間貿易金融データマッチングシステム)

EDI を巡る問題点の指摘項目

- ① 電子認証・署名：新たな電子鍵の理論モデル
- ② 電子決済マネー：信用状付荷為替手形に代わるオープンアカウント勘定
- ③ 貿易取引ルール標準化：UCC (米国統一商法典), SGA, CISG
 リステイトメント判例ルール策定
 * 先行事例 旧 ICC と 80 年改訂新 ICC
- ④ 決済担保保証：
 * 流通性担保 船荷証券の裏書制度

5. 結 語

実務家にとって「实事求是」とは、現場主義の課題の指摘であり、貿易実務においても、「現場作業に基づいた問題発見と、その課題解決」こそが、実際に支えている。



(2015年10月30日)

冒頭で述べた商品サービスの移動、それに伴う資金と信用が、貿易実務の原点であって、安全、円滑、確実にその流通を展開する「貿易取引の制度的担保」を維持することが、重要である。

貿易実務は、新たな国際間 SCM（サプライチェーンマネジメント）管理の主な仕法となり、流通証券のデリバティブ化が急速に進んでいる。

一方、情報革命による電子商取引の導入は、実務家の基礎とする現場・実体リアリズムと乖離した抽象イメージの仕事にも展開する可能性もあり、電子商取引、それ故の問題も多く抱えている。

利便を支える経済性の背景には、必ず取引、信用リスクが潜むものであ

り、特に人民元を米国が国際決済通貨として認証した現在、今後、貿易取引が米国主導であった時期からさまざまな貿易取引実務が派生してくる可能性が高い。その意味で、貿易実務にも VaR などに基づく新たなリスクマネジメントモデルの導入が必要になってくる。

《注》

- 1) 「米国サプライチェーンの EDI 化の遅れによる直接的・間接的な損失コストは 5 年間で約 17 億ドルに達し、生産拠点の海外移転に伴うコストダウン効果を大きく損なう」(米国自動車工業会 HP 2014)。
- 2) TPP 交渉では、関税の低減化、撤廃化は、大きな貿易自由化課題の一つであったが、戦後、自由貿易の大きな転換点となった(「自由貿易は、過去の戦争悲劇に対する最大の防波堤」チャールズ・キンドルバーガー)。一方、ブロック内での米国主導は、デジタルプロダクトゼロ関税化、緊急時通関 6 時間ルールの設定、EDI の推進などにも現れて、貿易取引実務の新たな発展局面を迎えることになった。

(原稿受付 2016 年 1 月 7 日)

Andrew Miziniak,
The Unicultural Advantage:
The new cultural roadmap for global business
relationships

(SC: Create space publishing, 2015)

鄭 偉

The Unicultural Advantage: The new cultural roadmap for global business relationships は学術研究書ではなく、異文化トレーニングの現場で活躍している講師 Andrew Miziniak 氏の提案する Unicultural トレーニングの実践的手法を紹介する書物である。Miziniak 氏はポーランド生まれ、ドイツとフランスで教育を受け、現在はアメリカで大手米国グローバル企業の海外赴任者向け研修を仕掛け、37カ国の異文化研修プログラムを提供する、現場経験豊富なトレーナーである。

2015年に出版され、教育研修の実体験をベースにトレーナーまたは企業グローバル事業担当者、赴任者に向けて書かれたこの書物は、一体どのような方法を紹介しているだろうか。そのメソッドはどのような特徴をもって、これまでの異文化トレーニングと差別化し、また、現在のグローバル人材育成、特に日本企業のグローバル人材育成にどのような教示をなしているだろうか。上記の問題意識を中心に、この著書を紹介しながら議論を広げていきたい。

Unicultural は、直訳すると普遍文化的アプローチのメソッドのことであるが、その特徴を簡単に纏めると、異文化の他者との差異に焦点を当てるのではなく、自己軸そして自身の文化に焦点を当て、異文化のフレームワークで自分の特徴を捉えた上で、グローバルにビジネスを行う際のノウハウを学ぶ方法である。さらに、ビジネスの文脈と、係わる相手の差異は国ベースで考えるのではなく、複眼的、多数の尺度をもって考えることを意味する。つまり、米国人としての多様性、関わる相手（例えばポーランド人、中国人）の多様性、そしてインタラクションの文脈を必ず取り入れながら動的に考えることを強調する。

言うまでもなくこれらの提案は、文化差異を可視化、拡大化、ステレオタイプ化する多くの現行研修プログラムを意識したものである。一例として、ポーランド赴任者向けの教育プログラムの中で、ポーランド人は朝からアルコールを飲みながらビジネス関係を構築していくエピソードを紹介し、それが多くの歪んだ固定概念を生み出す危険性を強く批判している。さらに、過去の経験をベースに纏められる異文化の他者の特徴は、現在のグローバルビジネスにどこまで通用するか、どこまでこれからの世界に通用するか、という問いかけをしている。また、「○○人」というレッテルを張られた他者の特徴は、その国民性の多数を纏めることができたにしても、実際のグローバルビジネスに係わる○○国出身の人間は、むしろ国民性を代表できない少数派であり、場合によっては全く異なる特徴を持つ可能性が大きいのである。米国企業のグローバル赴任者の研修現場から見れば、これは確かに的を射た持論だと認めなければならない。米国企業の赴任者とはいえ、実際はメキシコ、南アフリカ、インド、中国の出身者であり、従来のも米国人という枠組みで括ることができない場面が多数である。また、彼らが赴任先の国において一緒に働く現地の同僚は、日本人、中国人とは言え、一般的に言われている国民性と正反対の信念、態度、価値観を持つ人で、研修で提供する情報、知識と対応スキルは全く通用しなくなっ

ていることも頻繁にある。従って、相手が多様かつ変動的になっているのであれば、自己軸のみは比較的安定した要因と認識し、自身の特徴と赴任タスクという文脈により焦点を当て分析し準備をした方が効果上がるということは理解できるであろう。

確実に応用性の高いフレームワークがいくつか紹介されている。まずは赴任者とカルチャーショックとの関連性についてのフレームワークとして、「低周波型人間 (Low frequency individual)」と「高周波型人間 (High frequency individual)」というものが紹介されている。通常赴任者は、赴任初期段階と赴任後一定時間を経た段階で、異文化のカルチャーショックと文化的疲労を経験する。程度の差異があるものの、文化的不適応のレベルによって現地でのパフォーマンスに影響を与え、カルチャーディスカウントという現象が起こる。低周波型人間の場合は日常の細部にまで敏感に自分の幸福度と満足度を測る特性を持ち、赴任の初期段階においてカルチャーショックを経験しやすく、事前に対応の方法を習得した方が現地でのスタートがうまく行くことが多い。日本人赴任者の場合は、一般的に低周波型が多いとされている。一方で高周波型人間の場合は、特定なことのみこだわりを持ち、それさえ満たされればその他の差異と変化についてはほとんど無視できるレベルにある。米国企業の赴任者選びの際には、これまで後者を適応性が高い人間だと評価してきたが、実際は不適応症状の現れる時期が先伸ばしされているだけである。さらに、現地の文化的特徴及び社会・市場の変化などに敏感に反応できず、ビジネスパフォーマンスが高いどころか職種とタスクによってはより大きな失敗を招く可能性が高い。このような枠組みをもって、赴任者は自分の特徴を理解することにより赴任前の適切な準備ができると推奨し、具体的な処方箋も提示している。

なるべく通用性の高いフレームワークをツールとして提示することが Unicultural Method の狙いである。例えば、著者はビジネスを行う際の異文化の環境のことを PC を動かす OS に例え、「オペレーティング環境

(Operating Environment)」と定義している。その「オペレーティング環境」の認識と理解がその後のビジネス、信頼関係、リーダーシップなどの土台となると唱えている。その「オペレーティング環境」を理解するためのフレームとして、「Transitory（一時的型）」と「Complex（複雑型）」という概念が紹介された。それぞれの特徴を纏めると下記の通りである。

Transitory OE	Complex OE
空港とマーケットのように	家族に近い
環境をコントロールすることで人をコントロール	人々をコントロールすることで環境をコントロール
多様性があり予測可能性が低く、ダイレクトなコミュニケーションスタイルを取る	間接的なコミュニケーションスタイル 関わる時間と共に強くなる
マインド重視 理性的	気持ち重視 感情的
前もって関係性を分配する	時間で関係性を分配する

このフレームワークをもって日米のビジネスマンの関係構築の場面にあてはめると、適合性があると言えよう。例えば、日本人ビジネスマンは英語という語学の能力が高くても、「話題提供」の習慣と対応力が不足しているという意見は、アメリカ人ビジネスマンの間ではよく聞く。「Transitory 文化」を持つアメリカ人ビジネスマンの場合は、最初から自分に関連する話題、関心事を大量に提示し、その相手がそこから取捨選択し関係を構築するというコミュニケーションアプローチを取る。それに対し、「Complex 文化」を持つ多くの日本人ビジネスマンは、少量の話題を時間と共に少しずつ展開進化し関係を構築していくパターンが多く、そのためお互い違和感を感じることが多い。「Transitory/Complex」の概念は、これまでの異文化マネジメントの分野で広く使われてきた個人主義/集団主義、不確実性回避の度合い、高コンテクスト文化/低コンテクスト文化などの文化的次元を纏めながらも、グローバルビジネスの実務と

文脈を背景に動的視点で提案を行っており、既存の理論の応用性を高めている。著者は、従来のモデルを一部援用しながらも、すべての個々人がデータが示した通りに行動し関わる時のみフレームワーク通りの予見可能性が現れると指摘している。また、グローバル化の浸透度合いは国によって大きく異なるので、問題の現れ方も様々であり、より現場の変化に密着したフレームワークを紹介するべきだと主張する。これこそ、現場実務経験者の強みとも言えるだろう。

日本企業のグローバル展開に伴い、海外赴任の日常化が進む中、赴任者向けの異文化教育も常に進化している。しかし、アメリカの研修現場と同様に、「他者」と「文化差異」を中心に情報提供を主とするプログラムが圧倒的に多い。この数年間、赴任者育成の現場では、情報提供をベースとする異文化教育から多様かつ動的に「異質性」を受け入れ「異質性」によるシナジーを生かす方向へと転換する声が少しずつ高まっている。つまり、より「知る」「経験する」「慣れる」のではなく、最初から異文化認知管理のスキルを高めることによって、従来のステレオタイプに陥ることなく、他者とのコミュニケーションを通して他者をポジティブに理解する協働関係構築の手法へと移行している。また、自分をより理解し、日本型ビジネスの発信力を高めることもより意識するようになっている。著者のメソッドは時代のニーズに一致しているからこそ、本国のアメリカでは多くのグローバル企業に評価され採用されている。さらに今後、日本のグローバル人材育成の現場にも貢献することが期待される。

異文化研修は、時代と共に発想も方法も常に進化していくものである。グローバル規模の人材最適化及び多様化の戦略に伴う赴任者向け異文化教育も、時代の変化を反映しなければならない。既存の学術的理論及び最新の調査をベースに著されたものではない本書は、現場に次々起きる新しい事象に対するフレームワーク作りと、一種の理論的構築を試みていると私は考える。もちろん、すべてのフレームワークが従来の二元論から脱出で

きない点や、アカデミックな理論及び実証データに欠けるなどの限界もあるものの、既存の学術理論に対する批判と更新性をもつ本書が、新たな理論構築の可能性を提示したことを評価したい。ビジネスの現場における新たな思考と実践はこれからの異文化理論の更新に有益であると、本書を読んで改めて実感し、グローバル人材育成の新しいフィールドを開拓する刺激とヒントを貰った。

(Miziniak, Andrew. *The Unicultural Advantage: The New Cultural Roadmap for Global Business Relationships*. SC: Create space publishing, 2015)

2015 年度（平成 27 年度）経営経理研究所

月例研究会報告

2015 年度・経営経理研究所主催の月例研究会は下記のとおり開催された。

(1) 11 月例会（11 月 13 日・金）

テーマ 「交渉は何をもたらすのか ― ゲーム理論からのアプローチ ―」

報告者 海老名一郎（商学部教授）

〈要 旨〉

本報告では、交渉の妥結可能性と、各プレーヤーが交渉から引き出そうとする利得の関係について考察を行った。結果として、「交渉の妥結可能性が高いほど、交渉中の対立が先鋭化しやすい」ことが示された。

交渉における要求内容とプレーヤーの行動がリンクしている場合、交渉を有利に導くための事前の行動がエスカレートしやすい。しかし交渉が決裂した場合、エスカレートした行動の結果が、自らの利得を引き下げる。このことから、交渉の妥結可能性と要求水準の間にトレード・オフの関係が成立する。フェイス・ダイアグラムを用いた分析では、この現象が交渉領域の広範な部分で観察された。

(2) 12 月例会（12 月 11 日・金）

テーマ 「情報伝達に関する基礎的研究における資料等の検討 ― スマート社会とコンテンツ産業のゆくえ ―」

報告者 金山 茂雄（商学部教授）

〈要 旨〉

20 世紀に達成された「豊かな社会」は物質的側面（有形）が多く、それを人々は満足していた。21 世紀に入り形あるものから形のない無形のものに様々な価値を見出した。企業は、このような社会状態を創り出したことに大いに意味深い存在である。物質的に生活が豊かになったということは、家の中には多くのモノが存在することを意味する。しかし、モノが多く存在しても今までと同様な商品やサービスの提供では、消費者が感心を持たないことに気づく。たとえ商品を購入したとしても消費者自身が満足しない結果となるのである。状況次第では、企業は危機感を抱くことも生じる。

情報技術産業は世界中で大規模かつ最も急成長している産業である。特に、コンピュータやその関連する事業が推進力となっている。現代社会は人間の知的な活動領域を拡げ、お互いの競争を通じて個人の能力を伸ばし、その結果、一つの産業として発展している。また、知的活動の増加に伴い様々な価値が生まれ変化し、その中で社会的な倫理観が後退している。

一方、経済的な側面からは、企業や個人に対し創造性と独創性などが求められ、また、それらの能力の向上が必要とされている。そして、企業は個人に対し既成の秩序にとらわれない動きや試みを大切に、柔軟な発想のもとに新しい思想や技術を次々に創出させるように環境整備を行い、新しい試みに挑戦しなければならない。そのため、自己分析と意識の向上が必要であり、個々の能力等を改善するための効果的かつ効率的に得ることができる方法を探究しなければならない。

ここでは、特に個々の能力等を改善するための効果的かつ効率的に得ることができる方法に着目し、新技術開発の発想が情報伝達の過程等に深く係りがあり非常に重要と考えられる。この「情報伝達に関する研究」に対し、総合的な見地からの研究の一つとして考察等を行った。今回の対象は、(1)スマート社会、(2)コンテンツ産業、の現状把握のための文献・資料からの情報の抽出とテーマへの検証を報告した。

(3) 1月例会 (1月22日・金)

テーマ 「マーケティング史研究の視座」(最終講義)

報告者 小原 博(商学部教授)

〈要旨〉

『経営経理研究』第106号(2016年3月) p.23 参照

○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は、研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

第2条 研究所は、次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員でなければならない。

2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には、研究員以外も、投稿することができる。

(著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。

2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただし、事後に投稿者に報告するものとする。

3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

（原稿区分他）

第6条 投稿区分は、別表1、2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

（正誤の訂正）

第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。 新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄録	研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表 2 原稿区別（理工学総合研究所）

(1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年3回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

第1回 5月末日締切 ―9月発行

第2回 9月末日締切 ―12月発行

第3回 12月末日締切 ―3月発行

紀要冊子としての発行のほか、拓殖大学経営経理研究所（以下、「当研究所」という）のホームページにもその内容を掲載する。

2. 執筆予定書の提出

本紀要に投稿を希望する者は、『拓殖大学 経営経理研究』執筆予定表を当研究所に提出しなければならない。各年度における執筆予定表の提出期限は、別に定めるものとする。

3. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得るものとする。

4. 様式

(1) 投稿区分の指定

投稿規則に示された、「論文」、「研究ノート」、「抄録」以外の「その他」にあたる投稿原稿は、「資料」、「調査報告」、「判例研究」、「書評」、「公開講座」、「文献紹介」、「学会展望」、「その他」のいずれかに区分される。

(2) 字数の制限

投稿原稿は、A4縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本語以外の言語による原稿についても、これに準ずる。

I	論文、研究ノート	24,000字
II	資料、調査報告	20,000字
III	I、II以外	6,000字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(3) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管する。

(4) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

(5) 原稿作成にあたっては、A4用紙を使用し、原則として、日本語原稿は横書きで1行33文字×27行、英文原稿はスペースを含め1行に半角66文字、ダブルスペースで作成すること。

(6) 数字はアラビア数字を用いること。

(7) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

5. 表紙

投稿原稿の提出に際しては、『『拓殖大学 経営経理研究』投稿原稿表紙』に必要事項を記入し、ホームページでの公表を認める捺印を行った上で提出すること。

6. 図・表・数式の表示

(1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。

(2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。

(3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

7. 注・引用・参考文献

(1) 注は、必要箇所の右肩にアラビア数字で通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。

また、注記内容は文末、あるいは注をつけた部分の記載頁の下に記載するものとする。参考文献の表記は、文末に一括して記載するものとする。

(2) 英文の場合は、*The Chicago Manual of Style* を準用する。

8. 電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆などが済み次第、完成原稿のデジタルデータと、それをプリントした出力原稿1部を提出すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

9. 掲載の可否、区分の変更、再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。

(2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正や部分的な書き直しを求めることができる。
- (4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学経営経理研究所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

10. 校 正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決められた期日までに行われない場合、紀要掲載の許可を取り消すことがある。

11. 改 廃

この要領の改廃は、経営経理研究所会議の議を経て、経営経理研究所長が決定する。

附 則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

執筆者紹介 (目次順)

金山 茂雄	商学部教授 (経営情報論)
長尾 素子	商学部教授 (入門ビジネスコミュニケーション)
池ヶ谷 浩二郎	創価大学 (自校教育論)
村山 貞幸	多摩大学 (リサーチ入門・マーケティング入門)
浮田 英彦	福岡女学院大学 (観光文化論 (マーケティング)・(観光マーケティング論))
藤田 祥子	商学部教授 (会社法, 手形・小切手法)
三代川 正秀	拓殖大学名誉教授 (会計学)
村松 芳弘	商学部非常勤講師 (初級簿記)
野口 浩	琉球大学観光産業科学部教授 (税法)
武上 幸之助	商学部教授 (貿易政策)
鄭 偉	商学部教授 (国際ビジネスコミュニケーション論)

編集委員 中村竜哉 金山茂雄 武上幸之助 田嶋規雄 内田金生 島内高太

拓殖大学 経営経理研究 第107号 ISSN 1349-0281

2016 (平成28) 年 9 月 15 日 印刷

2016 (平成28) 年 9 月 25 日 発行

編集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会

発行者 拓殖大学経営経理研究所長 中村竜哉

発行所 拓殖大学経営経理研究所

〒 112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 株式会社 外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY
**RESEARCH IN
MANAGEMENT AND
ACCOUNTING**

No. 107

September 2016

Articles

- The Importance of and Need for Information Security
associated with the Industrial Development:
Actual Conditions for the Activation
of Industry and the Use of ICTKANAYAMA Shigeo (1)
- Social Competence in Career Development:
A Nationwide Survey in Junior Colleges
and Universities in Japan NAGAO Motoko
IKEGAYA Kojiro (29)
MURAYAMA Sadayuki
UKITA Hidehiko
- B Corporation and Benefit CorporationFUJITA Sachiko (51)
- Can Accountancy Reseue this Planet? ...MIYOKAWA Masahide (73)
- Research on the Reasons
for Correction of Blue Tax ReturnMURAMATSU Yoshihiro (101)
NOGUCHI Hiroshi

Research Report

- Prospects for Foreign Trade Procedures
in the TPP Age.....TAKEGAMI Konosuke (121)

Book Review

- Book Review on *The Unicultural Advantage:
The New Cultural Roadmap
for Global Business Relationships*ZHENG Wei (131)

Edited and Published by

**THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY**

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan